

平成27年度予算審査特別委員会（第1日目）

- ◎ 招集年月日 平成27年3月15日（日）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成27年3月15日（日） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成27年3月15日（日） 午後 4時50分

◎ 出席委員

1番	西山和夫	6番	五十嵐捷爾
2番	木村一	7番	谷口康之
3番	松井盛泰	8番	吉田峰一
4番	泉政栄	9番	森永勉
5番	敦澤良子		

◎ 欠席委員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝	保険係長兼衛生係長	松本泰行
副町長	網野眞	介護保険係長	佐藤雅明
総務企画課長	手塚恵一	戸籍係長	佐藤史穂
総務企画課政策室長	小田島伸二	農政係長兼国営土地改良係長	南一貴
生活福祉課長	松崎輝幸	林政係長	三原知明
産業振興課長	西野俊一	商工係長兼労働係長	野戸早苗
建設水道課長	佐々木孝幸	水産係長	森永茂
出納室長	藤谷亘	建築係長兼管財係長	小嶋隆
教育長	田中健一	土木係長	佐藤和人
教育次長	福井誠一郎	上下水道技術係長	牧野覚
高校事務長	田中志津夫	上下水道事務係長	永田吉雄
スポーツセンター長	上村政美	管理係長	鳴海英人
給食センター長	(福井誠一郎)	総務係長兼学校教育係長	長谷川将之
代表監査委員	村上壽	社会教育係長	佐藤正登
総務係長	帰山亮一	給食センター主査	森永達夫
財政係長	佐藤辰治	郷土資料館学芸員	竹田聡
税務係長	小林亮	保健師	小保内さおり
広報調整係長兼土地・公害係長	堂前哲也	保健師	筒井裕子
民生係長	野戸英二		

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事担当係長	上野真吾

平成27年度予算審査特別委員会議事日程

(第1号)

平成27年3月15日(日) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1	議案第 9 号	知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 2	議案第 10 号	知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例について
第 3	議案第 11 号	矢越山荘の設置及び管理に関する条例の制定について
第 4	議案第 12 号	知内町子ども発達支援センター条例の制定について
第 5	議案第 13 号	知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
第 6	議案第 14 号	知内町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
第 7	議案第 15 号	保育料徴収条例を廃止する条例の制定について
第 8	議案第 16 号	知内町立幼稚園の保育料等徴収条例を廃止する条例の制定について
第 8	議案第 17 号	知内町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 9	議案第 18 号	知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
第 10	議案第 19 号	知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
第 11	議案第 20 号	知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 12	議案第 21 号	知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 12	議案第 22 号	知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について
第 13	議案第 23 号	知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
第 14	議案第 24 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第 15	議案第 25 号	知内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
第 16	議案第 26 号	知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について
第 17	議案第 27 号	知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について
第 18	議案第 28 号	知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について
第 19	議案第 29 号	平成27年度知内町一般会計予算について

● 開会宣言・開議・議事

◎ 委員長（森永 勉）

皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様には、一言ご挨拶を申し上げます。本町議会では、町民に開かれた議会、また、仕事のご都合などで、ふだん議会を傍聴できない皆さんのために、本日、サンデー議会を開催することとなりました。傍聴に来られました皆様方には、何かとご多忙のところをご足労を賜り誠にありがとうございます。只今からサンデー議会を開催致しますが、本日の日程は、ご案内のとおり新年度予算にかかる議案の審議を行います。したがって、午後からも会議を開催致しますので、最後まで傍聴くださいますよう、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

13日の本会議で、予算審査特別委員会が設置され、凶らずも私が委員長を仰せつかりました。委員各位には、ご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、ご協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。ご存じのように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行もあるように、地方自体の財政には、国からも住民からも厳しい目が注がれておるところであります。町長も限られた財源の中で、最善のものとしておるところであります。議会は町長とはまた別に住民の代表として選ばれたものとして、十分に議論を重ねることによりまして、住民の納得のいく予算とならなければならないと考えているところでもあります。限られた審査期間ではございますが、効率的に委員会が運営されますよう、委員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。一言ご挨拶をさせていただきます。

それでは、只今からサンデー議会を開催致します。

只今の出席委員数は、9名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年度予算審査特別委員会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

委員会の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、直ちに議事に入ります。委員会は付託されました27議案について、既に提案理由の説明を終了しております。これから審査に入りますが、審査の方法は、議案第9号から1議案毎に質疑、討論、採決の順で進めてまいりたいと思います。

お取扱いにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、そのように審査を進めてまいります。

委員の皆様をお願い申し上げますが、質疑については、予算書及び資料のページを示していただくよう、お願い申し上げます。

● 議案第9号 知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（森永 勉）

日程第1、議案第9号、『知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですが、よろしいですか。

質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第9号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり決定を致しました。

● 議案第10号 知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第2、議案第10号、『知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第10号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり決定を致しました。

● 議案第11号 矢越山荘の設置及び管理に関する条例の制定について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第3、議案第11号、『矢越山荘の設置及び管理に関する条例の制定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

今回のこの矢越山荘の設置、管理に関する条例なんですけれども、第1条の目的の中に、冒頭から小谷石地区の総合振興と書いてあるんですよ。この山荘というのは、小谷石地区のために建てた山荘ではないんですよ。ここにほかの条例、いろいろな建物の条例を見ても、例えば、重内定着センターに然り、漁村センターに然り、いろいろ見ても、その地区のどうのこうのという表現の仕方というのほどこも出てこない。むしろ、それが当然だと思うんです。この矢越山荘を核にして、知内観光振興だとか、いろいろな形でここに文章載ってこなければならぬものが、なぜ、ここで矢越総合振興というこれだけでほんと終わってしまっているのか、何か意図があるのであれば、ちょっとお知らせいただきたい。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今の条例のですね、1条の小谷石地区の総合振興対策ということで、地域限定をしている意図は何かということなんですけれども、特段、意図はございません。ただ、小谷石地区も当然ながら知内町の1つの地域でありまして、小谷石の振興がなされれば、波及的に知内町全体の振興につながるということではあったんですけれども、特段、何度も申し上げますけれども、小谷石だけがどうこうというような発想での条例ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

そういう別に意図がないのであればですね、この会期中にこの文言をきちんと変えた中で、やっぱり上程のしなおしをするべきではないかと思うんですが、その辺はどうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

中身につきましては、只今、申し上げたとおりなんですけれども、例えばですね、使用料の第6条のところもあるんですけれども、そこの4号のところ、小谷石町内会の公益的な活動を目的とし使用するとき、使用料を減免するですとか、一応、発想と致しましては、元々ありました旧矢越小学校が劣化が進んでいるということで、町が取り壊し予定だったんですけれども、町内会が是非、自分たちの避難場所としても、なおかつ、自分たちの地域振興活動としても、是非、残してほしいということを受けまして、建物が残りました。その中でですね、地域の中からは、やっぱり傷みも進んでおり、トイレも水洗ではないということで、水洗便所への改修をお願いしたいというようないろいろな要望を受けてきた経過がございました。ただ、建物がですね、取り壊した建物なんですけれども、昭和27年の建物でございまして、60年以上が経過したということがございます。それらの地域要望を受けて、今回、森林林業活性化という交付金をいただき、なおかつ、その裏には、元気交付金もいただいたということですね、町全体の地域振興、波及効果を狙う建物ではあるんですけれども、そ

のような経過を踏まえまして、矢越山荘という名称にも致しましたし、条例の中の小谷石地区の総合振興対策というような記述には致しましたけれども、何度も申し上げますけれども、町全体への総合振興対策ということをご想定しているものでございますので、この条例でご理解をいただければよろしいかなと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

今、室長の言っているのは、まさしく前の矢越山荘も旧学校そのものを残しておいて、形は町全体でいろいろな振興対策としてあそこを活用してきたわけですよ。私は、そういうへりくつはあまり聞きたくないんですよ。ただ、いずれにしても、町全体の振興対策で、これを使うんだということで建てたわけですから、やっぱりその辺は明言すべきだと。このままで、ただ小谷石総合振興のためにということであれば、どうしても納得できるものではないです。もう一度、これはやっぱりこの文だけ、例えば、この山村を活用して、知内観光の交流事業、体験事業推進のためにというような形の文言が入ってくるのであればいいですよ、これだけ見たら、矢越のためにただ使われるだけですか、というふうにとられても仕方ないような文言なので、やはり変えるべきだと。もう一回。昔のことはどうでもいいですよ。

◎ 委員長（森永 勉）

町長から。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、3番議員さんのご指摘でありますけれども、なぜ、小谷石地区だけの限定というご指摘でありますけれども、町の考え方としては、今、室長が言われるように、全くそういう意図はありません。ただ、室長からも言いましたけれども、長い歴史の中で、矢越山荘というのは、小谷石の町民の皆様方のそして、矢越小学校を要するに廃校するときに、取り壊すときに、何とかそれを残していただきたいという町内会の強い希望がありました。そんなことから、地域の要するに皆様方の意向も踏まえて、一線校舎だけ残したという経過が、これは議員の皆様方のご理解をいただいているというふうに思っています。ただ、その条件としては、町内会がきちんと管理をしていただくという条件を付けて、残させていただいたということもご理解をいただいているというふうに思っています。ただ、長い間の中で、老朽化が進み、そして、町内会としても、なかなか管理が難しくなったということで、実は町の方で管理をしていただけませんかという話はですね、2年、3年前から町内会の方から要するに伺っておりました。そんなことから、今回、地域材を活用した地場材振興を図りながらということでの北海道からの補助金をいただいたものですから、議員の皆様方の理解をいただいて、改築をさせていただいたということでもあります。ですから、基本的には、長い歴史の中で、町内会の皆様方の愛着を持った施設を町が今、改修させていただいて、町が責任として、そこを管理をさせていただくということでの今回の条例提案であるということでご理解をいただければというふうに思っています。ただ、文言の中で、小谷石地区の総合振興対策ということの文言を入れさせていただいておりますけれども、町の考え方としては、今、地元というか、地域の若者が帰ってきて、そして、い

ろいろと今、事業を展開した中で頑張っているということもありますので、これは町全体に波及効果をもたらす、観光の1つの拠点として使っていただければという考え方は持っておりますので、その辺はご理解をいただいて、ここを町の全体の考え方であるということだけご理解をいただければ、この条例を通していただけるのかなというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

今、まさしく町長が言うように、町全体で活用をして、これから推進していくんだよということであればですね、なおさらのこと、これをきちんと名称を謳っていながら、目的に小谷石地区の総合対策振興ですよと謳っていながら、理解してくださいという話にはならないですよ。何もそういうことなので、これはひとつ、当初の矢越山荘、いろいろな歴史があるんでしょうけれども、使うのは町全体で使っていくということであれば、これはやっぱりさっき言ったみたいにですね、町全体の観光事業だとか、交流事業だとか、いろいろな形でこれを活用するんだということを中心にやっぱり目的に掲げるべきで、何もややこしい、理解に苦しむような、こういう書き方はすべきではないと思うんですよ。もう一回、どうですか。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今までの先ほどもちょっと申し上げましたけれども、長い歴史の中で、矢越山荘というか、矢越小学校というのは、地域の皆様方に愛着を持たれてきた施設ということでもあります。ですから、そんな条例案を要するに作らせていただきました。ただ、考え方は、3番議員がご指摘いただいたものについては、町の方としても同じ考え方がありますので、この施設を有効に活用したいという思いは、ご指摘のとおりでありますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

私は理解はしているんですよ。小谷石地区という名称を外すか、外さないかの問題を言っているだけなんです。これだけだったらおかしいから外した方がいいんじゃないですかということを行っているんですよ。

◎ 委員長（森永 勉）

名称の部分の質問だと思うんです。それがどう解釈するかということだと思いますので。町長、もう一回、答弁願います。

◎ 町長（大野幸孝）

今、ご指摘いただいているものについてでありますけれども、町としては、そんな形で考えておりますので、これを文言修正をしてどうのこうのという考え方はございません。この案で、議員の皆様方にご理解をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

具体的な管理の部分でですね、第4条の使用の承認ということで、今回、予め町長の承認を受けなければならないということなんですけれども、その辺、承認を得るための具体的な条件というか、要綱はどのような形のものを指すのか。もしあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

それからですね、4条の(3)の「その町長」となっていますけれども、その「他」が入るのではないんですか。「その町長」ではなくて、「他」という字が入るのではないですか。文章正解なのか、その辺ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長 (森永 勉)

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長 (小田島伸二)

最初に第4条の3号のところですよ。大変、申し訳ございません。只今のご指摘のとおり、その他町長が使用不相当と認めるときということでございますので、申し訳ございません。「他」という字を追記お願い致します。大変、申し訳ございませんでした。

それと、使用の承認のところなんですけれども、基本的には、山荘にですね、地区の横山明覧さんの絵だとか、皮の作品だとかをお借りして展示するということになっています。一般的にただ入館して、お休みいただく程度では、使用の承認は不必要というふうに思っています、ただ、あの中にですね、集会施設ですとか、厨房だとかがございます。それもただ入るだけでは使用という考えはしていないんですけれども、例えば、いろいろなセミナーですとか、何かのことで、排他的に、私たちが使うので、他の人たちは入らないでくださいよというようなときの使用の場合には、予め承認を申請していただいて、いつからいつの何時から何時まではこういう方々が使って、他の人はここに入られませんよというような体制を組もうとしております。そういう内容でご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長 (森永 勉)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

室長の今の説明でありますと、そしたらですね、今のそういう貴重なものを展示してあるという形になりますと、団体の人の使用する条件とそれから、個人でもしそういうものを使用したいとなった場合に、個人に対する同じような考え方で使ってもよろしいという理解の仕方でいいんですか。その辺ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長 (森永 勉)

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長 (小田島伸二)

例えばですね、大広間は120㎡、畳で73畳分あるんですけれども、そこを1人の方が占有して何かされるということとはなかなか想定はしておりません。一般的には団体の方々、例えば、学生さんですとか、いろいろなサークルの方々ですとか、あとは企業のセミナーで使いたいだとか、そういうような場合に使用料をいただきながら、

当然、その前段の使用の承認をいただきながら使っていただくということを想定しています。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

そういう使い方というのはわかりますけれども、ただ、やはり町長も何回も言いますけれども、うちのまちの小谷石地区の振興ということで、その中でも、町長、いつも丸山登山とかそういう形で、やっぱり山に登ってきた方が、車の中ではなくて、矢越山荘できることによって、そちらの方で休憩を取ったりだとか、私はそういうことも可能にするためのある程度の使用の幅を広げてやるものかなということは、私ちょっと自分なりに勝手に想像していたものですから、その辺ちょっと見ますと、何かちょっと違うのかなという部分あるんですけども、もう一度、もしそういう形のいろいろな形の使い方ということを想定していなかったのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

それからですね、今回それに付随してですね、使用料のお金の部分になりますと、9時から13時と3ページの方を見ますと、13時から18時という形になりますけれども、その下の方の備考欄に、使用の準備または後始末もその時間に含まれるとなると、やっぱりなかなかこれは難しい、使用する時間の幅が狭くなってしまうのかなと思うので、その辺の考え方はどうなんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

登山の方々の利用についてご説明を申し上げます。先日も是非、この施設を使って矢越の登山のときに使わせていただきたいというような問合せをいただいています。そのような方は、例えば急に来られて、中で休まれるということも想定しては、ただ、そのような場合は、事前に使用申請だとかということは、実態的に無理でしょうから、自由に入館して、例えば、只今の使用料のところにもありますけれども、シャワーも付けておりますので、これは自由に料金はかかるんですけども使っていて、休んでいただきながら、幅広く使っていただければと考えております。

今の使用の時間のことなんですけれども、備考の2のところですね、やむを得ない場合については、延長することができるということで、そういうこともありますので、ある程度、柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。

◎ 委員長（森永 勉）

よろしいですね。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

今回、我々、議会報告会で、先ほど室長が横山さんの貴重な展示をするということで、今回、我々が議会報告会で小谷石に行ったときにですね、私も横山さんの部分を何とか活用することが考えられないですかといたら、町内会長がそのときにですね、横山さんの方からもし町の方でそういうものを1つ買ってしまえば、それで終わってしまうから、柔軟に定期的に私の方である程度、柔軟に展示を変えるような形で、協力をできますというようなことを町内会長言ってくれたものですから、その辺につい

ても、そういう善意を町の方でも活用してもらいたいと思うので、その辺について、町とそういうものが何か相談とか、連絡というものはなかったんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

矢越山荘の建設につきましてですね、町内会の方と平面プランの段階から何度も協議を重ねてきております。その中で、町内会の方から地元には是非、横山さんというすばらしい作品を作られている方がいますので、その辺の展示のことも十分、設計の中で対応していただきたいと声を受けまして、廊下ですとか、ある程度、重量のある絵も掛けられるような仕掛けを前段既にしてございます。それらの検討を進める中で、町内会長が横山さんの方と協議を致しまして、それらの作品の貸出しについて、快諾をいただいたということでございますので、この部分、町の施設ですので、正式には後日、町から横山さんに絵の貸出しをお願いするということにはなるとは思いますけれども、それは町内会の方で事前にそのような整理がなされるというふうに理解しております。

◎ 委員長（森永 勉）

次、ございませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

目的のところ、他地区との交流の推進による地域の活性化に資するためとあります。それで、使用料の減免の関係なんですけれども、小谷石町内会が公益活動を目的として使用する場合は、減免対象になりますということなんですけれども、先ほどの目的の考え方からいけば、他の町内会も使用する可能性はあるだろうと思っておりますけれども、その他町の対応として、その他町長が必要と認めるときで対応するのか、それとも、その他公共団体等とありますので、その中で対応するのか、あとほかに組合、漁協団体、農協団体もありますけれども、そういう場合は、どこで要するに該当するのか、まず、1点お尋ねします。

それと、使用者の責務のところ、矢越山荘が木造の施設であるということを経験ということで、十分気を付けるようにということでもありますけれども、これは消防法に規定の以外、この建物を建てるための消防法をクリアするものではなくて、それ以上にですね、その木の新たな山荘を守るための何か手当というのはやっているのか、その辺伺います。それと、それに関連して、中というのは喫煙になっているのかもお尋ねします。

それと、使用料の減免。減免ということで、無料にするのも減免ですし、下げるのも減免だと思うんですけれども、その辺の考え方として、町内会はじめ、それは無料ととった方がいいのか、あくまでも、下げるという考え方でとった方がいいのか、お尋ねします。

◎ 委員長（森永 勉）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今の使用料につきまして、例えば、知内町内の他の町内会が矢越山荘を使いたいというような場合にですね、公益的な利用な場合は、今のご指摘の第6条5のその他

町長が必要を認めるときということで、減免が可能というふうに考えております。減免の内容につきましては、例えば、金額も次のページご覧いただいております、半日借りて300円ということなんですけれども、それを半額で例えば150円ということもあまり意味がないと思っておりますので、無料にするという考え方でおります。

消防のことなんですけれども、先ほども話題となりました、この矢越山荘がですね、森林整備加速化林業再生事業補助金をいただくということで、地場のスギをふんだんに使った建物です。外壁だとか、床はほとんど木ですし、集会所の中身もすべて木ということでですね、集会施設という建物ということであれば、現状のままで消防法に抵触しているものではございません。ただ、特別な防火の体制だとかということは、その構造のためにですね、できておりませんので、火災警報器はついておりますけれども、それ以外の例えば特別に何か耐火構造にするという配慮は設計上なされておられません。ただ、それは、消防法の範囲内で整理されているということで、法に触れているようなものではございません。ただ、外側もスギということもございますので、現地ご覧になればおわかりのとおり、近くに消火栓新設してございますので、もしものことがなければということをお祈りしますが、最悪の場合にはそれらで対応するという考えでございます。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

消火栓で対応する、消防法内では整備はしているということなんですけれども、ただ、今、言われるように、いろいろな方々が使うわけですから、火気というのは、それ以上に注意をしなければならぬものだと思いますので、その消火栓使うようになったら大事だと思うんですね。その前に何か自動で探知するような警報なり、やっぱり宿泊のときは、泊まりを可能とするためには、スプリンクラーというお話がありましたけれども、やはりそれらの整備をしながら、今後に対応した方が、いずれ宿泊という考え方も出てくるのか、出てこないのかわかりませんが、ただ、町内会からは、少なからず要望は上がっているんだろうと思いますので、その辺に対応して、今後、どういう考え方で進めるのかわかりませんが、ある程度のスプリンクラーの施設的なものを必要なかなと思っておりますので、是非、対応していただきたいと思っております。

そして、使用料については、無料という考え方でいいんですね。これは別に担当者が変わる毎に使用料が変わるということはありませんね。

◎ 委員長（森永 勉）

室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

減免となった場合には無料と。半額だとか、例えば300円のを150円にするというのは、あまり意味がありませんので、減免の場合は無料となるというご理解でいただきたいと思っております。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにもございませんか。町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、各委員の皆様方からいろいろとご指摘をいただきましたけれども、基本的に今まで町内会が管理をしていた施設と、町が管理をするようになった場合に、町の施設として、条例を設置しなければならないということで、私、条例を制定したから要するに使い方を厳しくするという考え方はありません。ですから、地域の皆様方、当然それは使っていただきますし、町内の皆様方もそこを有効に使っていただければという考え方でおりますので、条例のとおりがちやるという考え方はありません。ただ、町がその施設を管理するというので、条例を提案させていただく場合については、この要するに条項が必要であるということで、ご理解をいただければというふうに思います。がんじがらめに使いづらくという考え方はありません。ただ、今、室長から言いましたように、木でありますので、万が一、火気の扱いは、これは町としても、そして、町内会の皆様方も、そして、使っていただく人方についても、きちんとその辺は周知をして使っていただかなければならないのかなというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員 長（森永 勉）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

1番議員と関連するのでございますけれども、3ページの別表で第6条関係の諸々が出ています。それを見て、今、町長さん、それから、室長の話を知ると、木造ですからどうのこうの話も出るし、もちろん、旧も木造のものでございます。新についても木造でございますので、今、何を聞きたいかということは、使用時間の件なんですよ。従来も木材であって、例えば、登山をして、山から下りてきたとき、寝袋でちょっとだけ泊まれたとか、一時泊まっていたということですけども、下の方の2番にも特にやむを得ないという文言がありますけれども、これについては、従来の寝袋で泊まれるということの考え方でいいんですか。

◎ 委員 長（森永 勉）

室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

矢越山荘の宿泊の取扱いにつきましては、設計がはじまった段階から先ほど来のご質問もありましたとおり、町内会からは、函館の保育園の子ども達が夏に来ているとかという状況があるので、是非、宿泊が認められるような配慮をしていただきたいという要望がいただいております。設計業者の方ですね、消防なりとそのことについて、どのような対応が可能なかということも協議しております。ただし、消防法は絶対遵守しなければいけないことでもありますので、結果ですね、先ほども申し上げましたけれども、この施設、木をふんだんに使っております。内装だとか、宿泊施設とするための場合の耐火構造は残念ながら満たせないという状況でございます。ですので、あの建物で宿泊を認めるということにはならないということで、建築の申請上もですね、集会施設という取扱いになっています。今、こちらですね、やむを得ない場合ということなんですけれども、この設計のはじめの段階で、町内会からいざというときの避難にも使いたいから、当然ながら、そうすると夜を徹して避難する場合もあるということですね、そのような場合の宿泊ということではなくてで

すね、やむを得ず、夜の間もあの施設を使うということは認めるということをごここで準備はしているんですけども、最初から宿泊のために使いたいということの場合には、残念ながら、消防法に抵触するということになりますので、それは残念ながら認められないという整理をしております。

◎ 委員長（森永 勉）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

その辺の判断はどなたがするんですか。そのやむを得ないという判断。要する泊まる、例えば、寝袋でやむを得ないという判断をそれは泊まる方が勝手に判断をして泊まれるわけでもないでしょう。その辺の判断を。

◎ 委員長（森永 勉）

室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

今、申し上げましたとおりですね、地区の方が避難のために、あの施設に入って、夜を明かすという可能性はあるので、そこの使用は認めるということの幅を持った部分なんですけれども、登山のために寝袋を持って来て、あそこに泊まりたいよという申請に対してはですね、どうぞということにはならないということでございます。宿泊はできません。そういう施設でございます。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

まず、第3条、矢越山荘は知内町長が管理する。ただし、第1条の目的を達成する法人、団体を管理委託するということができるということなんですけど、どのような例えば、団体、法人を管理委託者に想定していますか。その辺。

◎ 委員長（森永 勉）

室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今の第3条の管理のことでございます。この後、審議いただく新年度予算にも関連してくるんだと思うんですけども、基本的に町が管理するとは言いながらも、町の職員をあそこに常駐するということにもなかなかありませんので、何らかの組織に管理を委託しようというふうに考えておまして、今まだ最終的な決定はしていないんですけども、観光協会の方々ですとかに管理を委託し、一定の管理委託費用もお支払もしながら、管理をいただけないかなということで調整中でございます。

◎ 委員長（森永 勉）

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

まだ決定していないということですけども、それと合わせて、ちょっと第9条の方で、これは指定管理者になった人に、また利用料も合わせて、指定管理者が自己の収入として、利用料もその管理者がもらうということですか。

◎ 委員長（森永 勉）

室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

別表の使用料をご覧いただいとわかるとおりですね、ものすごく低い使用料を設定しています。半日借りて300円ということですのでございますので、なかなかこの使用料ですね、収益的に賄うということは、現段階では想定しておりません。今の段階では、当面、町が何らかの団体に委託料をお支払いしながら、管理をいただいて、あの施設の使用がどんどん利用が活発になりましてですね、先の目的が達成され、なおかつ、それらの収入が見込める中でという状態を迎えたときに、指定管理者制度の移行できるような、準備のための条文でございまして、ここ数年、この条文を使ってすぐ指定管理者にお願いをするというような状況にはならないというふうには考えております。

◎ 委員長（森永 勉）

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

そういうふうにするんですけども、予算書の中には、指定管理者になった場合は、96万円の予算を計上してあるんですけども、そのほかにこの収入も指定管理者に入るということなのか。

◎ 委員長（森永 勉）

室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

指定管理者制度で、この条文の中でも、もしそちらの団体に、指定管理者に管理を委託していただくということになった場合には、収入は当然ながら管理者の収入になるということでございます。そういう制度です。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ございますか。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

反対討論です。町の管理するいろいろな施設、どの施設を見ても、地域を特定した条文というのは、どこもありません。町内会館も含めて。この地域どうのこうのという表現の仕方はありますけれども、このような形で、小谷石地域の総合対策どうのこうのという地域を指定したという条例は、今回初めてなんですね。先ほど町長が言うように、町が管理するものであれば、当然、条例が必要だと。これは当然の話なんですよ。だけれども、簡単な条例ではだめなんです。条例を作るのだったら、一生ものなんですよ。だからですね、慎重に審議をしながら、条例をみんなで協議をしていかなければならないのは当然のこと。私は第1条の目的を抜かせば、何ら問題のない条例だと思うんです。ただ、いろいろと先ほどから聞いていますように、1条の小谷石地域の総合振興対策、これを外すべきだというような話をしているんですが、理事者側では、外す考え方はございませんということをおっしゃられました。ただ、今までの説明の中で、この施設がですね、やっぱり地場材の振興、さらには、PRだとか、知内の林産の振興対策そのもののことの大きな役割を担っているということもきちん

と条文の中に謳っているわけですね。そういうことであれば、なお更のこと、これを外さないということには理解をできない。よって、私はこれに対して反対をするものであります。

◎ 委員長（森永 勉）

只今、反対の討論がありました。賛成の討論ございますか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

私は賛成をしたいと思います。今、3番議員さんが言いますけれども、条例の部分ですから、あくまでも、もしこれが町の方の条例の目的に合わなければ、いくらでもこれは改善というか、変更はいつでもできると思います。その辺についてですね、やはり我々もこの矢越山荘建築について賛成したものですから、これからやはりプラス思考でですね、これを如何にいろいろな形で活用してもらいたいということを私は思いまして、賛成をしたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、ここで採決をしたいと思います。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号、矢越山荘の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

原案につきまして、賛成の方の起立をいただきます。

（ 起立多数 ）

賛成多数であります。よって、議案第11号、矢越山荘の設置及び管理に関する条例の制定について、可決を致しました。

● 議案第12号 知内町子ども発達支援センター条例の制定について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第4、議案第12号、『知内町子ども発達支援センター条例の制定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

ちょっと確認のためにお伺いしますけれども、予算の説明資料、生活福祉課の方の5ページ、設置期間が1年間ということになってはいますが、その辺について、1年間の設置、その後どのような形でこれを持っていくのか、その辺ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。只今の5ページのですね、設置期間なんですけれども、この子ども発達支援センターは、今後ずっと続けていきたいと思っています。それで、平成27年度の事業の分ということで、ここに設置という名前になっていますけれども、27年

度ということで解釈してもらえればよろしいかと思えます。今後ですね、今、月・水・金、週3日行う予定ですけれども、今後、展開次第では、月曜日から金曜日だとか、そういう形でやっていきたいなというふうに思っていますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

そうしますと、説明資料の5ページの中で、今回、臨時保育士という方が2名ということなんですけれども、これは将来的には、またこの待遇の臨時という言葉のままか、それとも、あくまでもそういうきちんとした保育の資格を有する方となっていますけれども、その辺についての保育士の方の待遇とか、その辺については、どのような形で持っていくのか、お知らせ願いたいと思えます。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。実は子ども発達支援センターというのは、専門の職員がいて、例えば、上ノ国だとか、八雲、それから函館。上ノ国の例を言いますと、保育士さんが現状、この発達支援センターの専門職ということでやっております。それに作業療法士さんだとか、それから、言語療法士さんだとか、そういう専門の方がいればいいんでしょうけれども、まず、うちの方ではですね、保育専門士をこの発達支援の部分、障がい者の部分をですね、教育しながらやっていきたいと。それで、現状は、月・水・金ですので、2名のとりあえずは、臨時保育士ということで考えております。展開次第では、療育センターはですね、療育園の中で、木古内と知内だけが渡島管内で外れているという面がありまして、ここをですね、何とかうちの町を核として、今後やっていきたいなということで、木古内町の方ともですね、できれば、28年、木古内町からも来てもらって、負担金をもらいながら、ゆくゆくはやっぱりそういう言語療法士だとか、作業療法士、そういうのを将来的には、広域的にうちの町が核としてやっていきたいなというふうには考えています。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

今の課長で言いますと、そういうものがないのが、うちと木古内がこの辺ではないという形で今、理解したんですけれども、それにしますとですね、やはりこれからこの部分をこれから重要になってくるのかなと思うんですけれども、その辺で、今のうちの町の現状を見ますとですね、そういうものをやるようになってですね、ある程度、知内、木古内のそういう対象になる子どもさんなり、それから、親御さんのあれというものに対する把握というものは、ある程度できているのか、まず、お知らせ願いたいと思えます。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。うちの方はですね、現在、おしま療育センターの方には、センターの方に8名から10名くらい、実は月1回くらい通園しています。それで、対象者とその疑いのある児童、年々ちょっと増えてきまして、現在、うちの町では、30名から40名の中でそういう疑いのある障がい者の児童がおります。ちょっと木古内の方は確認はしておりませんが、それで、今まではですね、年3回、巡回児童相談でですね、うちの方に函館市の方から来てもらいまして、実施していたわけなんですけれども、そこをですね、今後、経費の面だとか、通うのに冬がやっぱり大変だということですね、そういうことでうちの町にそういうセンターを設置しながら展開していきたいと、そういうことですので、ご理解願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今の7番委員さんのご指摘でありましたけれども、実はですね、これは各自治体でまちまちな取組になっているんですよ。というのは、今、うちが幼稚園から小・中・高、そして、湯ノ里保育所を含めて、今、対象者、児童が17名おるんです。そこで、支援員を今12名配置をさせていただいて、それで、町の全く単独予算で1,600万円の人件費を今、抱えています。そんなことからですね、昨年、北海道の町、それから、村の各首長さんが集まって、政策研究会という、毎年あるんですけれども、そこですね、この特別支援員、私、渡島で代表になっているものですから、協議会の、その中でも言わせていただいているんですけれども、北海道がですね、まさしくそういう発達障がいを持っているお子さんが町にどのくらいいて、町がどれだけ負担しているかというのが、全く掴んでいない実は状況でありました。そんなことから、昨年、提起をさせていただいて、ひとつ今、各自治体の取組というのが、だんだんだんだん表面に出てきている状況であります。北海道としては、その各自治体での取組みが結構差があるものですから、表面に出したくないということがきっと本心だろうというふうに思っています。それで、町はこれだけ要するに体制を整えさせてもらっているんですよ、北海道がそれを何も知らないというのはおかしいんじゃないかということも言わせてもらっていますので、今、課長の方からも言いました。発達支援、これはどういう状況なのかわかりませんが、そういう障がいを持って生まれてくるお子さんが、知内町だけではないです。今、増えてきている状況の中で、町がそれを受皿として、どんなふうに整備をしていくかということで、今回、こういう形で提案をさせていただいているということで、まず、ご理解ください。それで、今、月曜日・水曜日・金曜日、週3回ということで、今、事業を27年度取り組ませていただくということで計画させていただいておりますけれども、その状況を見極めながら、今、課長から言うように、木古内との連携もしていかなければならないということも認識させていただいていますので、スタートということで、まず、ご理解をいただいて、その状況を見極めながら、もう少し手厚く体制を整えていければというふうに考えさせてもらっているということで、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

関連してなんですけれども、今の町長のお話ですと、対象者が17名いるという中で、予算書を見ればですね、保育士賃金で200万円くらいなんですよね。それで、2名の方の対応ということなんですけれども、どのようにこの200万円で対応をするのか、また、週3回にせ、通年の活動だと思えるんですよね。2名の方が通年で活動するための予算として、これで十分なのか、それとも何かと兼務しながらやるのか、その辺の活動方法、お尋ねします。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

今の17名の部分はですね、あくまでも学校のそれぞれの配置の教員だとか、支援員の部分です。この発達支援センターの部分は、今、1番議員さん言いましたとおり、2名でやるわけなんですけれども、年間、月・水・金ですので、その日数を掛けて1人7千円という単価を出させてもらいまして、大体年間130日くらい、そういうようなもので積算しております。そういうことで、先ほど言いました町長の17名というのは、あくまでもそれぞれの学校の支援員の部分ですので、それ以外に学校に上がっていない幼児、就学前の児童がいますので、そこも含めて、この支援センターでやっていきたいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

すみません。私のちょっと説明が不足だったというふうに今、思ひます。実は17名というのは、幼稚園は幼稚園の予算でみさせてもらっていますし、それから、小学校は小学校、今、児童が2名いて、1名の支援員は小学校の予算でということでご理解いただければというふうに。だから、この部分については、その17名をすべて賄うという話ではありませんので、ご理解をいただければと思ひます。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

10名くらいですか、おしま療育センターに月1回通院ということで、それが疑いがある方が30名から40名いるんだという話の中で、まして、これ専門職ですよ、保育士さんというのは。専門の中で要するに週3回、それぞれ対応するわけなんですけれども、なり手いるんですか。その週3回の年間120日の活動にそんなにそんなに人材、知内町に余っているんですか。余っているのであれば、何かもったいないような、何か逆に考え方として、もっと有効に利用する方法というか、利用というのはおかしいけれども、活躍してもらおう場というのを設定した方がいいような気がするんですけれども。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今の保育士の関係なんですけれども、いるのか、いないのかということで、潜在的には保育士の資格を持っている方は、知内町内には10名くらいい

ます。それで、うちの湯ノ里保育所もそうですし、幼稚園もそうですし、代替保育士というのが行っています。そのほかに今、言ったとおり点在している方もいますので、今現在、目星を付けている方はいます。ある程度付けていますので、その方を現在、保育士の資格もありますし、そういうことで2、3か月ですね、研修をさせて、現在も代替で行っていますし、そういうことで、それぞれの函館療育センター、それから、上ノ国の発達支援センター、そういうところに研修をさせながらですね、やっていきたいと。それで、先ほど言いましたとおり、予算でも委託料ですね、発達支援専門員だとか、作業療法士、言語療法士さんも来ますので、そういうものを使いながら、より一層、保育士の専門的なものをしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 委員長(森永 勉)

1番、西山君。

◎ 1番(西山和夫)

候補者抑えているというお話ですけれども、ただ、保育士という専門職でありますので、もう少し活躍の場を広げるといふ意味では、通年で対応するのが望ましいんだろうと思うんですけれども、ただ、この予算の中で、2名ということになれば、今、言われるように、果たして本当にどこまで対応してもらえるのかという不安はありますけれども、これは1名で、要するに今、通院している方が10名、疑い30名から40名ということで、まだ確定していない段階で、今、走ろうとするわけですよ、そういう段階で、たとえ週3回とはいへ、常備きつと業務的内容といふのは、週3回にとどまることなく、週4回なり5回なり、その保育士に無理してもらふ場面といふのは多々あるのかなという気はするんですよ。そういう意味で、1名の通年雇用という感じで、週3回の対応は確かにするんですけれども、1週間常備活動内容の中に入れて、その中で対応するといふ方が効果的であり、まして、相談する側、保護者の方も安心する対応ができるのかなという気はするんですけれども、その辺といふのは、どうしても不可能なんですか。その週3回で120日の活動の中で、2名でなければ対応できないですか。

◎ 委員長(森永 勉)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(松崎輝幸)

ご説明致します。先ほどご説明しましたとおり、今年は始める年ということですね、準備等そういうものがありまして、月・水・金、保健師とも相談しながらですね、週3日でとりあえずスタートしようと。それで、その疑いのある児童だとか、3・40名いるんですけれども、全員が通園するということもないですし、勧奨はしていきますけれども、その辺を含めまして、1人にあたる時間がですね、大体訓練で1時間なんですよ。2人いると、2時間と。そうすると、1日大体5・6名、そういう程度になりますので、そこを見ながら、今、1番議員さん言いましたとおり、今後、来年度以降ですね、そういうのが不都合が出ましたらですね、月・水・金でなくて、もう少し増やしていきたいなというふうには、通年でやっていきたいなという考えはあります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 委員長(森永 勉)

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

町長にお願いします。今、説明ありますように、そんなにそんなに1名常勤すれば、対応というのは不可能ではないと思うんですよね。やっぱり保育士というせつかく免許を持っているわけですから、そういう方を町の有意義な活動に参加していくためには、やっぱり通年である程度、保障した過程の中で、雇用するというのが責務だと思うんですよね。そんな町の都合のいいやり方で、そんなもったいない使い方をするよりも、1名に絞って、それなりの給料、賃金を支払って活動していただいた方が有意義だと思うので、町長どうですか。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

決して、この予算でがちがちにという考え方はありません。ですから、まず、27年度として、うちの保健師さんもいる、その中に関わりをすべて今、採用する人方に任せるということではなくて、お互いに連携を取りながらということ考えさせてもらっているということで、まず、ご理解ください。それで、今、うちが事業としてやった、そして、そういうお子さんを抱えている親がどういう認識をしているかというのは、まだこの辺ははっきり致しません。ただ、うちは保健師の活動の中で、その辺はきちんと対応はしているというふうには思っていますけれども、なかなかその辺は浸透をまだしていないんだろうと思っています。ただ、現実的には、そういう障がいをお持ちのお子さんが増えてきているというのは、間違いありません。ですから、これはですね、町がすべてその対応をしている町と、全くそれは親の責任だという投げている自治体も実はあるんですよ。そんなことから、私は去年、提言をさせてもらっていて、これは全道一律のやっぱり課題として、表面に上げませんか。そして、町だけが財政負担をするのではなくて、北海道もそこから支援をしてもらえる、そんな体制を作っただけませんかという考え方で、提起をさせていただいておりますので、この辺、ちょっとスタートであるということで、がちがちでという考え方ありません。少し広げて、そういうお子さんの対応というのは、これは町がきっと責任を持って対応をしていかなければ、親にすべてというのは、ちょっと酷なんだろうというふうに思っていますので、この辺は、きちんと対応をさせていただくということで、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。4番、泉君。

◎ 4 番（泉 政栄）

関連する質問なんですが、私も1番議員さんと同じような思いはあります。今のところ週3回というふうに考えているようですが、やっぱり日にちをもっと詰めて継続的に利用する方もしやすいと思うんです。それで、ちょっと2点ばかり質問したいんですけども、職員体制、2名体制でまず、出発すると。説明のときは、交代要員も入れて、5名くらいの体制で出発するんじゃないかな。そうですか。あくまでも2名。そうですか。わかりました。ただ、ちょっと私5名とっていたものだから、保育士さんの確保も非常に難しいだろうなというふうには考えていたんです。ここに3条に

ですね、対象者として、障がいのある方、あるいは、18歳に達した者のうち継続した発達支援というふうに謳っていますので、ここの設置期間には、1年間というふうに書いてございますが、これはもちろん継続した事業になっていくと思うのですが、まず、その点を1点と、もう1つ、障がいのある方に接する場合の有資格者が保育士の免許というんですか、資格があればいいだけではなくて、もっと違う資格も必要だと思うのですが、その点については、どのように考えているのか。この2点をお願いします。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。先ほど言いましたとおり、保育士ですね、資格でやるわけですが、保育士さんというのは、学校で精神学だとか、それから、障がいの教育を受けてきています。そういうことで、そのほかにですね、いけばいいんでしょうけれども、先ほど言いましたとおり、言語療法士さんだとか、その障がいによってですね、作業療法士さんだとか、そういう方もいけばいいんでしょうけれども、とりあえず、そういう障がいの教育を受けてきた保育士をうちの方では一応やっていきたいと。先ほど言いましたとおり、上ノ国の例を言いますと、保育士さんで十分機能しています。今回、上ノ国の方では、言語療法士さんを募集したんですけれども、もう少し専門的にいこうということで、言語の障がい者がいたみたいで、ところが、募集した結果ですね、なかなかそういう専門の方が田舎にといますか、町の方に来てくれないということで、実は上ノ国の課長さんと話をしたら、今回、作業療法士も募集したんですけれども、なかなか作業療法士さんもなく、理学療法士さんを採用したという、そういう経過があります。ですから、専門的なものが、先ほど言いましたとおり、将来的にはそういううちの町と木古内町、両町になった場合にですね、そういう障がいの部分、要するに言語だとか、そういうものがありますので、その専門に合わせた人も増やしながらですね、考えながら検討していきたいと、そういうふう思っています。

先ほど言いましたとおり、あくまでも、資料5ページの設置期間となっていますけれども、先ほども言いましたとおり、平成27年度の事業ということで抑えてもらいたいと思います。これはずっとやっていく事業ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第12号を採決致します。お諮り致します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり決定を致しまし

た。

● 議案第13号 知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第5、議案第13号、『知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

すみません。ちょっと確認したいんですけども、14号、15号で、保育の条例の廃止あります。これと多分、関連してくるんだろうなという思いがあるんですけども、それで、保育の実施に関する次なんですけれども、14号で廃止あります。これ17号だけ外して、条例施行規則は残すという感じでいいんですか。あくまでも、残してくという方向で、要するに17号は廃止するけれども、今、新たにこれを制定して、これから保育だとか徴収ありますけれども、その17号だとか、それに関するものを廃止して、その規則をこのまま残すということによろしいですか。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今回の議案の制定なんですけれども、6ページの部分で先般ご説明致しましたけれども、規則ですね、ここの部分で利用料だとか、保育時間だとか、ここの部分に一応、規則で定めるということで、ですから、今、1番委員さんが言いました次の保育の実施に関する条例の廃止、この部分については、12月の定例会で3法の部分で、うちの制定したものがありますので、そこで全部網羅しているということでご理解願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第13号を採決致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり決定を致しました。

● 議案第14号 知内町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第6、議案第14号、『知内町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑ないようでございます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第14号を採決致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり決定を致しました。

● 議案第15号 保育料徴収条例を廃止する条例の制定について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第7、議案第15号、『保育料徴収条例を廃止する条例の制定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第15号を採決致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり決定を致しました。

● 議案第16号 知内町立幼稚園の保育料等徴収条例を廃止する条例の制定について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第 8、議案第 16 号、『知内町立幼稚園の保育料等徴収条例を廃止する条例の制定について』を議題と致します。

質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号は、原案のとおり決定を致しました。

ここで暫時休憩を致します。再開は、10時50分です。

(休憩 10時36分)

(再開 10時50分)

◎ 委員長(森永 勉)

それでは、会議を再開致します。

● 議案第 17 号 知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第 9、議案第 17 号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は、原案のとおり決定を致しました。

● 議案第 18 号 知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第10、議案第18号、『知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第18号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり決定を致しました。

-
- 議案第19号 知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第11、議案第19号、『知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第19号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり決定を致しました。

-
- 議案第20号 知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第12、議案第20号、『知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第20号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり決定を致しました。

-
- 議案第21号 知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第13、議案第21号、『知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第21号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり決定を致しました。

-
- 議案第22号 知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第14、議案第22号、『知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

事業計画の策定にあたって、いろいろ議論したところなんですけれども、端的に保育等の以前も確認致しましたけれども、量の見込みと質の改善ということでありました。その質の改善について、いろいろお尋ねした経過がありますけれども、ちょっと確認の意味で、もう一度、ご確認致します。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。保育の質とは何かということだと思いますけれども、保育の質はですね、まず、1つは、プロセスの質ということで、保育実践だとか、保護者との相互環境だとか、そういうものを向上させると。それから、条件の質です。クラスの子どもの人数、それから、保育者の経験年数・学歴・研修等のスキルのアップ、それから、労働環境の質ということで、給与だとか、仕事の満足度、運営の参加ということで、それを一体として、保育の質ということでご理解を願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

まず、職員の配置の改善ということで、20対1から15対1、20人からですね、先生1人になるという。そして、1歳児の職員配置を改善して、6対1から5対1、4歳・5歳児の職員を改善、30対1から25対1、今、資料を見れば、3歳児、この改善内容に入るのかなという思いがあるんですけれども、この辺の改善というのは、どのように考えているんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今、言いました人員の配置のことだと思いますけれども、うちの方の例えば、湯ノ里、知内保育園については、現在の20人を15人、それから、1歳児が5対1と、30人以上が25対1という、そういう割合でなるんですけれども、その分で保育士の数を計算していても十分間に合っておりますので、保育の数的には足りているということで、ご理解願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと今、資料探せなくなっただけなんですけれども、3歳児20人より多くなかったですか。全体的に。現在で要するに15対1をクリアしているということで間違いありませんか。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

知内保育園のことを言っているのでしょうか。うちの方では、両方ですね、今の人員の数ですね、3歳以上の部分、それから、3歳児、1歳、それは範囲内で措置費を払っておりますので、そういうことで認識しております。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

それと、研修の充実ということで、年間、まずはという前提があるみたいですがけれども、まずは年間2日間、職員の研修の充実を図るということで、そうなると、年間2日間とはいえ、その分、代替措置が必要になってくるだろうと思うんですけれども、今後の対応として、どのような措置をするのか。まして、また民間での考え方どうなるんですか。民間の保育の場合。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。湯ノ里保育所についてはですね、代替保育士ということで、賃金等で組んでおりますので、研修については、問題ありません。ただ、今、知内保育園の民間の保育園についてはですね、その辺も含めながら、措置費の中に入っておりますので、それは民間の中の保育士の数の中で、代替をやりながら、研修を受けているというふうに思っております。ちょっとその辺は、研修は参加させるようにということで、そういう国の指導ですので、行っていると思われま。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

確認ですけれども、あくまでも、民間の場合は、保育料に転嫁されるようなことはないという。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。保育料ではなくて、うちの方から委託料を払っていますので、その分でその中に入っているということでご理解願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第22号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり決定を致しました。

● 議案第23号 知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第15、議案第23号、『知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第23号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり決定を致しました。

● 議案第24号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第16、議案第24号、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、西山君。

◎ 1番(西山和夫)

この条例は、4月1日から施行するということでもありますけれども、今の教育改革で、今度、教育長が首長から直接任命されるための措置だと思うんですけれども、この4月1日からこれでいけば、教育長の位置的な関係だろうと思うんですけれども、その辺の考え方というのは、4月1日から走るのか、それと、教育委員会の定数、定数を6から5にするということでもありますから、今の教育長が正式な教育長になって外れるという考え方でいいのか、その辺ちょっと詳しく説明お願い致します。

◎ 委員長(森永 勉)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。予算説明資料見だしナンバー5の教育委員会関係の資料の1ページをお開きいただきたいと思います。この資料の下の方に4、その他というのがございまして、2つ目の丸でございまして、現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職するというので、現在の教育長の教育委員としての任期のあるうちは、従前のままということで経過していきますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

現在の教育長が任期までということになれば、この6から5、これは定数削減改めるとありますけれども、これはそしたら委員会の委員の中で誰かが外れるという考え方になりますか。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今回の条例改正、いろいろありますけれども、これらすべて経過措置がありまして、現在の教育長の任期が満了するまでは、なお、従前によるということで、ですから、教育委員の訂正につきましても、従前の6のままということで、ご理解いただきたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。ということになれば、今の法改正は、教育長がトップになるんですけども、今までの教育委員会体制というのは、委員長トップにやっていますよね、それが4月1日からは、教育長がトップで走るということですか。それとも、ここに附則があります。附則の中で、現在、委員長がいます、現在の委員長の任期が切れるまでは、旧法、改正前の法律に則って走るということなんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今回の法律改正は、あくまでも現在の教育長の教育委員としての任期が切れるまでの間は、従前のままです。ですから、それまでは今までと何ら変わりません。教育長の教育委員としての任期が切れた時点で、この法律改正のとおり新しい新教育長が選任されて、この法律どおり動いていくことということですので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございせんか。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

今の任期が切れるまで、今の教育委員長はそのままの形で残っていますよと。教育長と教育委員長の関係は、このまま任期のまま続きますよ。そして、教育委員長の任

期が来たら、この法律が生かされてくるよという考え方ではないの。違うの。それと、6人から5人になるということは、任期がきて改選になるときに、その時点で5人に減らすということ。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。教育委員長の任期があと何年かして、教育長の任期よりも先に満了します。そのときには、教育長の任期はまだ満了していないので、教育委員長は改めて選任をして、教育委員長は選任されます。とにかくこの法律に基づいて新しい教育委員長と教育長を一緒にした新しい教育長というのは、今の教育長の任期が満了した後になります。ですから、それまでの間、教育委員長の任期が切れれば、新しい教育委員長さんを選任されますということで、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

くどいようですがけれども、もう1回確認します。あくまでも、現在、教育長も教育委員長も任期があるうちはそのままいくんだよということですよ。そして、6人から5人という改正案が出ていますけれども、それは、そのときの発生事項だということでもいいですよ。そして、今の教育長が法改正前は4月1日から要するにトップになるわけですがけれども、それも据え置くということで、据え置いて、その報酬等は要するに副町長等にならうという考え方、それだけ変えるということ。それも違うの。なってからということ。じゃあ、今までどおりの要するに体制で任期までいくということで、任期までの間は、今、責任問題ということで、教育長なのか、教育委員長なのかという問題があります。それも、ずっとそこまで引き延ばしていくということなんでしょうか。なぜ、これ4月1日から任期あっさりやれないんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前11時09分 ）

（ 再開 午前11時14分 ）

◎ 委員長（森永 勉）

それでは、休憩を取り消しまして、会議を再開致します。

質疑あとございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

反対討論です。やはり国の法に則ってというのはわかります。片一方では、国に則ってという、また裏のそういう特例というかあります。できればですね、確かに特例は特例でいいんでしょうけれども、やっぱり最短1年だとか、その程度なら待てますけれども、今、国の法律がなぜ、変わったというところを汲んでいただければ、町長

がまさしく今の教育長と話し合いのもとで、あと教育委員会等も入れながら、うまくこのやり方はできると思うんですよね。ですから、1日も早くその責任の所在をはっきりして、新たな教育長がトップとして教育委員会を運営するというのが原則だと思いますし、まして、これから法改正に則って、教育委員会の立場も変わります。そして、首長の立場も変わります。いろいろなものが変わっていくんですよ。それを全部3年半温存しなければならないという痛手があります。そういう意味では、一刻も早く新たな教育長の選任を首長がすべきだと思って反対します。

◎ 委員長（森永 勉）

反対討論が出ましたが、賛成の討論ございますか。

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

私は賛成します。議会で承認しましたから、それはそのままこの法に則って、3年間任期まで継続すべきだと思いますので、私は賛成致します。

◎ 委員長（森永 勉）

あと討論。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

反対討論します。全国的に教育長と教育委員長の責任の所在というのが不明確だということで、この新しい条例ができたのは明確であります。よって、我々町も経過措置3年半を待つ何物もない。よって、この案件については、反対をします。

◎ 委員長（森永 勉）

あと討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、採決を致します。

この採決は、起立によって採決したいと思います。

これから議案第24号について、採決を行います。

賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

賛成多数であります。本案は原案のとおり決定を致しました。

● 議案第25号 知内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第17、議案第25号、『知内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第25号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり決定を致しました。

● 議案第26号 知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程18、議案第26号、『知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

これから、質疑を行います。

質疑ございませんか。1番、西山君。

◎ 1 番(西山和夫)

使用料の関係で、以前、プールというか、複合施設を建設するにあたって利用計画組みました。この利用計画をまっとうするためには、ある程度、無料措置もやぶさかでもないみたいな感じで、自分が議論した経緯があるんですけども、今、大人で300円、町外の高校生で200円という結果になりました。あくまでも、町内の大人という、利用計画の中では、カウントするのにあたっては、町内の大人ということありますけれども、ただ、それは別にして、複合施設を有効に使ってもらう、町民プールを有効に使ってもらうという観点からいけば、町内に知内高校があるわけですから、せめて、知内高校の生徒は町外であろうが、町内であろうが、無償にするということではできないのか、お尋ねします。なっているんだ。申し訳ありません。訂正します。それで、利用計画を今後、利用計画の中で、9,500人でしたか、9,520人ですね、それを利用してもらうために、どのようなこれから利用達成のために計画されるのか、お尋ねします。

◎ 委員長(森永 勉)

スポーツセンター長。

◎ スポーツセンター長(上村政美)

ご説明致します。9,520人ということがございますけれども、実際に複合施設ということですね、学童に関わる部分が1,220人、それから、施設の見学ですね、非常に珍しい木材を使った施設であるということですね、道内の自治体等から既に視察も来ておりますが、そういった視察ですね、これらもあります。プールだけでいきますと、8,220人になるわけなんですけれども、町としてはですね、少しでも多くの方々に使っていただきたいということで、300円という設定もありますけれども、割安感を持っていただいて、利用をしやすくするというところで、回数券の設定もさせていただこうとしております。回数券を求めますと、半分の150円で利用できる。これは回数券ですので、買った方がですね、家族なり、知友人にお分けすることもできますので、そういったことでの利用がまず図られるということが1点。そ

れと、町で主催するいろいろな教室も考えてございます。こういった中での利用の促進、それと合宿ですね、結構、合宿入ってきているわけなんですけれども、合宿に来られる方々にですね、クールダウンということで、プールが大変いいということになってございます。こういったことで、そういったPRをしたい。さらにはですね、町内にスポーツで来られる方も、バスケットボールの大会がですね、毎月ほぼ1回は来ております。60名から90名くらい来ているわけなんですけれども、こういった方々にもですね、利用の促進をPRして、何とかこの目標をですね、達成していきたいというふうに考えております。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。端的に説明してもらえます。大人、利用が要するに8,000人なのかわかりませんが、それをどういう項目で何名、何名、何名という形で、利用計画の総合的な数字を達成しようとするのか、お尋ねします。

◎ 委員長（森永 勉）

スポーツセンター長。

◎ スポーツセンター長（上村政美）

ご説明致します。町の主催する教室、これをですね、健康づくり教室ということで、120名程度、それから、あと合宿等で来られる方が400人程度、それと、あとは一般の利用というふうに考えております。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

意味わからなかったかな。学童どうのこうのと要するに減額する部分あるんでしょう。9,520名の中に学童で減額する分あるんでしょう。1,000名ちょっと。だから、総体で大人が何名利用しなければだめだよという総体人数と、そして、今、言うように、休日だとか、合宿等で要するに何名、何名という、残り大人は何名残るんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

スポーツセンター長。

◎ スポーツセンター長（上村政美）

ご説明致します。大人の部分でいきますと、9,520人というのは、大人でございます。9,500人は大人すべての人数ということで。大変、説明不足で申し訳ございませんでした。学童の関係はですね、これは学童の施設にですね、例えば、子育てサロンだとか、異世代交流、それから本の読み聞かせ、それから親子の交流、こういったですね、事業も学童保育施設の中で実施して、利用する方が1,220名というふうに見込んでおります。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

9,520名のうち、その1,220名、学童、いろいろな活動の中で、大人もカ

ウントされるということでしょう。それは、プールを利用した数字が9,520人なのか、学童の施設を利用した人が9,520人なのか、分けるんですか、一緒なんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

センター長。

◎ スポーツセンター長（上村政美）

ご説明致します。計画上はですね、学童にかかわる部分が1,220人、それと、プールにかかわる部分が8,220人、それと施設の見学にかかわる方が80人で、合計で大人9,520人という計画でございます。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

要するに学童でいろいろと活動する中で、それを大人どうしても携わるわけですから、それもカウントされるということで、それを一緒にひっくるめて9,520という数字。それで、結果的に1,220を抜けば、8,220人ですか、その数字になるわけですね、それを今度プールで利用する計画ですね。そうなれば、初年度からその達成というのはなかなか困難だと思いますし、まして大人ということになれば、町外は1回300円なわけですね。あくまでもこの利用計画の人数を達成しようということなのか、それともそれはそれで、要するに町内の今までの利用料の設定上、こういう金額が出ているので、あくまでもそういう金額を取らなければだめなのか、あくまでも利用計画を達成しようという気構えであれば、この300円も無料でいいんだらうと思うんですよ。当面の間は。というのは、ちょっと総務になるのか、建設になるのかわかりませんが、これ、もし、その数字を達成しなかった場合ですね、道の監査とかそういうのは関係ないんですか。あくまでも、それは建てるための名目という捉え方でいいですか。

◎ 委員長（森永 勉）

スポーツセンター長。

◎ スポーツセンター長（上村政美）

ご説明致します。まずですね、この計画なんですけれども、あくまでもこの計画をですね、クリアするように管理する方としては、努力をするということでご理解をいただきたいと思います。それとですね、無料にした方が利用率が上がるのではないかということのご質問でございますけれども、これにつきましてはですね、この施設を無料にするか、有料にするかということで、庁内的に議論をしたわけなんですけれども、ご承知のとおりですね、しおさいの野球場、テニスコートは、夜間照明、それから、スキー場はリフトの使用料ということで使用料をいただいております。この今回、新築されましたプールにつきましてはですね、まず、1つはですね、夜間照明を付けて、利用時間を夜遅くまでやるというのが1点、それと暖房ですね、暖房を使って利用期間を6か月くらいにするというのが1点、それと前の施設、先ほど言いました前の施設はですね、それぞれ1種目に特化した施設でございます。野球場、テニスコート、スキーですね、1つのスポーツに特化していると。このプールにつきましても、水泳に特化しているということで、以上、申し上げた3点からですね、区別をすると

すると、どちらかという、夜間照明なりをいただいている施設に近い施設であるというふうに判断をしまして、利用料はいただく施設であるというふうに判断を致しました。

◎ 委員長（森永 勉）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

要するに慣例にならったということでしょう。だから、今、それを遵守するのか、それとも、利用計画の 8, 220 人を何とかクリアするのかという思いが 2 つ分かれるわけですよ。あくまでも、利用計画を達成しようということになれば、300 円なんてそんなことを考えないで、とりあえず、利用してもらいましょう、宣伝してもらいましょうということやわけですよ、それはそれでいいんですけども、ただ、今、考え方、あくまでも既存の考え方に則って、各条例に則って要するに判断したということなんでしょうけれども、ただ、それによって、この 8, 000 人をクリアできなかった場合の措置ですよ、法的な措置というのはあるんですかということ。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、補助金上の計画のお話ですけども、この事業につきまして、森林整備加速化林業再生事業を使っておりますけれども、この事業につきましては、3 年を目途に検証をしまして、もし達成していなければ、改善計画等を国の方に出してですね、目標に近づけるようになっていく予定になっております。

◎ 委員長（森永 勉）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

3 年間で改善されなければ、また指摘が入ることなんでしょうけれども、それずっと継続するパターンじゃないですか、行政というのは。また 3 年、また 3 年という感じで永遠と伸ばしていこうということなんでしょう、多分。そうではなくて、もう建てる段階から、もうその利用計画を達成できるのという話なんですよ。ですから、補助金を有効に利用するよりも、ちょっと考え方がおかしいんじゃないのというところまでいっちゃう可能性があるんじゃないのという心配なんです。だから、それを指摘されても、まず、改善要請が出るだけだから、それでよしと取るのか、あくまでも、改善要請が出た段階で、見直しをかけて新たな方策を立てることなんですよ。ですから、私はそんな 3 年後どうのこうのよりも、今、その 8, 000 人を達成できるような見込みがないのであれば、端からそれを達成するような努力をしていけば、3 年後の指摘を受けたときでも、これだけやってきたんですというアピールもできるわけでしょう。アピールも何もできない、これなら。町外から 300 円取るんですから。できるだけ今の施設をまず活用してもらおう方にウエートを絞って、この利用料の設定をすべきだろうと思います。まず、それに関してはちょっと終わります。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

私の方から説明をさせてもらいたいと思います。今、1番委員さんのご指摘、そういう2通りの考え方があるということは、私も理解をしています。それで、今いい制度を使うため、そして、町が進めている地場材振興ということで作らせてもらいました。そして、学童保育についても、これは別々に北海道に申請をした時点で、同じ制度であれば、複合施設ということで、北海道からの要するに指導をいただいて、複合施設という形になったと。これは議会の皆様方に説明をしていますので、その辺はご理解いただいているというふうに思っています。それで、当初は、バイオマスを使えない時点では、私は町民プールというのは、施設だけを改修をすることによって、1か月でも2か月でも前に、要するに前倒しでオープンできるし、1か月遅く要するにクローズできるだろうという考え方を持たせてもらって、これも議会の皆様方に説明をさせてもらっています。ただ、今、今回バイオマスをやることによって、1年間12か月を区切ることによって、5月から10月まで町民プールへ、そして、11月から4月までは町民センターへということで、分けられるということで、1つのボイラーで、そんなことから、温水プールということも1つ考慮をさせていただいて、建築したということで、これも議員の皆様方、ご理解をさせていただいていると思います。それで、基本的には、費用対効果です。ビーバイシー、要するに材使って、補助金を使う場合については、これは要するに町外、町民の皆様もそうですし、町外の皆様方にこの施設がその補助金を使った施設ですよということをPRをしなければならぬという、1つの状況があるということでもあります。ですから、今、言われるように、その条件をクリアするために使用料を設定するのか、町内のすべての公共施設の均衡を図って、要するに料金設定をするということだというふうに思っていますので、私は確かに補助制度でそういう縛りはあるけれども、町内の施設の均衡を図らせてもらって、そして、当初、要するに温水プールという考え方がなかったものをそこに送り込むということで、温水プールにさせてもらいましたので、それに見合う分を料金として設定をすべきだという判断をさせてもらいました。それで、今、年間どのくらいの要するに使用をしなければならぬという1つの縛りがあります。ただ、これは、それを達成できなければ、補助金を返還するとか、そういうことは私はないというふうに思っています。そういうふうに思っています。ですから、これは本会議で言うていいのか、努力義務というか、その辺はどこの要するにどの制度を使うにしても、それは縛りがあります。だから、その縛りというか、その基準が超えられなければ、要するにすぐ補助金の返還になるか、それはうちらが今3か年こういう形でやらせてもらって、そして、再度これを要するに道なり、国の要するに指導のもとにどういうふうにしなければクリアできないという判断をさせていただいたときに、料金の改定ということもあるんだろうということも、その辺も含みおいていただければ。これでもちがちやるという考え方は持っていない。そして、その補助金をうまく使う行政の立場、そして、ほかの施設の均衡をとということで、今回いろいろと内部で検討させていただいて、こういう条例案を提案させていただいたということで、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

すみません。町長は、現状で3年後、新たな方策をもし達成できなければ考えるということなんですけれども、ただ、この利用効果ということで、町内、道央地区だとか、道南地区だとか、いろいろ貼付があります。計画のね。その計画を見ても、ちょっと厳しいのかなというところがあるんですよ、多々。だから、今、申し上げただけで、それはそれで走るということなので、これはまた3年後、どういう形になるのか、議論させていただきたいと思います。ただ、ちょっと関連してよろしいですか。知内町複合施設ということで条例作りました。その中で、遊泳館入れる、入れないで、あくまでも愛称で走るということだったんですけれども、今、報道を見ても、何を見ても、広報を見ても、遊泳館というのは、1つの通称名称、愛称ではなくて、遊泳館というのがその施設の本名みたいな感じの形になってくるんだらうと、これから、ますます思うんですよ。そういう中で、道新も知内町複合施設遊泳館と書いてます。是非、条例直して、遊泳館入れたらどうですか。その中の知内町プールの今、条例1つある、学童の条例もあるんでしょうけれども、その2つが、その施設の中に存在するというのであれば、理解はするんですけれども、これから何か複合施設の中のプールなのか、複合施設の中の学童なのかという、ちょっと紛らわしいところがあるので、町民的には、総体でプールも学童も一緒に合わせて遊泳館なんだという認識の方がいいだらうという、そういう思いがあるんですけれども、その辺について、もう一度、条例の見直しをかけるつもりはございませんか。伺いして終わります。

◎ 委員長（森永 勉）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

我々の把握としては、遊泳館というのは、あくまでも愛称であって、例えば、正確な名称として条例に規定する正確な名称としては、やっぱり知内町町民プール、または、学童保育を合わせた複合施設という名称で捉えていった方が、自然ではないのかというふうに思っていますので、条例そのものにやっぱり遊泳館と入れるのは、避けた方がいいのかなと思っています。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

今、1番議員とのやり取りをずっと聞いていて、その場だけの非常に都合のいい答弁をしているんですね。まず、町長に1つ、お尋ねしますが、町のすべての施設というのは、全部補助金絡みでやっていますよ。補助金絡みでやっても、必ず料金をそこで徴収というのは、補助金の条件の中には、絶対入ってきませんよね。今、それはあくまでも費用対効果がその町で考えていく中で考えていくというのはわかりますけれども、どんな施設でも町民の健康維持、体力増進、これが大きな目的で、すべて建っているわけです。野球場に然り、テニスコートに然り、スキー場でも、スポーツセンターでも、それから、パークゴルフ場でもみんなそうですよ。料金かかっていますか。どこもかかっていますよ。先ほど、センター長から言われて、夜間照明どうのこの、理屈になりますか。スポーツセンター、それから、旧中の川小学校、ほとんど夜間照明ですよ。料金かかっています。理由にはなりませんよね。そして、町長が就任以来、ずっと子育てのまちづくりで、ずっと謳っていますよ。ちょうどいい機会でな

いですか。なぜ、料金をかけなければならないか、町ではいろいろ整備をしていて、こういう施設もできました、どうぞ、利用してくださいと宣伝すべきなんですよ。料金取る理由というの全くないです。取るんだったら、全部同じに取ってください。昼間で料金取っているのはスキー場のリフトだけですよ、あとは夜間は、確かにテニスコート、野球場ありますけれども、スポセンでも中ノ川の体育館でも全然利用者は一銭もかかっていませんよ。それと同じ考え方になぜ、ならないのかなというふうに思います。もう少し町長が常に言っているスポーツに力を入れているまちづくりをしている町だということであれば、やっぱりこの辺は、こういうことで無料にすべきだと私は思うわけですが、如何でしょうか。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

3番委員さんが今、ご指摘の子育て支援、町長が子育て支援をやって、どうして料金を取るんだという話ですけども、全くこれは条例に示しているように、料金をいただく人は大人ですから、それも要するに65歳以上の方々については、すべて無料にしています。その中で、先ほど言いましたように、子どもはすべて無料、それから、知内高校生の要するに無料、それから、知内高校に町外から通ってきている子ども達も無料ということにしています。そんなことで、まず、ご理解をいただければというふうに思います。それで、先ほど言いました、照明どうのこうのというセンター長の方から話をしましたが、私は先ほども申し上げましたように、そこに温水プールという、1つ、ほかのプールと違う要するに役割をそこにとり、機能を持たせたということでもあります。その中で、その部分については、要するに大人の人については、1日300円を払っていただいて、それもほかの施設と利用する要するに均衡を図らせていただいて、300円の設定というのは、そんなに使う方に見たら負担がかからないんだろうという1つの判断であります。ですから、今、3番委員さんが言うように、確かにスポーツセンター、それからパークゴルフ、それからスキー場等々については、うちはというか、知内町の特色なんですよ。ほかの要するに町では、すべてパークゴルフ場も有料ですし、スポーツセンターも有料、これはやっぱりそういう知内町民のそういうスポーツに親しめる、そういうまちづくりを進めてきたことよっての1つの判断であります。ただ、今回、温水プールということで整備をさせていただいたので、その部分については、町民の皆様方というか、子ども以外、高校生以外、そして65歳以下の人方については、1回300円の負担をしていただいても、私はよしという判断をさせていただいたということでご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

確かに子どもについては、認識不足で訂正をさせていただきますが、今、まさしく最後言いましたようにですね、知内の特色ですよ、スポーツに親しめるのは、知内の特色でしょう。それを生かすのだったら、大人であろうとなんだったらこれは無料にすべき。私はそう思います。

◎ 委員長（森永 勉）

関連ですか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと関連で確認をしたいんですけども、ここに設計、協議、参加証明書というのがあります。この技術提案というところがあるんですけども、技術提案の中に耐用年数25年間使用できる木造施設として設計上、注意すべき点はどのように考えますかということで、この複合施設というのは、あくまでも耐用年数25年で計画したということなんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

今、1番議員の資料は、恐らく設計コンペのときの資料かと思いますが、通常、税法上だったでしょうか、一般的に木造が25年という数字があったんです。それで、うちの施設はですね、それ以上持つような設計工夫をした提案をしてください、そういう意味合いで、設計事務所の方に公開をしているということです。ですから、あくまでも25年を目標ではございません。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません、ちょっとどう取ればいいのかわからないですけども、25年以上ですよね、25年でもクリアということですよ。

◎ 委員長（森永 勉）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

一般的な考え方、今、手元にないので、25年という数字をどこから持ってきたか、はっきりしないんですが、25年を超えたらクリアという考えではございません。維持管理をしながら、できるだけ長い間、ですから、木造は通常もう100年だとか、例えば、お寺で法隆寺だとかはずっと持っているわけです。ですから、あくまでも耐用年数は設定してございません。ただ、プールの性格上、湿度だとかの問題があるので、その辺を設計上、反映してほしいと、そういう意味合いで、そういう数字を出したままで、管理上は、もう25年という考えは全くございません。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

考えようによっては、設計者はですよ、考えようによっては、設計料を圧縮するために、25年間という1つのこういう数字があれば、25年でいいんだろうなという設計もするだろうし、まして、今、課長が言うように、あくまでもメンテナンスをしながら、耐用年数を延ばすんだというのは、一般住宅でも同じなんですよね。ただ、基本的に一般住宅であれば、30年という目標もありますし、それ以上延ばすために、いろいろなメンテ等で40年、50年というケアをしながら使い続けるということもあります。まして、コンクリートでは、50年とかよく言われますよね。あくまでも、

こういう25という数字がここに出れば、何か耐用年数25年なんだなという、あとはメンテ次第で、それこそ30年もつか、40年もつかは、メンテ次第だなという考え方になってしまうような気がするんですけども、その辺というのは考えすぎですか。

◎ 委員長（森永 勉）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

設計の中で、これは25年までだとか、50年までだとか、そういうような考え方は全くございません。あくまでも、建築基準法上の構造なり、仕様なりで仕上げるものですから、ですから、耐用年数を延ばすというのは、もうメンテが一番だというふうに思っております。ですから、設計事務所もそうですし、北海道の木関係の研究者とも話したんですけども、5年に一遍程度の塗装の塗り替えは必要だなというような打ち合わせもしてございますので、あくまでもメンテナンスによって長寿命化を図るという考えでおります。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

5年に1度のメンテである程度対応したいということですけども、そのメンテにかかる費用、または、そのメンテ内容等の考えというのか、今後の対応としては、組んでいるんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

具体的に5年に1度、どの程度の費用がかかるかというのは、まだ積算はしておりませんが、まず、塗装の点検と塗装の見直しは必要だろうというように言われております。ですから、プール部分に関しましては、今、一見すると何もないようにですけども、あそこには、保護塗装が塗られております。ですから、それが5年に一遍見直しして、それでどのような状態になっていくかという判断で、塗装の有無ということが出てくるというふうに考えております。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

なかなか先ほどから聞いていますと、1番議員さんの利用人数の確保ということでお話を聞いていたんですけども、ただ、この第4条の使用料の部分でですね、ちょっと確認したいんですけども、回数券これ7,500円、1年間ということだったんですけども、内部でですね、やはりそういう利用しやすくするために、1か月券だとか、2か月券だとか、そういう細かい料金の設定とかは、まず検討したことがなかったのか、それともう1つはですね、プールの利用時間ですね、これは従前のままか、それとも、ある程度、夜にも使用可能な、利用できるような時間帯というものをまず考えていなかったのか、その辺について、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

スポーツセンター長。

◎ **スポーツセンター長（上村政美）**

ご説明致します。1か月券だとか、2か月券ということのご質問だと思うんですけども、全く出なかったわけではないんですけども、やはり全体としてですね、回数券の方が使いやすいんじゃないかというふうに判断をしまして、回数券というふうに致しました。それから、利用時間の関係なんですけれども、これにつきましてははですね、今、想定していますのは、火曜日から土曜日までにつきましては、午後の1時から夜の8時30分までを想定しております。それから、日曜日につきましては、午前10時から午後5時、日曜日及び祝祭日につきましては、10時から午後5時と。お昼の1時間は休憩時間というふうに考えております。以上でございます。

◎ **委員長（森永 勉）**

質疑ございませんか。6番、五十嵐君。

◎ **6 番（五十嵐捷爾）**

回数券なんですけれどもね、1組50回となっていますけれども、この回数券の中身というのは、個人じゃなくて、他の人も一緒に行って枚数を使えるのかどうかということと、それから、回数券、有効期限1年になっているんですけども、半年、半年決まりますよね、有効期限が、半年しかないのに1年というのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども、その辺をお聞かせください。

◎ **委員長（森永 勉）**

スポーツセンター長。

◎ **スポーツセンター長（上村政美）**

ご説明致します。まず、回数券の使い方でございますけれども、これにつきましてははですね、本人とその他どなたでもですね、その回数券は使えるということでございます。それから、1年であれば、途中から買ったときにですね、期間が短いのではないかということなんですけれども、これですね、やはり期間をずっと延ばしたりしますとですね、管理上と言いますか、取扱い上、やはり一定の期間を設けた方が回数券の扱いとしてですね、その方が適当ではないかというふうに判断をしまして、1年というふうにさせていただきました。

◎ **委員長（森永 勉）**

6番、五十嵐君。

◎ **6 番（五十嵐捷爾）**

有効期限の1年というのではなくて、使える期間内の範囲にした方が私はいいいんじゃないかということなんです。言っていることわかります。1年といたらやっっていないときもあるでしょう。半年くらいだとすると、プールが開館している期間内というふうに設定すべきじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

◎ **委員長（森永 勉）**

副町長。

◎ **副町長（網野 真）**

今の関係、ご説明致します。プールの利用期間が概ね5月から10月までの半年しかないという中で、ここでいう有効期限1年というのは、実は先ほど言いましたとおり、回数券というのは、ご本人だけでなく、家族含めてより多くの方にご利用いた

だきたいということがありますがけれども、購入時期によっては、例えば、10月末までオープンしているとしても、9月くらいに購入されると。家族みんなで利用するから利用回数も多いだろうということで回数券をご購入になって、仮に50枚のものが残枚数が出ます。そのときに、考え方として、その年度のクローズまでというふうにしちゃうと、そこで半端が出て翌年使えないことになります。ところが、9月に購入して、1年間ということになりますと、翌年の8月何日かまで、9月何日かまでと使えることになります。そういうことがあるので、1年間の利用期間でございます。

◎ 委員長（森永 勉）

そのほか質疑ございませんね。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございますか。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

反対討論です。いろいろと質疑している中で、この施設、知内町のほかの施設も全部そうなんですけど、知内町の特色ある施設として、いろいろな形でスポーツに親んでもらうという考え方はわかるんですが、しかし、ほかの方の施設は、すべて無料でやっているにもかかわらず、この施設だけが料金がかかるということ、全く整合性が取れない。よって、私はこの案については、反対をします。

◎ 委員長（森永 勉）

只今、反対討論が出ましたが、賛成の討論ございますか。

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

私は賛成します。先ほど町長、3年間経過措置を見ながらやっていくということですから、その都度また協議したいと思いますので、それによって、この条例には私は賛成致します。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、採決を致します。

これから議案第26号についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

賛成多数でございます。したがって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

審議中ではありますが、ここで、昼食のため休憩を致します。

再開は、午後1時からと致します。

（ 休憩 午前 11時57分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 委員長（森永 勉）

それでは、休憩を取り消しまして、会議を再開致します。

● 議案第27号 知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第19、議案第27号、『知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第27号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり決定を致しました。

● 議案第28号 知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第20、議案第28号、『知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第28号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり決定を致しました。

● 議案第29号 平成27年度知内町一般会計予算について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第21、議案第29号、『平成27年度知内町一般会計補正予算について』を議題と致します。

それでは、総務企画課関係のうち1款議会費の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようであります。次に2款総務費の質疑を行います。予算書の93ページから124ページ。

質疑ございませんか。8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

107ページ、需用費の中で街路灯の電気料、それから、街路灯の修理の件がありますけれども、LED化をしていくんだよということを進めていると思いますけれども、その辺はどこまで計画どおり進んでいるのか、どの程度の計画をされているのか、その辺をまず、お聞かせいただければと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。防犯灯のLED化でございますが、町内すべてを直ちにするというのではなくですね、防犯灯としてちょっと照度が暗いので、何とか対応願えないかという要望が上がってきている町内会から今、順次進めているところです。それで、今年度も27年度も2つの町内会で、一部LED化する予定であります。このあと町内会等の方とも話をしながら、LED化については、進めていければというふうにして考えております。

◎ 委員長（森永 勉）

よろしいですか。8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

現在、蛍光灯で街路灯付いている、その修理については、LEDに球を替える、電球を替えていくということもやっているんですか。その辺については。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。現在の防犯灯で、照明器具だけ要するに電球とか球とか、そういうのを取り替えるだけの修理で済む場合は、そのまま交換していますが、器具全体がもう劣化していてだめなような場合については、LEDの照明に交換してございます。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

96ページ、矢越山荘管理委託料、予算書で96万円計上しているんですけれども、管理委託料、月8万円くらいになるんですけれども、どういう管理で8万円の委託料を払うような状態なんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

企画室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

先ほどの施設の管理条例の中での議論をいただいたところですがけれども、条例の中で、本来的に町が管理すべき施設という整理をさせていただきます。ただ、先ほどもご説明したんですけれども、町の職員をそこにはり付けるということにもなりづらいということもございまして、公共的団体に管理を委託したいというふうに考えております。先ほどもご説明を致しましたけれども、できますれば、まだ確定はしていないんですけれども、観光協会にこの施設の管理を委託をしたいというふうに考えています。

◎ 委員長（森永 勉）

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

それは先ほど聞いたんですけれども、管理委託をするだけでこのくらいの金額は必要だということですか。

◎ 委員長（森永 勉）

企画室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

施設ですね、今回の予算の中にも備品だとか、それは保管庫だとかもございまして、あと先ほどの議論の中でもございました横山さんの絵だとか、やっぱり貴重なものも展示しておりますので、鍵を開けて無人ということもなかなか管理上難しいこともあります。基本的には利用の時間帯は、どなたか人についていただいてというふうに考えておりますので、時間だとかはまだ使用料の条例上は9時から夜の6時までということなんですけれども、ただ、せっかくの施設でございますので、例えば、土日休んでしまうと、せっかくの施設の利用も進まないということもありますので、できれば、外から使っていただけるような、土曜日、日曜日ですとか、祝日もできるだけ開けるようにして、その分、月曜日、火曜日だとかを閉めるようなイメージで調整しているんですけれども、基本的には人に付いていただくという管理体制でございます。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

108ページ、湯ノ里、はまなす、漁家団地、この問題で、昨日の新聞でマスコミから発表されたんですよね。夕べから今朝にちょっとかけて、4人の町民の方からいろいろと情報が来ました。もう議会で何でああいう形で決めてしまったのよというのがほとんどだったんですが、どうなんでしょう、公営住宅の空き家対策でこういう方策を取るというのは、如何なものでしょう。私の言いたいのは、涌元、湯ノ里の子どもさん達、対象になるのは、涌元は6人、湯ノ里が5人となっておりますが、しかし、知内小学校には23名いるんですね、今、入学者を含めれば、まだ増えるんだろうと思うのですが、ただ、ここで、町長がいつも言う、公平・公正の行政を司るということの言い方をするのであれば、知内小学校に入っている子どもさん達、この対応をどうするのかということ。さらには、民間のアパートやマンション、それから、1軒屋で借りている人達も含めれば、何か一部では、11人から14人くらいいるという話もちょうと聞きましたけれども、この子どもさん達をどうするのか。公平性からいっ

たら、やるんだったら全部対象にするべきではないだろうか。それと、もう1つ、これは是非とも考え方を聞きたいんですが、こういう民間でやっている貸家業といいますか、貸間業というか、こういう業をしている人達の経営を圧迫してまでも、町の公営住宅が要は入れればいいんだという考えにどうしてなるのか、この考え方、まず、お知らせいただきたい。

◎ 委員長（森永 勉）

室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

前段、この制度の基本的な考え方について、ご説明を申し上げます。12月の議会でも、基本的な町の制度内容をご説明しているところですが、この制度、子育て支援という制度では基本にございませぬ。あくまでも、涌元、湯ノ里の地域で、特色ある教育が行われています。特に湯ノ里は、小規模特認校ということですね、いろいろな教育活動が行われている中で、残念ながら、地域の入学児童が相当減ってきているという中で、学校の存続の将来的なものが相当不透明になってきているというのが1点ございます。更に同じ湯ノ里地区の中ですね、公営住宅なんですけれども、12月もご説明しました、比較的新しいホテル団地だとか、せっきくの施設がですね、何度募集しても長期的に空き家になっているということもございます。今はまなす団地もそのようなことなんですけれども、せっきくある町の資産は有効に活用して、なおかつ、小学校の児童の数を確保し、特色ある教育の場を確保したいということが基本的なこの施策の目的でございますので、例えば、全小学校のいる親御さん、例えば、民間アパートを対象にするですとか、公営住宅、例えば、あけぼの団地、すみれ団地だとかがございませぬけれども、そのお子さん達で、知小に通っている子どもさん達で、当然公営住宅の家賃を負担されているわけなんですけれども、その方々もすべて含めるということになればですね、小学生全員の親に対する子育て支援ということになると思うんですけれども、この制度の中ではですね、そちらまでの想定してをしていることではございませぬ。子育ての支援ということであれば、今ですね、まち・ひと・しごと創生の地方版総合戦力をこれから定めようとしておりますけれども、その中で、知内町にあるべき子育ての支援策を検討していくものと考えています。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

目的は子育て支援でないの。そして、今、室長が言われた、湯の里小学校は特色ある教育しています。ほかの方やっていないんですか。同じにやっているでしょうが。知内小学校どうするのか、そういう言い方をしたら、知内小学校これだけ頑張っているのに、なぜとこうならない。もう少し言葉というの気を付けて言わなかったら。湯の里小学校は特別な教育をしているわけではないでしょう。何か一部では、湯の里小学校から出てきて、中学校に来るのは、非常に優秀な子ども達ばかりなんですよと言った方もいるという話も聞いていますけれども、言語道断ですよ。これは理事者がそういうものの言い方をしたら、受け止める町民はどういうふうを感じる。あくまでも、私の言うのは、公平・公正を保つのだったら、全小学生を対象にすべきだということなんですよ。これは、公営住宅に入っている、いない、関係なく、民間でアパートを

借りて、そこから通っているところについても、半額助成すればいいでしょう。なぜ、町の公営住宅に入っている人達だけなの。どうしても理解できない。もう少しわかるように説明できるんだっいたらしていただきたい。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

何度も同じことのご説明になるのかもしれないんですけども、せっかくの公営住宅、国からも補助金をいただきました、町民の皆様の税も投入した新しい公営住宅が活用されないで、空き家のままずっと使われていない状態になっているということがございます。何とかその使われていない施設を有効に活用しながら、合わせて地域の学校の存続対策ということにも絡めましてですね、湯ノ里、涌元小学校に通う子どもさん達の公営住宅のということでございます。今、ご指摘の例えば、民間の住宅にお住まいの方もきっと中にはいらっしゃると思うんですけども、そちらとの公平はどうなるかということは、当初から議論もありました。ただ、そこも含めますとですね、結局、小学生がいる親御さん、自分の持家の方でも、例えば、自分で借金をしてローンを組んで実質家賃に相当する負担をしながら、お子さんを通わせている自宅の親御さんもいらっしゃるわけです。それらの公平を考えますと、ですから、先ほどもご説明しましたがけれども、それらにもすべて支援をするとすると、この制度とは別次元の子育て支援、知内町としての小学生なのか、中学生の子どもさんをお持ちの世帯に対する別次元の子育て支援として検討すべきという整理を致しまして、今回はあくまでも空いている公営住宅の活用ということで、この制度を制定しているところでございますので、是非、ご理解をいただきたいと思っております。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

町の方ですね、今、個人的にやっている方々というのは、町で1軒屋で貸している方々も含めれば、だいたい9件ほどある。まだあるかもしれません。ただ、私の調べた中で、約9件あるんですね。これをやることによって、行政というのは、こういう方々の生計までですよ、今、これで生計を成しているわけですから、ここまで行政が手を、どうもやっていることが、自分だけ良ければいいという考え方に取られても仕方がないようなやり方でしょう。町の公営住宅の空き家対策ですよという、形は確かにそういうふうになっているかもしれないけれども、空き家対策をやって、全町を対象にするんだっいたらまだしもわかりますよ、なぜ、湯ノ里、涌元だけ。たまたま議会報告会に行って、これが話題になった。そしたら、ある町内会の中で、私は各町内会全部、各小学校こういう公営住宅に入っている、それから民間の貸家に入っている人達を全部対象にするんだっいたらという話をしたら、知内小学校は大きいからいいでしょうというこういうものの言い方ですよ、そういうふうにとられている。これが行政のやることなんですか。民間の経営を圧迫してまで行政がやることなのかということ。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

どうも意見かみ合いませんけれども、政策室長言ったとおりであります。考え方は。これはですね、湯ノ里町内会の大きな課題として、従来からずっとどうしよう、地域をどういうふうに維持していくかということと、それと今、湯の里小学校の児童数が減っている状況の中で、何かやっぱり手を打たなければならないという行政の考え方、そして、地域の皆様方のどうして、町長ずっと空き家になっている住宅をあのままにしておくんですかという、そんな町民からの意見、これを総体的に考えて、まず、今、児童数が少なくなっている湯の里と要するに涌元小学校の地区の住宅の空き家がずっと続いているものを1つ、これをやることによって、解決できればなという考え方があります。ですから、そこに入ったからといって、民間の経営を圧迫するという考え方は私は持っておりません。それと、今、子育ての部分、どうして町長は公平・公正をと言っているのであれば、ほかの要するに入居者の人方をどうするんだということ今、当然それは内部でも議論はしております。その対応については、今、室長からも言いましたように、今、地方創生ということで、子育て支援というものがありますから、そこの部分で、子育ての部分については、きちんと対応をしたいというふうに思っていますから、決して湯ノ里地区だけ、涌元地区だけという話ではなくて、今の状況を判断をさせていただいて、空き家をそのままなげおくというのは、やっぱり行政としても何か手を打たなければならないということでの1つの施策として打ち上げさせていただいたということで、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

湯の里小学校、それから、涌元小学校、特に湯の里小学校については、教育の段階で再度質問させていただきますが、今、まさしく町長は、これをやることによって、民間の経営を圧迫していませんというものの言い方をしていますが、今、民間に入っている人達が、半分になるんだったら私、移ります。経営圧迫になりませんか。いなくなるんですよ。もし自分で経営していこうと思ったら、一番困りませんか。入居者がいなくなるということは。だから、どうせ、そういうことで、子育てというより、子どもさん達、湯の里でも涌元でも子どもさん増やしたいんだったら、別な手法というのがあるでしょう。やるんだったら、全部一緒にやるか。その辺きちんと考えるのが行政の仕事だと思うんですよ。もし何かあるんだったら言ってください。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

考え方だというふうに思いますけれども、私はすべて今、3番委員さんが指摘したことについては、きちんと捉えさせていただいて、内部で協議をさせていただきました。ですから、そこに民間に今、アパートで入居している方が湯ノ里へ移ることもあるんだろうと思いますけれども、それをすべてクリアしなければ、施策というのは打てないんですかということをおえて言わせていただきます。やれるものから手をかけて、そして、それが状況を見極めさせてもらって、それが民間の経営者を要するに圧迫しているということになったら、私はそこで対策を練っていけばいいんだというふ

うに思っています。ですから、それが今やることによって、即民間を圧迫するようになるんだというのは、状況をきちんと見極めさせていただいて、判断をしていただければというふうに思っています。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

先ほどの98ページの矢越山荘の部分ですね、ちょっと確認のためにお知らせ願いたいと思うんですけども、先ほどの条例の部分でも出たんですけども、木造で火気に十分注意するというので、その部分ですね、利用者の方の酒、タバコ類のそういうものは全面禁止なのか、それとも、ある程度許すのか、その辺、まず、お知らせ願いたいと思います。

それから、101ページのふるさと創生事業の補助金、去年も議論した経緯があったんですけども、今回、町長の行政執行方針も8ページの部分でみますと、中学生、高校生の海外研修を継続実施するというので謳っているもので、去年の教育長の議論の中で、**今年は来年に向けての調整期間で**、中学生の場合は、取りやめるという形で私は理解したと思うので、その辺をどのようになっているのか、まず、お知らせ願いたい。

それから、103ページのホームページの活用ということでありまして、これ今、我々議会の方のホームページを見ますと、うちの町の地図を見ますとですね、まだJR知内駅というのが消えていないものですから、できればですね、早めにそういうなくなったものはきちんとやって、正確なものをいろいろな方にお示しする形にしてもらいたいと思います。その辺について、まず、3点お願いします。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今の矢越山荘の火気の取扱い、特にタバコのことだと思うんですけども、ご質問に関しまして、基本的に建物の内部、先ほどもご説明しました。宿泊に供せるだけの耐火構造になっていないということがございます。基本的に禁煙で使っていただきたいと思っておりますが、ただ、あの施設の使い方としてですね、地域の方々が地区に元々伝わる素朴な建物だとか、食べていただくようなフェアみたいなものを土地の特に女性の方中心になって、是非、開きたいよということを申し出いただいております。その中で、外ですね、例えば、火を使ってものを焼いて食べていただくかということも想定しておりますので、その中で幅広くきつとお客様おいでいただく中ではですね、外の部分、全面禁煙というのはなかなか難しいかなというふうには考えております。ただ、内部は原則禁煙で使っていただくということを考えています。

2点目のふるさと創生事業につきまして、中学校、高校の海外派遣研修事業についてでございますけれども、平成27年度まで高校、中学校は、従前通りの対応ということで、教育委員会の方と学校の方とで整理ができておると聞いております。ただ、きつと議員ご承知のとおり、28年度からは中学校の海外派遣を別な方向性ということで、海外ということではなく、国内でもっと多くの生徒さんが例えば英語漬けになるような施設で教育を受けられるような機会を設けたいということで、その分、高校

の方を全員見学旅行の中で、海外に派遣するというのを28年度からはじめてまいりたいというふうに考えております。

3点目のホームページにつきましては、大変、申し訳ございません。職員がそれぞれですね、自分の担当するページを管理しているということなんですけれども、只今ご指摘の知内駅がまだ削除されていないということに関しましては、早急に対応します。おわびを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

今の2つ目のことにつきまして、私の立場の方でお話の方させてください。中高生の海外派遣については、先ほども室長さんの方からお話ありましたような内容なんですけど、中学生の方が1年延びた経過について、お話の方させてください。昨年、3月の議会が終わったあとに、**中学生の英語活動も含めて、町全体の小学生から高等学校までどういうプログラムで進めていくかという内容のまず、検討をはじめました。**具体的にその中で、去年もお話してあるとおり、**海外派遣につきましては、本町の子ども達の外国語や国際理解活動の1つの最終年度として高校の方を位置付けました。**それで、**中学校の段階をその段階をどういうふうに捉えたか**というと、今の中学生の外国語の力からして、聞いたり、話したりする機会が随分少ないというのが言われていますので、**その分をどういうプログラムとして持ってくるか検討させていただきました。**具体的には、**教育大学函館校の先生方と連携を取りまして、それから、町の英推協のご意見も聞きまして、留学生の交換会を主に柱としておいてみました。**ここまでで、およそ6月から7月くらいかかったんですけども、実際には、留学生の期間はですね、4月に来て年が明けて帰るものですから、試行期間ってできなかったわけです。是非その試す期間を設けたくていたんですけども、26年度中にその期間というのが設けることができなくて、年度の終わりに湯の里小学校で1つの行事の中で招待して、形を作っていました。よって、中学校での学習活動の中で、不安定な状況がまず、1点ありました。それから、**もう1点は、海外、国外で中学生を派遣するというプログラムの中で、当初いろいろ考えたところが、なかなか面倒なものがありまして、即決できかねる状況があるものですから、実際には北海道の中で、イングリッシュキャンプ等々を行っているところを少し打診してみました。**実際には5月段階での締切りであって、そのあとの追加がなかなかかぶせることができなかったものですから、今年度27年度、道南で行うイングリッシュキャンプとそれから全道的な規模で滝川で行うイングリッシュキャンプに本町の子ども達がどの程度、派遣できるのかどうか、検討もさせていただいて、新たなカードもその中に含めていきたいなと思っていました。実際には、このことを明言するのがかなり遅れたわけです。**確か11月の説明会の折に、来年度も中学校も実は継続させていただきますというお話をさせてもらったんですけども、**去年の9月の末から10月にかけて、高等学校で視察の方に行ってくださいまして、それも含めて町民向けの説明会の方を開催させていただきました。ただ、町民向けの説明会で配付しただけではなかなか周知ができなかったものですから、事務局サイドで工夫もしていただいて、保育園から子どもさんがいるご家庭全部に1戸ずつ配付をさせていただいて、公民館で確か11月20日頃だったと思

うんですけれども行いまして、ただですね、参加者が極めて少なかったんです。関心がないと言えども叱られますけれども、やっぱり関心があまりなかったのかなと我々も反省はしていたんですけれども、その場で27年度、中学校の計画ももう一回、先伸ばしてやらせていただきますというお話も実はさせてもらいました。結論から言いますと、町の方で考えていらっしゃる内容と我々、教育委員会サイドで国際理解教育を進めていく上で、まだプログラムの不安要素がありますので、継続1年先延ばしさせていただきますので、28年度一斉スタートで、27年度準備をしていきたいということです。ご理解していただければありがたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

ただ、去年の説明でありますと、やっぱり高校生の生徒さんに限れば、シンガポール、マレーシアですか、全員行ってもらうために、やはり準備期間として、1年間はきちんとかかってやりたいということで私はそういうふうに理解して、それなら仕方ないのかなということで、だから、中学生の子どもさんたちには、そういうことで町としても、教育委員会としてもそれに全力投球するから、ちょっとそっちは中学生の子ども達は国内という形で、ここで終わりだよという私はそういうふうな形で理解したんですけども、それが今こうやっていきますとですね、やっぱり1年間延びてしまったということになりますと、1年間のあれを準備期間できちんとやるということは、並行してできたという形で私は理解するんですけれども、その辺の何かそれは本当にきちんと高校生の皆さんにとって、きちんと対応はできるんですよね、あくまでも。

◎ 委員長（森永 勉）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

問題を高等学校に絞ってお話をさせていただければ、高校の方は、今まで行っている研修旅行、俗に修学旅行と一緒に事業になりますので、学校の方で計画を準備もして立てていかなければなりません。よって、普通修学旅行というのは、前の年の終わった瞬間から次の業者さんと日程の方も協議しますので、前に前に前に進めていかないと、日程の方が取れないような状況です。よって、去年お話ししましたように、早めの準備の方はさせてもらいました。その結果ですね、高等学校、去年の先ほどもお話ししたように、9月の末から10月のはじめの休みにかけて、学校長を含めて視察の方に行っていただいて、主はマレーシアになります。報告の内容をお聞きしますと、多国籍の文化があって、発展性が非常に期待できる国だということと、それから、多国籍であって、英語圏と違う学習の仕方、または、人とのふれあい方で、国際理解、国際異文化を体験するには最適であるというお話もありました。それと、もう1つは、風景的なことも含めたり、産業的なことも含めて、世界的にトップレベルの企業が来ていまして、現地での企業訪問、それから、大学生による市内の観光の案内とか、すべて整うことができました。それから、シンガポールと前にお話していたんですが、シンガポールが消えたまず、大きな理由は、高校が10月の末に海外研修旅行に行くんですけれども、交流したい高等学校が、シンガポールがちょうど試験期間で、対応ができないという状況がわかりました。ジョホールバルというマレーシアの地区であ

れば、それは十分可能だということと、国内とのつながりも実績があるということで、これもお話を受けていました。よって、高等学校の28年度の海外研修の派遣につきましては、あと業者の選定とそれから、今年度入学するお子さん達が、今、春に入学するお子さん達が対象になりますので、この4月からそちらに向けた準備もはじめていきますので、問題点は、ほぼクリアできている状況だと思っています。ただ、合わせてオーストラリアを中心に1月くらい高校生を語学留学で派遣したいというお話を前にさせていただいたんですけれども、これについては、今年度、もう少し精査する必要があります。特に年が改まってからいろいろな国際的な問題もありましたので、安全面とそれから受入れの内容とそれから子ども達の耐えうるかどうか、それらのことを総合的に判断して、早いうちに結論を出していきたいと思っています。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

だいたい高校生の対応はわかりましたけれども、ただ、中学生の場合は今年もやるということは、今までと同じことで行き先もオーストラリアということで理解してよろしいんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

そのように理解していただいて結構です。それと合わせて、先ほど試行的に物事を持っていきたいので、例えば、夏休み中にサマースクールのような語学を体験できる場を夏か冬、どちらかで設定してやっていきたいと思っています。

◎ 委員長（森永 勉）

よろしいですか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

それからですね、ちょっと総務課だからちょっと予算的には直接関係ないんですけれども、町長にお答え願いたいと思うんですけれども、我々、議会報告会で、各町内会を回ったときにですね、ある町内会においてですね、正月のしめ飾りとかそういうものをですね、やはりこれ日本の文化の伝承であって、なぜ、役場のこういう施設の中に、そういうものをきちんと飾ることができないのか、なぜ、そういうことをきちんとやらないのかということで、議員としては、どういうふうにそういうやつを把握していたのかということで、ちょっと言われた経緯があるんですけれども、その辺についての町の考えというのは、どのような考えなのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

しめ飾りの件でありますけれども、私も日本の文化だというふうに理解をさせてもらっています。従来までずっとしめ飾りを必ず飾らせていただいたんですけれども、ある時点から、これもひとつどうなんだろうと、やめてもいいんじゃないかということでずっと飾ってきていないということで、まず、ご理解ください。それで、今年ですね、実は福島町のある企業の社長さんが、渡島西部役場にですね、しめ飾りを寄贈

している業者さんが実はいるんです。それで、地元のある方を通して、町長、あとで持っていくからということで、今年はですね、その方から寄贈していただいて、しめ飾りを飾らせていただきました。ですから、それが継続していただけるのかどうかというのはわかりません。でも、やっぱりそれはひとつの文化ということで捉えさせていただいていますので、もしそこから寄贈いただければ、地元でも農協婦人部の方々が自分で作って販売していることもありますので、それは対応をさせていただければというふうに考えています。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

うちのこの役場の庁舎ばかりでなくてですね、やっぱりうちの町にもいろいろな学校から町内会館、いろいろな施設があるんですよ。だから、そういうものにもきちんとこういうものが文化の伝承という形でですね、そういうものをきちんとなぜ、やれないのかということで、そんなに高額な金額でないものそういうものをするによって、やはり今、教育長も言いますけれども、幼稚園から保育園、そして、小学校、中学校、高校と、そういう子ども達に対する情操教育、そして、文化の伝承というものをきちんとこれがひとつの役目にもなるのではないかということをおっしゃったものから、その辺についてのまず、考えがあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

繰り返しになりますけれども、そのような形で対応をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければ。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかに質疑ございませんか。2款総務費。8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

114ページの14目でございますけれども、使用料及び賃借料のことでございませぬけれども、ここに総合行政システム利用料という形で住民登録、それから、印鑑とありますけれども、ここに要するに使用料、それから、次のページの116ページ、同じ使用料の中にも行政システムとあります。それから、127ページにもありますけれども、この辺について、これはシステムですから、僕ちょっと専門的にわかりませぬけれども、それをどのように各課でわけているのかなど。要するにシステムというのは、ある程度、1つのものと理解していいのかな。ちょっとうまくできないですけれども。経費の配分、分けている、その辺はどうなのかなど。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。この総合行政システムにつきましては、平成26年度にクラウド化に移行致しまして、今、使用料ということで計上しています。それで、この総合行政システム、それぞれの業務で使いますので、それはそれぞれの担当課の端末、要す

るにパソコンで使えるようになってきているほかに、共通的な経費もあります。その共通的な経費につきましては、それぞれのシステムの使用料に応じて単純案分して割り振りをさせていただきます。ただ、一番このシステムで大きいのは、税務関係のシステムが一番大きい金額になっていますので、その案分の共通経費の案分も税務関係のところが一番多くなっております。そういうことでよろしいでしょうか。

◎ 委員長（森永 勉）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

要するに使う頻度で案分しているということですか。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。システムの利用料なのですが、それぞれの業務に応じてシステムがございます。それにそのシステムの利用料がいくらというのが決まっています。それぞれで決まっています。そのほかに共通的な経費として、クラウド化にするためのシステム本体自体は札幌の業者さんの方にありますので、そこからのクラウド化で利用していますので、それらの管理だとかの共通経費もありますので、その共通経費は、それぞれのシステムの経費に応じて案分をしているということでございます。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにご覧いませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ふるさと納税でお尋ねします。26年度予算の中で、一部、試験的に進めたという流れになってはいますけれども、ただ、発送の中身ですね、それぞれJAであれば米だとか、水産であればカキだとかいろいろありますけれども、これは今年度から走るということで、ミックスというのは考えられないんですか。それぞれのいいとこ取り。

◎ 委員長（森永 勉）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今のふるさと納税の謝礼の特産品のところですね、前回の議論を受けて、またうちの若い担当職員みんな集まって、いろいろなアイデアを出し合っています。今ご指摘のミックスということだったんですけども、107ページのところですね、事業費の中のふるさと納税謝礼特産品梱包箱というところがあるんですけども、これらもですね、この中でミックスしたものを送ることができないかということで、統一した箱でやってみようということでの経費を計上してございます。ただ、いろいろなですね、ご意見をいただいていたウェブの中で1個1個選べるようにしたらどうかとかといういろいろなご意見もいただいているんですけども、そこもまだどこまで実現できるのか、また難しいのか、ミックスするにしても、いろいろな特産品の混ぜ具合をどうするかというのは、まだ調整中でございます。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

確かにミックスするという事になれば、それぞれ各団体なり、業者なり、かき集めて、誰かが仲介になって作業をせざるを得ない状況になるんだろうと思います。そういう意味で、人件費等いろいろかかるのかなという気はしますけれども、ただ、水産なら水産、農なら農だけではなく、ある意味、そういうミックスが可能であれば、それぞれ提供する側も、受ける側もいいだろうと思いますので、是非、その辺は検討していただきたいなと思います。

それと照明、庁舎の照明ですけれども、LED化、2年間のうちの2年目ということで、1年目が過ぎて、それぞれ付いた箇所があります。それで、議会の事務局室、LED化になりました。ただ、スイッチで4灯かあったんですけれども、それが一斉につくんですよね。以前、LED化に対応して、見える化ということで、それぞれ職員の節電、節約の意識も深めましょうということで、ある程度、節約したら目に見えるような形のシステムということでお願いをしたんですけれども、なかなかそれは高額で対応できなかったということなんですけれども、ただ、今、言われるように、例えば、ここに全部あれば、電灯が1つのスイッチで全部ついてしまうのではなくて、やっぱりある程度、1灯なり、2灯なり、3灯なり消せる、1つずつ節電するような、そういう間接的なスイッチを付けてもいいような気がするんですけれども、今の事務局であれば、1つのスイッチで全部入るそうです。その辺の対応というのは、今後、どう考えていくのか、あくまでも、LED化にして節電というだけではなくて、つけたらまた節電効果を見いだすというのも1つの方法だと思いますので、是非、その辺の工夫、今後、どう考えているのか。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。確かに業務の内容に応じては、すべての照明がついていなくてもいいような場合もありますので、ちょっと検討させていただきたい。ただ、あまり高額になればあれですけれども、簡単な対応でその辺のスイッチ対応できるのかどうか、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

そんなに工事をLED化にするときに伴ってやる工事であれば、多少の多分何か細工をすればできるんだろうと思いますので、その辺は安価で済むと思いますので、是非、検討をしていただきたいと思います。

それと、以前、総務課長に電気の使用ですね、北電だけではなく、第三のもし契約が可能であれば、そちらも考えるということだったんですけれども、函館市でも新電力、契約で3千万円節約するという記事がありました。知内町は結果的にどう考えたんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。うちの町でもいろいろ検討した結果、新電力を購入した方が安価

になるだろうということで、今現在、新年度の契約に向けて、見積徴収をしているところでもあります。それで、その結果、新年度からは、北電ではなく、新電力の方から電力を購入することになると思います。今の試算では、概ね年間で200万円程度は、節減できるのかなと思っております。

◎ 委員長（森永 勉）

そのほかございませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

115ページの戸籍システム共同運用の部分でちょっとお伺いしますけれども、説明資料の生活福祉課の1ページに出ていますけれども、今回、七飯と鹿部が入ってきて6町でやる形になりますよね。ただ、その中で、今これを見ますと、七飯町の負担金という部分で出ていますけれども、この辺について、鹿部の部分はどういうふうになっているのか、まず、お知らせ願いたいと思います。それから、通常経費の中で、地域連携保守料が今回1年間無償ということで、その1年過ぎた部分の保守料の金額というものは、6町でどのような分配とかするようでしたら、その金額どのくらいになるか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。従来4町でこの戸籍事務進めていました。鹿部と七飯町は既に終わっておりまして、更新時期が同じということで、共同でできないかということで、経費面だとか、12月の議会でそれぞれ変更したわけです。今の説明で、鹿部の分、どうなるんだろうということなんですけれども、七飯町に負担金として払うのは、うちの町の分ということで、ちょっと鹿部町さんのやつは、ちょっと今ここに手持ち資料がないものですが、鹿部町さんのやつはわかりません。これはあくまでも、うちが七飯町さんに支払うものということでご理解願いたいと思います。それと、28年度以降のですね、月額費用については、保守料の分ですね、これが現在無料というふうになっていますけれども、この部分については、10万3千円くらい、月かかる予定になっています。1か月です。ご了承願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、次に7款商工費、1項4目公園管理費の質疑を行います。予算書の166ページです。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次に8款土木費の4項1目住宅管理費の質問を行います。予算書の176ページです。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次に総務企画課関係であります。9款消防費の質疑を行います。予算書の177ページ、178ページでございます。質疑ございませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

消防関係でいろいろ議論した経緯があります。はっきりした答えが出ていなかったと思うんですけども、今後、議会の中で所管調査は、消防の部分、可能ということだと思いますか。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

所管事務調査については、前にも説明したかと思うのですが、当町での議会での議決事項ではございませんので、なかなか所管事務調査ということでは難しいのかなと。ただ、その調査の中での資料を提出ですとか、ある程度、内容説明だとか、そういうものであれば可能かと思いますが、正式な所管事務調査の議題としての取りあげ方としては、それは渡島西部広域事務組合、議会がございますので、そちらの方でやることになると思いますので、そういうことをご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

よろしいですか。あと9款消防費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、次に12款公債費の質疑を行います。予算書の211ページから212ページであります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようです。次に13款予備費の質疑を行います。予算書の213ページ。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

ここで、説明員を入替え致したいと思います。

次に生活福祉課関係に入ります。3款民生費の質疑を行います。

予算書の125ページから137ページ。質疑をいただきます。

6番、五十嵐君。

◎ 6 番（五十嵐捷爾）

128ページの温泉施設の入浴料の優待券の使用料ということで、今までは75歳以上だったんですけども、70歳からということになった経緯と、それから対象人数がどのくらいいるのかということをお知らせください。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。温泉入浴の事業はですね、当初、65歳から平成8年、温泉ができた当時ですね、前の町長と私ちょうどたまたま担当だったものですから、高齢者の部分で何かないかということで、温泉優待券、65歳以上にしてまいりました。それで、今現在75歳になっているわけなんですけれども、その経過は、まずは、平成19年時点で、高齢者の集いが70歳まで引き上げてまして、順次、そこから71歳、72歳というふうにして、現在75歳、後期高齢者の部分でうちの方もそれに合わせながらやってきたわけです。ところが、うちの方もですね、ここ数年、高齢者の疾病等、統計だとか見たらですね、うちの町が特色があるのかちょっとわからないですけど

も、医療費の面で、骨、ひざ痛だとか、腰痛だとか、そういう方が74歳以下の方が非常に多いと。そういう状況が今なっている状況です。それで、課内だとか、町長査定のときに、少しでもそういうものを解消しようということで、温泉入浴がやっぱりいいんじゃないかなという、そういう経過がありまして、とりあえずは、70歳まで引き下げよう。その中で、先ほど言いましたように、74歳までそういう症状で医療だとかかかっていますので、70歳まで引き下げると。そういうことで、今回に至ったわけです。今後ですね、そういう状況を見ながら、もし、それが有効かついいのであれば、少し内部で検討していきたいなというふうに思っています。それと、介護の方にはなるんですけども、介護予防の対策にもですね、65歳以上、第一号被保険者ということでやっていますけれども、その辺ですね、そこも含めながら、介護予防という、そういう観点からも、とりあえず、70歳まで引き下げると、そういうふうに考えて、今回、70歳まで引き上げた次第でございます。それで、対象者数はですね、75歳のときは、840人くらいです。それで、引き上げることによって、4月1日現在で1,208名、70歳以上。障がい者の方も入れると、1,274名の対象者になるということになります。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

子ども子育て支援サービスの関係でお尋ねします。新たに子育て支援センターを開始します。これも内容的には、子育てについての相談、情報の提供、助言等の実施をするということでありまして。先ほど条例の中で、知内町子ども発達支援センター、これは障がい児対象なんですけれども、それぞれ多分こちらの方も保育士等の対応になると思うんですけれども、それらというのは、知識的にこれからこちらの条例の方は、発達支援の方は研修を受けながら、それぞれの知識を付けながら相談に乗っていくんだらうと思っておりますけれども、こちらと併用するというのは不可能なんですか。一緒にする。考え方を一緒にして、1つの施設でこういう支援を行うというのは不可能なんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今の子ども発達支援センター、先ほどの条例、委員会で議決してもらいましたけれども、基本的には、発達障がいのなり得る子ども、なり得るといいうか、そういう方だとか、障がい者の方ですね、そういうものは全部ひっくるめて子ども発達支援センターで行うということのその解釈でよろしいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

すみません。ちょっと勘違いしていました。サロンの方はですね、要するに今やろうとするのは、遊泳館、複合施設の中の学童の中に1つ部屋があるわけです。そこで健常者といえどもあれですけども、そういう方が母子とも通ってきてもらって、そこで遊んでもらうと。今現在、保健センターで行っています、月曜日から金曜日までの

空いている午前と午後やっていますけれども、その部分をこちらの方に移動して、保育士さんを1名、賃金で使ってやっていきたいと。それは午前中だけということ、ですから、あくまでも、発達支援センターの方は、障がい者の子どもの訓練の場所ということで、こちらの方でやるのは、普通の来てもらって、1日楽しんでもらうという、そういう区別はしたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

楽しんでもらうというか、子育ての相談ですから、いろいろ内容的なものも濃いものもあるんだろうと思います。ただ、これを見ても、毎週、月・水・金の10時から12時までですよ、年間で130日やるということなんですけれども、先ほど2名体制で120日、それぞれ何か合わせれば、それらの考え方を要するに1人の人間、もしくは、2人の人間がそういう障がい支援のノウハウとこういう子育て支援のノウハウ、2つ兼ね備えて同じ保育士ですから、2つ兼ね備えて知識を深めるというのは可能だと思うんですよ。そういう中で、通年利用の中で、1週間月曜日から金曜日なり、土曜日なり、それぞれの相談業務にあたっていくという体制を作ればですよ、先ほど来言う、時間的制約もなくなるだろうし、人件費の問題もあるだろうし、いろいろ複合的に考えたときに、合体した方が得策なのかなという気がちょっとしたものですから、そういうのがどこの施設でやるかは別にして、可能なかどうかという話だったのですが。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。同じ繰り返しになるんですけれども、発達支援センターというのは、障がい者の子どもだとか、それになり得る通園ということでまず、ご理解願いたいと思います。これは函館の方の通園している、そういう障がいを持った者の事業ということで解釈してもらいたいと思います。こっちの拠点事業の方はですね、今言ったとおり、サロンのものだとか、あと日常の子育ての相談業務だとか、そういうものをそこらも保健師さんとそこにいる保育士さんとの連携を取りながらですね、やっぱり今言ったとおり、例えば、障がいの持っているそういう方も相談に来るかもしれません。その辺は連携をしながらですね発達支援センターの方の保育さん、それから、こちらの方の保育士さん、それからその中に取り巻く保健師さん、そういうのを調整しながらですね、そういうのはやっぱり月に1回、2回はですね、会議を開きながら連携を取っていききたいなというふうに思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

お互い内容的なものは異なるかもしれませんが、ただ、発達支援の方は、渡島の養護施設センターに月1回、もしくは、年間3回、函館から来てもらうというそういう対応の中でやっていたものを要するに町で独自で対応しましょうという話なんでしょう。ですから、そういう兼ね合いもできるだろうと考えたんですけれども、考

えた中で、お互い障がいの部分、または、健常者でもそういう育児の相談等を窓口1つにして、同じ知識を付けてもらって、要するに2人なりを通年雇用した方がずっと有効性も上がるだろうし、まして、月・水・金やっただとしても、それだけで雇われた保育士というのは、月・水・金以外でも考えちゃいますよね、仕事を受けたら。そういう意味で、要するに月・水だけが仕事ではなくて、通常から仕事をするような体制を取ってやって、それなりの知識ももっと更に深めてもらった方がいいのではないかなという思いだったんですけれども、その辺はまた今、課長の方は変わらないようですので、後ほどまた議論の機会があったらさせていただきたいと思います。

次に病児保育事業なんですけれども、知内町未実施になっています。これについては、以前の22年度から26年度次世代支援行動計画、名前変わりましたがけれども、この中でアンケート調査をやっているんですね。一般質問でもやりましたけれども、それらの対応というのは、確かに小規模なのかもしれませんが、やはり学校、今というのは、夫婦共稼ぎが多くなりましたので、学校行っている間にちょっと病状が悪くなったということになれば、すぐ父兄、保護者の方に携帯に迎えに来てくれというのが真っ先な通達なんです。それでなくて、やはりこういうのを整備しながら、例えば、保健所の一部をそういう施設に変えることによって、医師も在来していますので、そばに医師がいるということで安心感もあるだろうし、何とかそういう対応をできないのか。ただ、涌元小学校、湯の里小学校、ちょっと遠くなりますので、遠くなったところはそしたらどうなるんだという話になるんだと思うんですけれども、ある意味、保健師さんというのは、学校の保健師さんというのは、看護免許を持っているわけですから、それなりの対応をしているだろうし、できるだろうし、インフルエンザについては、ある意味、予防接種なりしているんでしょう、多分、医者と同じようにああいう方々というのは。そういう意味で、それらに対応して、万が一様態が急変したときには、知内診療所から医者を派遣してもらうだとか、いろいろ考え方ができるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の未実施の理由というのをお聞かせください。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

学校で病気になった場合の一時預かりだとか、そういう部分だと思うんですけれども、実際軽い者であればですね、実際、そういう対応はできると思うんですけれども、症状がですね、医者じゃないと判断できないものがありますので、やっぱりそれは第一に保護者に連絡して、そのあとに例えば軽いのであれば、例えば、学童にきてもらうだとか、あと病気の場合ですね、一時預かりというそういう事業もうちの方も謳っているんですけれども、現在、その辺はですね、幼稚園側の方もまだやっていない部分もちょっとありますので、そういうような部分がありましたら、一時預かりも今後ですね、そういう検討も1番委員さん言いましたとおり、アンケートにも一時預かりだとかそういうものをしてほしいというのがありますし、そういうことであれば、検討していきたいなというふうに思っています。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

一時預かりの方で対応するという事になれば、まず、今年度は調整をして、来年度に向けて実施という計画になっていますので、是非、一步でもいいですから進むような感じにして、あまり何て言ったらいいのかわかりませんが、自分の場合もそういう連絡を受ければ、子どもが帰ってきて、大したことがなくても、やっぱり保護者が必要なんですよ、誰かしら。そういうときに確かに課長言うように、医者判断のもとというのも必要になってくるのかもしれないけれども、そういう一時的な対応がもし自宅以外で可能であれば、そういう一時預かりなり、病児保育事業なりを活用した中で、今後対応していただければありがたいなと思います。せっかくこうやって22年から26年でいいアンケートばかり出ているんじゃないですか。そういう声を今回、ある程度、鑑みて拾いながらこれに反映してくるのかなと思ったんですけども、どうも定期的なことが大きいだろうし、またやっていないとは言いませんけれども、それぞれ努力した結果なんだろうと思いますけれども、ただ、せっかくこうやって、前から22年度からそういう声がありますので、是非、こういうアンケートを取った意味というのは何なのかということをつえながら、対応していただければありがたいなと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

今、1番委員さんの言ったとおりですね、次世代のときからそういうアンケートで一時預かりだとか、延長だとか、そういうものが出てきています。それで、今後に向けてですね、今、言ったとおり、先ほど言いましたとおり、マンパワーが保育士なものですから、結構足りないというそういうものもありますが、その辺も整備しながらですね、早期に向けて検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

民生の関係でちょっと全般の話になります。いつも町長が提案されれば、すべて反対しているということで町民によくいわれます。今日はひとつ、町長の方に逆に提案を致したい、このように思いますが、真剣に考えていただきたい。と言いますのは、町長の今回の執行方針の中で、非常にいい文章が載ってございました。基本方針の三本の柱、この中でですね、ストップ少子化戦略という、この中でやはり町長の言わんとすることは、子どもを生み育てる環境を自ら作っていくんだという、こういう覚悟のもとだと思っているんですよ。非常に今回の執行方針については、少し感銘を受けたのですが、予算書を見てがっかりしました。何もひとつも出てきていない。せっかく町長がこういうふうにするというのが予算書に反映されていないという、今回の民生で出てきている中で、そこで町長にですね、せっかくこの子育て、生み育てる環境を自ら作っていくんだということで、何とか少子化をここで止めたいという覚悟のもとであれば、少し大胆な発想で施策を考えるべきでないだろうかということで、今、最終的には、高校の2間口の関係も絡んでまいります。最終的には、後ほど教育長の

考え方もお伺いしたいと思うのですが、まず、1つは、保育所の保育料を幼稚園を含めて全部無料にしてみたらどうだろう。今、保育料というのは、国が2分の1、委託料から徴収基準額を差引いた額なのですが、その中の国が2分の1、道が2分の1、そして、町が2分の1を負担するという形になってございます。けれども、知内はそれより更に負担額を多くして、独自の知内の軽減対策をやっていますが、私が言うのは、この保育所全部でやれば、相当の額になります。しかし、昨年度繰越額5,308万円を出ましたけれども、これで十分充当できる格好になるんです。保育園、全部無料化したとしてもですよ、全部処置費で賄って、それを今、保護者の方が収めている分、町で負担している分、全部合わせたとしても3,417万円ほどになります。幼稚園それに300万円を含めて、この3,000なんぼというのは、湯ノ里保育所も全部含めての話です。こういうことで、どうなんでしょう。逆にこういうことで大胆な発想でひとつやってみませんか。今年から七飯で全部無料化にすることになったようです。ですから、ほかの町の方でもやはり七飯で全部無料化するといえ、約1億円かかる。けれども、少子化を止めるとなったら、この方策しかないという考え方になったようでございます。

それともう1つですね、今、子ども医療費の関係です。今、知内でやっているのは、中学生まで医療費を全部無料化にしていますが、どうなんでしょう。これ18歳まで延ばすことにしたらどうなんでしょう。今の私の言う18歳というのはですね、知内高校に町外から通っている子ども達も全部含めての話。さらには知内から函館の高校に通っている子どもさん達も全部入れてですね、人数にすれば、知内高校160名ですよ、そして、知内高校以外に函館に行っている子ども達というのは、全部で22名いるんです。その中で、合わせれば全部で182名、これを今、平均をして医療費というのは、1人当たり3万2,220円。単純に考えれば、大した金額じゃないんです。今までやっている中で、全部182名をこういうことで医療費無料にするとすれば、580万円で済むんです。そうすれば、逆に知内高校の2間口、これまでやるんだっただらということ、ほかの地区からまだ来ませんか。こういう期待感も1つあるということなんです。

それと、3つ目がですね、給食費、これはほかの町村で、隣町の木古内さんでは、半額助成をやっています。ほかの町の方では、ほとんど半額助成、全額助成をやっているところもございます。ほかのところはいいんです。わが町で、逆に幼・小・中、全部これを全額補助という形にしても2,100万円で済むんです。これを1つ、大胆な発想で子育て環境整備ということで、町長、考える余地ありませんか。

◎ 委員長 (森永 勉)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、3番委員さんから子育ての支援策ということでご提案をいただきました。実はいろいろと今どうすればいいかということは、内部で検討させていただいております。それで、先般も先ほどの住宅の空き地の関係と連動するんですけれども、今、地方創生の方で、町独自の戦略ということで、ここに少子化対策、それから、経済対策、高齢化対策が入って、そこに全部盛り込まれようとしています。当然、その中で今ご指摘いただいたものについては、考えられる項目なのかなというふうに思っています。

それともう1つ、先般もちょっと申し上げましたけれども、6月にものづくり産業振興条例、独自でその地方創生の戦略計画と別な形で今、提案をさせていただきたいということで、先般、お話をさせていただいていますけれども、その中でも少子化対策等もですね、少子化対策というか、後継者対策、一次産業の町でありますので、大胆にその部分を要するに支援をできればなということと、それから、若い人方の働ける環境づくりということで、ものづくり、そこでものを作ることによって、若い人方の働ける環境を整えられるということで、これもですね、少し大胆に提案をさせていただければというふうに今、思っています。これはまず、前段でご理解をいただければと思います。それで、今ご指摘いただきました、まず、1点目の保育料の無料化をというご提案でありましたけれども、実は長い間、うちの今ご指摘をいただきました、国基準からいって更にうちはその部分で持たせていただいて、1千万円以上の税で、町独自で負担をさせていただいている形に今なっています。ただですね、町のPRが下手くそなんだろうというふうに思っていますけれども、その辺の反省も踏まえて、地域に出る機会がありましたら、そういうことも言わせていただいているんですけども、なかなかお子さんをお持ちのお父さん、お母さん方が、町がその部分を国基準と違った形で上積みしているということがなかなか理解をされていない今、状況にあるのかなというふうに思っています。それで、確かに今ご指摘のとおり、それをすべて無料にするということになると、ある程度、金額も提示していただきましたけれども、まず、その辺で果たしてうちの少子化が止まるかどうかということですね、きちんと議論をしていかなきゃないというふうに私は思っています。私は少子化をくい止めるには、もっと違う考え方を持たなければ、なかなか少子化というのはくい止められないと。というのは、これは私の持論かもしれないですけども、基本的に今、子ども1人、2人しか抱えられないというのは、将来的に要するに大学へ行く教育費だというふうに私は思っているんです。ですから、1人生まれたら100万円の出生手当、そして、今の保育料なり、それから給食費を無料にすることによって、1人しか要するに抱えられない、自分の家計で、それを無料にすることによって、2人、3人子どもを設けてもらえるかといったら、ちょっとそれは違うんじゃないのかなというふうに思っています。ただ、それは100%とは言い切れないといういろいろな課題がきっと問題があるんだろうというふうに思っていますので、私は町長に就任をさせていただいたときに、子ども夢基金というのは、そういう発想で、まだ実現はしていません。知内高校を卒業した人が大学へ行ったときに、その部分をもし町が抱えるということになると、これもひとつの知内高校の独自の施策であろうというふうに思っています。ただ、これがどんな形で実現するかというのは、いろいろとまだその辺は検討を要する時間を必要だろうというふうに思っています。いずれにしても、これはですね、1つの子育てという形でそれが効果があるということの判断がされた場合については、地方創生の中でもし組み入れられるのであれば、そして、国の補助金をいただけるのであれば、私はそれは考える余地があるんだろうというふうに思っています。

それと、2点目の知内高校の医療費の18歳までの無料化にはという話も今ご指摘をいただきました。その中で、知内高校の町外から来ていただく子ども達も無料にというご指摘でありましたけれども、それはもう少しやっぱり議会の皆様方と、そして、

町民の皆様方とやっぱり議論をするべきじゃないのかなというふうに思っています。ただ、1つの考え方として、知内町の町立の高校の特色をということ、私も機会があるたびに言わせていただいていますので、その部分で、無料化にすることによって、特色という形になるのかどうか、これもですね、ちょっと議論をする必要があるのかなというふうに思っています。その中で、今年というか、26年度、木古内、福島町から来ていただく、定期の部分については、当初は4分の1から2分の1にして、全額ということと、それから、資格取得の場合の受験料もすべて町が抱えさせてもらったということで、私はある程度、その辺はそれからコース制の導入、習熟度の導入、これもですね、1つの特色だろうというふうに思っています。ただ、町外から来られている人方にその部分を知内町の税で果たして対応できるかというのは、少し議論を要するところではないのかなというふうに思っています。いずれにしても、今、大変、前向きなご指摘を提案をしていただきましたので、これは今5か年の中にどんな形で組み入れることができるのか、これは本当に知内町の子育てというか、少子化に対策として取り組むべきという判断になるのかどうか、この辺ちょっと内部で議論をさせていただければというふうに思います。

◎ 委員長（森永 勉）

あと民生費。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

町長が一番懸念されている知内町独自で1千万円ほど更に上積みしているんですよという数字は確かにわかるんですよ。2分の1でいけば約1千万円で済むところを更に900、約1千万円近く上積みして、保育料の1,992万4千円ほどをしていくという、これらも全部含めた中で、やはり宣伝すべきですよ。町はこれだけやっているんですよということを宣伝しながら、とにかく生んだら育てるのは知内にらせてくださいという環境づくりをやっぱり自らやっぱり作るべきです。

それと、先ほど医療費の問題の中で、町外から全部で61名の子どもさん達が通っています。61名の分みたとしても、仮に町の税金を使ったとしても、なんぼ違う、200万円ほどしか違わないんだよ。この辺もちょっと含めてき、だからさっきから俺、知内高校の2間口堅持にも後見してくれるだろうというのはここなんです。だから、そういうことも十分に検討しながらですね、いい答えが返ってくるようにひとつ、希望するという言葉はここでは禁句でございますので、そのような答えが返ってくるようにひとつ、お願いをしたい。そこで、教育長。私が今、給食費の問題から医療費の問題になったのですが、教育現場の責任者としてどうなんでしょう、自らやっぱりそういうことも町長に進言をしながらやるべきなのが責任者のやっぱり立場だと思うのですが、考え方あったらお知らせいただきたい。

◎ 委員長（森永 勉）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

医療費については、ちょっと私も詳しくはわからないところもあるので、ここは省かせていただいて、給食費についてお話の方させていただきます。まず、1つは、私会計ですので、本町の給食はそれぞれの負担分を保護者さんに支払っていただくという会計方式を取っています。それから、もう1つは、昨年度100円値上げをしまして、

消費税が上がることも含めての値上げも入っているんですけども、ただ、独自にですね、今まで週5日のうちで、米飯3食、パン2食という配食だったのですが、これを米飯4回、パン1回とすることによって、40円の差額が生まれて、町での給食センターの主査の計算では、1年間で100万円の軽減になっているんです。それで、半額、全額の給食費の話が今、出ているんですけども、私としては、保護者がある程度、負担はすべきだと思うんです。食事を取るということに責任を持つことも含めて、月額およそ3千円幾らくらいの金額なんですけれども、無料か有料かといったら、誰でも無料を選ぶかもしれませんが、しかし、ご自分の保護者としての立場、それから、子ども達を育てることから含めて、1月のこれだけ割安な給食費を支払っていきけるようなやっぱり家庭でのあり方というのはあるべきだと思うんです。よって、我々としては、なるべくこれから値上げしない方向で努力もしていきますし、副食等との質も落とすことはしない方向で検討はしていきます。しかし、半額補助とか、全額補助のその踏み方は、まだ考えてはいませんでしたし、これからもその必要性は私はないのではないかな。保護者に十分にその辺も理解していただいて、お支払いいただきながら、給食の運営を図っていきたいなと思っています。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

やっぱり教育者だものな。どこの町でもそういう考え方にはならないんですよ。やっぱり子ども達をとにかく集めようという考え方に、そういう発想から、管内の事例をちょっと見ますと、松前で今、給食センター建設中ですよ。これを完成することによって、28年度から補助をするという、いろいろな今、検討をしている最中。福島は月に200円、これ補助をするという。さらには木古内は、26年度は半額、27年度からは全額を補助するということに変わってきました。それから、北斗市は、子どもさんが1子については半額。3子いけば、全額補助なんです。このような形で、それぞれの町がそれぞれ特色ある教育行政をやろうとしているわけです。今そういうふうになっているときに、教育長にそういうふうにご答弁されれば、一体何を考えているんだべなというふうに思わざるを得ないところでございます。答弁はいりません。少しじっくりと考えていただきたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先ほどちょっとご指摘いただきました知内高校の町外からの子ども達にもというご指摘をいただいたんですけども、実はですね、今回、知内中学校から30名受験していただいています。それで、今、願書が出されているのが67名というふうに聞いているんですけども、今、特色ある状況として、江差の女子生徒なんですけれども、知内高校でブラスバンドをやりたいということで、こういう今、状況にもなっております。それと、交流センターに町外から来ていただく人方、宿泊をしていただいているんですけども、その町外から来た全員を医療費を無料という話ではなくて、私はですね、インフルエンザのワクチン、これもですね、随分、教育長とも議論をして、何とかというふうに相談も受けていたんですけども、もしそういう形でできる

のであれば、そのくらいはですね、ちょっと広げてインフルエンザの部分は町が町民と同じ形で支援してやってもいいのかなというふうに今、思っているものですから、この辺もちょっと今年度中に委員会の方と、教育長ともいろいろと相談をさせていただいて、これも1つの知内高校の特色ということで謳っていければというふうに思っていますので、そのことについてもご理解をいただければというふうに思います。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

133ページの子ども安全見守隊の部分で、毎年出ているんですけども、12万円の予算になっていますけれども、この辺の部分で、何人くらいの方がこの見守隊に登録しているのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。それぞれの地域の人数はちょっと把握していませんけれども、委員さんご存じのとおり、現在、うちの方では、元町、湯ノ里、涌元、きらくということで、4つの団体の方に助成しています。人数についてはですね、今、言いましたとおり、ちょっと元町だけ見ればですね、それぞれの交差点だとか、そういうところに、きらくもそうなんです、朝立っていますので、それぞれの人数的なものはちょっと掴んでいませんけれども、朝と帰り、そういうことで見守っているというふうに思います。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

この見守隊の隊員の方にですね、なってもらうためには、やっぱり役場だっようお願いをする形だと思うんですけども、その辺のお願いをしている方々は大体ある程度人数はわかるんでしょうか。その辺、どうなんですか。あくまでも地域の人達に町内会長に任せて、その部分でやっているのか、その辺どうなんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

今、私の知り得る範囲でご説明をしたいと思います。子ども安全見守隊でございませうけれども、この活動については、町からお願いをしてやっただいてというのではなくて、それぞれの地域が町内会の活動として、子ども達の安全な通学ということで、それぞれ町内会単位で取り組んでいただいて、ですから、この隊員として活動していただいている方は、基本的には町内会員ですけども、ある町内会においては、老人クラブの方々が主体になったりということもございませうので、町からお願いをしてというか、ですから、そこは確かに活動としては、町としてはそういう形でやっただいて、非常にありがたいですし、ですから、ほんの少しの額ではありませうけれども、1団体3万円という活動費をお出ししているという状況でございませう。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

今回、我々の議会報告会で回ったときにも、隊員の方が金額のことでなくて、やっぱり自分たちの活動というものが町としてもきちんと評価してもらっているのかなという、まず、我々に疑問的なものをぶつけてきた経緯があるんです。うちの議長の方は、きちんとそれは評価していると思いますよという答えを言ったんだけど、ただ、その方々たちも我々やっても、ただ、ボランティアでやって、ある程度、暇だから、町は何も全然そういうものに対して見向きもしてくれないのかなと、私は何かそういう質疑の中で聞きましたら、そういうふうなニュアンスで聞こえるような部分もあったものだから、やっぱりそういうことで、そういう方々にきちんとしたものをある程度、町でもそういうものを把握してですね、きちんとした評価しなさいということではないけれども、やっぱりそういう人達に一言ですね、ご苦労様ですとか、そういう形のをきちんとやってもいいのではないかと思うんですけれども、その辺についてどうですか。

◎ 委員長（森永 勉）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

先ほどの説明、少し舌足らずだったかと思うんですけれども、決して地域の自主的な活動だからそれに任せているということではなくて、町としても常日頃、それらの地域活動については、敬意を表していますし、お礼も申し上げているところであります。この額の多い、少ないというのは、いろいろな考え方もあろうかと思えますけれども、学校としても子ども達を安全を見守りしていただいているということで、例えば、ご招待をして子ども達と一緒に給食を食べたりですとか、あるいは、学校行事にお招きしたりですとか、そういうことをやりつつ、町としても機会あるごとにそれぞれの団体にはお礼を申し上げているところであります。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

先ほど病児保育事業ですね、課長、一時預かりでその対応と言っていましたけれども、今、見ていたら、一時預かりでできませんよね。その辺、ちょっと確認したいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明します。先ほどの部分ですね、ちょっと訂正させていただきます。病児保育事業についてはですね、この子育て支援計画の35ページに書いてあるとおり、病院だとか、保育所の附属された専用スペースということですので、ここにやはり看護師等だとかいなければできない事業ですので、うちの方はですね、先ほど保健師だとかも対応できるのではないかなというそういう話はあったんですけれども、うちの今のマンパワーの部分であれば、ここの部分については、現実的には難しいと。今後、関係機関、ここの町だと病院だとかですね、それから関係町村ということになると木古

内だと思えるんですけども、その辺でできるのであれば、そういう方に方策を取っていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 委員長（森永 勉）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと繰り返しになるんですけども、自分もちょっと一時預かりと課長がそう言ひだしたのだからできるんだなと思ひてちょっと勘違いしていたんですけども、保育療養センター、そこに民間の医師が在住しておりますので、あのスペースさえ、そういう確保をすれば、できる可能性というのは十分あるということで理解してよろしいですか。

それと、こんにちには赤ちゃん訪問なんですけれども、生後1か月から訪問し、またそれぞれケアするんですけども、これ最長何か月までケアするんですか。

もう1点、それとアンパンマンクラブなんですけれども、今、中央公民館と文化交流センター、2つやっています。いろいろ私的な理由は聞いています。今、現在ですね、もう1回一緒にするということは可能なんですか。私的な理由を除いてちょっとお願ひ致します。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今、保健センターの方にですね、そういうスペースがあるのではないか、確かにあります。ただ、そのスペースが確保されてもですね、先ほど言ひましたとおり、看護師だとかそういう問題が、例えば、知内診療所にしてもそういう例えば契約をした場合にですね、果たして確保ができるのかなとか、そういういろいろな問題がありますので、ここは検討しながらですね、今後、協議していききたいなというふうに思っています。

それと、こんにちには赤ちゃんについては、保健師の方からちょっと説明をさせてもらいますけれども、実はアンパンマンクラブなんですけれども、任意団体でありました。現在ですね、ついこの間、アンパンマンクラブが解散するということでなくなりましたので、この件についてですね、いろいろとまた違うそういう組織ができて活動できればなというふうに私たちは思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 委員長（森永 勉）

よろしいですか。

◎ 保健師（筒井裕子）

こんにちには赤ちゃん事業についてご説明致します。保健師の方で生まれたお子さんの生後3週から4週にかけて一度、おうちの方に訪問をさせていただくんですけども、その後、支援が必要だなと思ひ方については、ケースによって2週間後、1か月後という訪問をします。その後については、乳幼児検診が4か月から始まりますので、乳幼児検診の方で対応をさせていただいております。

◎ 委員長（森永 勉）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

4か月目から乳幼児検診が始まるということで、それまでの生まれてから4か月間は対応できるという認識でいいですか。

◎ 委員長（森永 勉）

よろしいですか。あと3款、質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

核家族だったかな、単独世帯とか、核家族世帯だったかな、出てきますよね、その意味合いを教えてください。

◎ 委員長（森永 勉）

1番さん、申し訳ありません。もう1回、お願いします。

◎ 1 番（西山和夫）

6ページに単独世帯と核家族世帯、その他の世帯とあります。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ちょっとですね、分類の部分ちょっと資料ありませんので、後ほどお答えします。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

単独世帯、親族世帯、非親族世帯といろいろ分類して、総体で一般世帯というそうなんですけれども、一般世帯の中の分類が単独世帯、そして、親族世帯の更に分類したのが核家族世帯だそうなんですけれども、随分、ややこしいんですよ。夫婦のみの世帯だとか、夫婦と子どものいる世帯だとか、男親と子どもからなる世帯だとか、それが核家族世帯になるそうなんですけれども、もう少しこれわかりやすいのはいませんか。これはあくまでも共通の認識の中での言葉なんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

民生係長。

◎ 民生係長（野戸英二）

ご説明致します。このデータにつきましては、記載にございますように国勢調査のデータ内容、それを今、委員おっしゃるように、詳細、中身の方を細かく分類されておりますが、データ上総括してこのような大きな3つの区分で記載をさせていただいております。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

確か今年、国勢調査入るんですよ。ちょっと5年前の記憶ないですけども、こういう中で国勢調査の中では、こういう分類で核家族世帯はこういうものですよ書いてあるんですか。わかりました。

◎ 委員長（森永 勉）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、ここで民生費の最中ではありますが、ここで暫時休憩をしたいと思います。
55分まで休憩致します。

(休憩 午後 2時41分)

(再開 午後 2時55分)

◎ 委員長(森永 勉)

それでは、会議を再開致します。

3款民生費の質疑中でございます。

失礼しました。次に4款衛生費の質疑を行います。

予算書の138ページから145ページであります。質疑ございませんか。

5番、敦澤君。

◎ 5 番(敦澤良子)

141ページなのですが、合同納骨塚の完成がされまして、長く待って大変感銘をしておりますけれども、そのPRですね、どのような町民に周知してくれるのか、長年待っている人もいると思うので、その辺、伺いたいと思います。

◎ 委員長(森永 勉)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(松崎輝幸)

ご説明致します。合同納骨塚については、今、5番委員さんが言いましたとおり、既に完成しております。4月から一応、稼働するつもりでございますけれども、PRについてはですね、クチコミでですね、結構もう問合せも来ていますし、PRするまでもないのではないかなというふうには私は思っています。あえてそこに入ってくださいよという、そういうPRはいらないと思います。ですから、自然とクチコミでこういうものですよということをやっていきたいと思います。もしPRするとすれば、ふれあい懇話会だとか、あと町内会の会長会議等でお知らせして、こういうものがあるんですよということで、町内会を通じて行いたいというふうに思っています。

◎ 委員長(森永 勉)

ほかにございませんか。8番、吉田君。

◎ 8 番(吉田峰一)

今のところの同じ委託料の件ですけれども、蜂の駆除委託するわけでございますけれども、これは昨年までは委託という項目なかったんですけれども、今年からということで、外注という形になるんですか。それと、僕の記憶どうかわかりませんが、昨年、駆除防護服を予算化されていて、その辺の絡みもちょっと教えていただければなと思う。

◎ 委員長(森永 勉)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(松崎輝幸)

ご説明致します。蜂の巣の駆除の委託料でございますけれども、実は平成26年当初は、賃金で組んでいました。それで、新聞等でですね、募集したんですけれども、なかなかいなかったということで、実は6月の補正で委託料の方にですね、組みかえをしまして、森林組合の方に去年、委託をしました。今年もですね、蜂巣駆除につきましては、金額増えていますけれども、全部森林組合の方に委託する予定でございます。

す。防護服の方はですね、1回買ってありますので、それを森林組合さんの方に着てもらいましてやる方向でいますので、お願いしたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかに。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

139ページの子宮頸がん予防ワクチンのことについて、補正のときもお伺いした経緯があるんですけども、今回の予算が48万3千円と出ていますけれども、多分、町長の執行方針の中にも控えるという言葉でやっていますけれども、今回、予算を取った考え方ということは、対象する女性の方に自分で自己責任で予防接種を受ける場合は、それに対して助成をしますという考え方でよろしいのでしょうか。その辺、まず、確認お願い致します。

◎ 委員長（森永 勉）

保健師さん。

◎ 保健師（筒井裕子）

子宮頸がんワクチンについてご説明します。26年度につきましても、接種者はゼロでした。ただ、接種したいというふうに希望された方については、医療機関の方から説明書というのを国の方から渡されていたのを読んでいただいた上で、それをしっかり理解していただいて、接種するという形を取るの、万が一、そういう方がいた場合には、いつでも接種できるという体制を整えておいています。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

確認のためにですね、任意個別と個別接種という部分で、これはどういうふうな意味あるものか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

筒井保健師さん。

◎ 保健師（筒井裕子）

ご説明します。子宮頸がんワクチンについては、定期接種にされているんですけども、定期接種と任意接種の違いですけれども、定期接種は接種対象年齢というのが指定されていて、その中で受けるように努力義務というふうにされているものです。知内町においては、定期接種の接種料金は全部無料としているんですけども、全国的に見て接種料金の一部だけ助成しているというところもあります。任意接種については、当町においては3つ助成しているんですけども、これは個人の判断によって接種してもしなくてもいいという接種になっております。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

補正でもちょっと途中半端で終わったんですけども、実績で一般高額医療がちょっと膨らんできたということで、経過をみれば22年のときは同じくらいがあったんですけども、だんだん下がっていった。23年、24年と下がっていったんですけども、今年度また400万円ちょっとに上がったという経過があります。それで、

入院外来ということで、1位が糖尿病になったんですよね。高額医療に関して、一般療養の方も入るので、正確にどうのこうのとは言えませんが、もし糖尿病だと仮定すればですね、最近メタボ等で健康診断、結構引っかかる人が多いんだろうと思います。自分も一時引っかかりまして、保健師さんにかかなり指導されました。それで、一部、身の回りの人達も最近、保健師さん随分しつこいなという話があります。これは自分もですね、岩手県かな、教育次長だと思うんですけども、当時、福祉の担当で福井さんも同調して、当時のお話がしつこいと思われるくらいやらないと、なかなか解消にならないんだというお話の中で、多分、それ以来、しつこくしているんだろうと思いますけれども、ただ、やっぱり怒られてもそれに耐えて、町民のためにですね、糖尿病が1位ということですので、関連しますので、是非、そういうのに負けないうで頑張っていたきたいと思います。それで、高額医療、26年度は増えたということなんですけれども、それに更にですね、こういう状況を見込んで27年度それに対する特別な対応というのは考えているのか、高額医療下げるような特別なこれからそういう対応者とどういう手当てをしながら軽減していくのかお尋ねします。

◎ 委員長(森永 勉)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(松崎輝幸)

ご説明致します。只今、高額医療の関係だとか、医療費が上がっているという、現実にはそうなんですけれども、その対応策なんですけれども、今までもいろいろやってきました。特定健診。それで、特定健診もですね、うちの方で受診率のですね、設定をしましてやってきたわけなんですけれども、今年も50%という設定をした結果ですね、結果的には38%、この辺も国保の運営委員会の中でいろいろ議論がありまして、そしたらそれを下げるために、特定健診勧奨するためにどうするかというそういう議論がいろいろ国保連協の中でも出まして、うちの方ではですね、今後、今年27年度について、重複医療、1人何件もかかっている人だとか、それから医療費の多額の被保険者の訪問ですね、できればやっていきたいと思います。それをやりながら、適正な医療の受診、それから、被保険者の状況把握ですね、それをやっていきたいと思います。それから、戸別訪問としまして保健師に行ってもらいまして、病院の知識の部分、かかるときのですね、そういうものも視野に入れながらやっていきたいなと思っています。それと、薬がですね、皆さんもご存じのとおり、ジェネリックという安い薬もあるんですけども、その薬でも十分間に合う、そういう薬でなくて普通の薬をもらって多額になっているという、そういうものも医療費の圧迫状況にあるものですから、その辺も加味しながら、今後ですね、国保連合会から来たデータ等をですね、持ちながら訪問を開始したいなというふうには思っています。地道な努力ですので、先ほど嫌がるだけ訪問しなければならないと、そういうことで早期にですね、発見をして、早期に治療をすると、そういうことを心がけていきたいと思います。

◎ 委員長(森永 勉)

1番、西山君。

◎ 1番(西山和夫)

1位から7位までそれらしき関連の病気が多いです。高血圧だとか、狭心症だとか。是非、そういう意味では、更なる努力をしていただきたいと思います。

それで、もう1点なんですけれども、ピロリ菌、福島町でピロリ菌駆除ということで、中学校から始めるという何か記事を見たんですけれども、町内ではどういふ対応をしているんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

ピロリ菌の検査なんですけれども、渡島医師会の方からご紹介がありまして、今年度、ですから、昨年4月の健康診断の折りに中学校の2年生と3年生を対象に実施しました。去年、2学年行ったのは、これから毎年、中学校の2年生を対象に行うということで、中3の子が漏れていきますので、今年度だけ2学年、今年の中2を対象にしてまた同じように取り組んでいきたいと思っています。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

中学校1年生に聞いたら、やっているよという話だったんですね。いつからやっているべなという、議員さんで知らなかったんですかといわれたんですけれども、ちょっと情報不足ですみませんでした。やっているということですね。それで、ピロリ菌の菌を殺す薬1週間飲み続けるそうなんですけれども、大変、胃の中の菌を殺すわけですから、大変、強いらしいんですよ。その辺の対応というのは、大人と子どもというのは、同じ薬で対応しているんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

医学的なことはちょっと私わかりかねるんですけれども、このお話を持ってきた渡島医師会の担当の先生と事前にいろいろなことをお伺いしたんですけれども、まず、中学生対象ということは、体ができあがって行って、ある程度、治療に対する体の耐性があるからだというふうに理解しています。それと、除菌に際して、実際には医師の方に出向いて行って、対面相談を行いながら行うということですから、個々のお子さん達の状況によっての対応が可能だというふうに伺っています。ちなみに、去年の中学生の実績で62名行いまして、陽性が7名、ピロリ菌を保持していますよという子がおよそ1割いました。ほかの町と比べて、ちょっと多いかもしれません。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

中学生でも7名いるということで、どうしても乳幼児期の保護者との接触によってそういう感染もありうるということで、決して、若いから、中学生だからといって、ゼロだとは限らないんだというお話なんです。それで、今後の対応として、自分56になりましたけれども、56でどうなんですか、先生と言ったら、やらなくてもやっても同じだよという話ですね、今更。だから、もし若い時期に念のため薬をもらってきましたけれども、これから除菌やるんですけれども、若い時期からやっぱりそれなりのピロリ菌対策をしていかないと、なかなか対応というのは難しいんだということ

なので、町としてある程度の年齢制限をして、40代、または、20代から40代の間とか、いろいろ制限した中で、ピロリ菌の助成考えていませんか。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。ピロリ菌の関係なんですけれども、いろいろ新聞等で見ればですね、30歳未満にそういう予防をやると、ほぼ99%、胃がんについてはかからないだろうと、そういうのを私ちょっとテレビで見ました。ただ、ピロリ菌の部分ですね、予防接種をしたときに、抵抗力が弱るというのもひとつ医学的にあるみたいで、先生によっては、まだその辺がしっかりなっていないと。私たちも厚生労働省の方で、解消してくるのであれば、そういうことも考えられるだろうというふうに思いますけれども、今、現時点ではですね、町としての助成というのは考えておりません。ですから、国の動向を見ながらですね、そういうものが完全、30歳未満で99%、胃がんについては、ピロリ菌の部分でですね、やれるということであれば、それは考えていかなければならない部分があると思われまます。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

若い頃にピロリ菌を駆除すれば、胃がんの確立が大変下がるんだと。それ何%だかちょっと記憶薄れましたけれども、間違いなく効果はあるそうなんですよね。そういう意味では、是非、さっき言うように薬が強いという懸念の面もあるんですけれども、できれば、是非、対応していただきたいなと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、ここで生活福祉課関係の質疑を終わらせていただきます。

ここで説明員の入替えをお願いします。

次に産業振興課関係に入ります。5款労働費の質疑を行います。予算書の146ページです。

質疑ございませんか。1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

新規高卒者等の雇用の奨励金なんですけれども、今、確か30万円でしたよね。それで、効果的に30万円でどうのこうのというお話がちらほらあります。それで、どのくらいは妥当なのかというのはわかりませんが、ただ、今なかなか30万円で雇う側とちょっと確かにそう言われてみれば、小さな金額なのかなという気はします。それで、青年就労事業だとか、いろいろ兼ね合いの中で、もう少しアップしてもいいのかなと、自分なりに100万円でもいいのかなという、最近ちょっとそういう気持ちになってきたんですけれども、まだその30万円で今年度も走るのか、それとも、今後、もう1年やってみて、そのあとまた更に検討課題とするのか、お尋ねします。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この事業につきましては、25年度はゼロでしたけれども、26年度は中小企業から事業所ということで拡大したところであります。それで、今年度につきましては、今のところ5件、150万円を満度に使っていただくような事業になっておりまして、それぞれの事業所からですね、知内町独自の事業ということでですね、金額は別にしてですね、大変喜ばれております。この金額30万円がいいのかどうかという今、議論だと思えますけれども、現在、事業所としては、保険関係だとか、初任者の研修だとかに使わせていただいているということをお聞きしておりますので、今現在はこの30万円がいいのかなと思っておりますけれども、ただ、別な事業等も今、課のでも検討しております、町長、従前からおっしゃっておりますとおりですね、27年度でちょっと事業転換を今、図ろうとしておりますので、そちらの方でもいろいろ今、検討しているところですので、ご理解をいただきたいと思えます。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。労働費。

（「なし」の声あり）

質疑がないようであります。次に6款農林水産業費の質疑を行います。

予算書の147から162ページまで。質疑をいただきます。ございませんか。

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

何点かお聞きしたいと思えます。まず、第1点でございますけれども、155ページでございますけれども、エゾシカ対策会議の負担、これは多分、副町長が行って福島、知内地区の対策のことだと私は思うんですけれども、現在、駆除をやっている中だと私は思っています。それで、福島、知内に関するエゾシカの個体数、どの程度いるのか、そして、計画的にどの程度駆除するのかと、まず、この1点をお聞きしたいと思えます。

それから、次の157ページでございますけれども、林業専用道路、2年、3年間くらいやらいやりましたけれども、これで今年工事が今のところない予算を付けられていますけれども、この辺の計画的なことはどうなのかをお聞きしたいと思えます。

それから、ちょっと戻りますけれども、156ページの植樹祭の件でございますけれども、我々の議会で報告会をしていたときにお話が出ていたんですけれども、植樹祭をしても、そのあとの管理はどうなっているんだということのご指摘もありましたので、その辺もお聞かせください。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。3点ご質問ありましたけれども、私の方から1点目と3点目を説明させていただいて、2点目については、林政係長からご説明致します。

まず、1点目のシカの対策協議会の関係ですけれども、新聞報道等されていましてですね、小谷石の矢越岬が越冬地ということで、冬の間でもこちらに集まってくるということがありまして、広域で福島町と知内町と合同で事業を実施しております。そ

れで、福島町につきましては、岩部地区6世帯10人しか住んでおりませんので、道道をシャットアウトしてモバイルカリングという車に乗りながら銃で捕獲をするという方法でしたけれども、3日間朝の日の出から5時50何分だとか3日間行きましたけれども、残念ながら今年小雪ということで、なかなか里の方に降りてこないということで、成果としては1頭だけでした。あと、小谷石地区の方につきましては民家がありますので、くくりわなを先週の月曜日に設置しまして、4日間捕獲しておりますけれども、今現在、それにつきましても小雪でなかなか現れないということで、ちょっとわなにつきましては延長しております、今現在も捕獲しております、昨日と今日と1頭ずつ捕れている状況で、今週いっぱいハンターさんに協力をいただきながら捕獲をする状況であります。

それから、植樹祭につきましては、今年度につきましては、牧場跡地にですね、シカが来ないような柵、24年にやったんですけれども、その中でまだ捕食箇所がいくらかあるということで、そちらを活用してですね、100本ほどの果樹を中心とした木を植える予定になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明致します。林業専用道の関係、路網の関係でございますけれども、新年度の予算には計上しておりません。今年度と昨年度で合わせて上雷地区で2路線、これまで開設を行ってまいりました。具体的な計画としては、この2路線で現在管理をしておりますが、将来に向けてといいますか、今後に向けては、知内町の森林整備計画というのがございまして、これ今年の4月からまた10年計画の計画になるんですけれども、そちらの方では1路線、元町地区、上雷地区付近の林道を今、計画路線として掲載している状況です。ただ、具体的にいつからということは、これから具体的に検討したいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

路網については、計画されているという形で納得させていただきました。

それで、シカの件なんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、駆除するわけでございますけれども、駆除されたものの処理の方法なんですけれども、会議している福島と両町で合わせて検討するべきものなのか、それとも、知内町の産業課の方でそれをどのように駆除しているのかということをお聞きさせていただきたいと思いますので。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。2つの町で協議会を作っております、その中で議論をしておりますので、処理につきましても協議会の中で考えております、函館の食肉業者としてですね、連携を図りながら持っていただくことになっておりますけれども、毎日毎日来ていただくわけにはいきませんので、例えば、昨日だとか、今日の日曜日に

についてはですね、ハンターさんに処理をしていただいて、一般ごみとして出すような形を取っておりますけれども、業者さんと連携が図られましたら、函館の方に食肉として持っていただくことになっております。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。4番、泉君。

◎ 4 番（泉 政栄）

私の方から2点ほど今の8番議員さんとダブる質問になります。先ほどのエゾシカの駆除の件、なかなか成果が上がらないということでございました。それで、長年の懸案となっておりますハンターさんの育成、いよいよここにも予算が出ておまして、資料の7ページにも意外と1人当たりの養成に金額がかかるものだなというふうな感想を持っております。1点目としましては、このハンターさんの数をどのくらいまで増やしていったらいいんだろうというふうに考えているのかということと、それからこれだけの金額がかかるのが町の方からのこういう制度で利用できるというのであれば、1人じゃなくて、年間で2人とか3人とか申込みもあるんじゃないかと思うんです。そういう場合の対応をどういうふうに考えているのかというのを1つと、あと森林整備事業に今も話していましたが、作業道、林道の計画が入っていないということで、これから計画するというございましたが、林業の場合は、出す条件がよくなると、山の価値も付加価値が上がるといふか、出すのが楽な分だけ山の価値も上がりますので、これは是非、長い計画の中では続けていってほしい事業であるなと思っております。先日テレビでちょっと見たんですが、あるところでは、民間の山も絡めて、例えば町と町の間にも民有地があるとしたら、その民有地も絡めて作業道、あるいは、林道を付けていった方が効率よく出せるし、道路を作る自体の効率もよくなるということをやっておりました。なるほどと思っております。こういうことで、民有林も更に価値が上がるのであれば、俺の方も頼むぜというような話にもなるかもしれないけど、それで価値が上がるのであれば、あるいは、民間の林業、あるいは、町有林も含めてですね、活発になっていくのであれば、やる価値はあるのではないかと思います。その辺如何でしょうか。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。私の方から1点目の方ご説明致します。ハンターさん、今現在8名の方に活動をしていただいております。平均年齢が実は69歳をちょっと超えておまして、それで前からご指摘いただいておりますので、ハンターの資格取得ということで、それで町の方としましては、最低1年に1名ずつ、5年を目途に今、考えておりますけれども、委員さんがおっしゃったとおり、1年の中で2人、3人手を挙げた場合にどうするかという場合については、予算の説明のときにも言いましたとおり、補正等でですね、お願いしようという考えでおります。

◎ 委員長（森永 勉）

林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明致します。4番委員さんの路網の関係でございますけれども、林道なり作業

道があれば、材を出しやすいので効率的な施業もできますし、山の価値と言いますか、施業のしやすさという意味では、おっしゃるとおりだと思っています。民有林も絡めながらという、個人の山も絡めながらというお話でしたけれども、例えば、今年度作設した路線にしても、昨年度作った路線にしても、民間の所有者の方の山も通過しつつ、町有林の山も通過してと、ですので、町有林にだけ今、路網整備をしているわけではございません。一般民有林の方にも協力していただいて、路線の開設進めています。

◎ 委員長（森永 勉）

4番、泉君。

◎ 4 番（泉 政栄）

町有林から始まったこのような木材を利用する仕事が、これが本当に全町に広がって、あるいは、道南に広がって行って、木の利用価値というのは、これからどんどん増えていくようになると思うので、その出し道路については、本当に継続的に民有地も含めてということをもう既にやっているということですので、町内の林業の活性化、あるいは、道南の林業の活性化のためにこれから継続的に進めていくようお願いします。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

156ページの林業振興の部分で、町長の行政執行方針の4ページにCLTとLVL、この部分が載っているものですから、この辺のこれからうちの町というのは、どのような形でこれを進めて、発展させていくのか、まず、考えがあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

お答えします。CLTの関係ですけれども、現在、予算として、CLT関連を持っているわけではございません。ご承知のとおり、CLTがですね、まだ建築基準法に定められておりませんので、CLTが建設基準法に定められるのが、平成28年という国交省の予定になっております。そういったスケジュールも見極めながらですね、こういった形で本町で活用していけるかというのを探っていくといたしますか、検討していく段階だと考えております。

◎ 委員長（森永 勉）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

私もちょっと調べてみましたら、北欧の部分は実際に実施はしていますけれども、今、係長言いましたように、日本は地震が多いから、これは建築基準法に地震の部分でまだクリアできないから、先延ばしになっているとえば変ですけれども、その辺についてですね、もう少しこれうちの町で活用というのは、研究というものはこれからどんどんやってもらいたいなと思います。それから、LVLの部分、これは見ましたら、何か梁だとか、柱みたいなそういうものに使う部分で、CLTは壁材みたいで

すけれども、梁とか柱とかに使うようなものだという事なんですけれども、その辺のまず、うちの町は研究とか、これからそういうものが実用的なものにまず、持っていけるのかなと。まず、その辺、どういうふうな考えで、こういうものを行政執行方針に載せたのかわかりません。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今回の行政執行方針の中にも入れさせていただきました。直交の積層板という、要するに材を張り合わせることによって、強度を増す、張り合わせることによって、耐火も要するに確保できるというものであります。これが今、先般、北海道新聞にも載っていましたけれども、留辺蘂のウットピアというところが、今、北海道から6千万円の建物をやっています。これが北海道で第1号のモデルとしてやられているところであります。これは国の方の林野庁からの補助金を2分の1いただいて、要するに建設をしたということで載っておりましたけれども、既にうちの課長、それから係長、それから建築、それと総務、4人でその現場をもう視察に行かせています。それで、今、北海道との詰めなんですけれども、先般ちょっと多目的体育館の要するに考え方について説明をさせていただいたときに、できればですね、今、国がまだ建築基準法は定まっておられません。でも、これはもし国内でそういうものが活用できるとなれば、爆発的に国内材の利用が増えてくるということでもあります。そんなことから、今、湯ノ里地区に2業者が林業というか、工場を要するに経営されています。そんな中で、町がある程度、その辺が要するに先導できることによって、地域の要するに木工業で今、苦戦しています企業にも連動をできないかという、1つの考え方です。ですから、これは希望なんですけれども、まず、27年度中については、いろいろと北海道、それから国、そして、林産試験場等もですね、その辺の要するに情報を収集させていただいて、今、係長から言いましたように、28年度に国としての建築基準法が要するに設定をされるということの今、動きであります。ただですね、議員きっと目にしているんだと思いますけれども、もうヨーロッパでは、もう6階、7階の高層の商業スペース、そういうものにもうCLTが使われているということで、今、出ていますので、これがですね、ちょっと日本の取り組みが、全体の取り組みがきっと遅れてしまっているのかなというふうに思っています。ですから、今、地方創生で日本全国の60%を占める山村地域を何とか活性化したいということで、バイオマスの発電所ができ、そんなことで、今、地域活性化ということで、これが国が指導して、何とかそれを使えるような体制を整えたいということがあるものですから、できれば、今、留辺蘂で2階建ての建物はできていますけれども、知内町で、今、私が構想としている、そういう大きな体育館にCLTが使えれば、第1号として、何とか取り組んでいければなということで、27年度、少し情報交換をさせていただいてという今、状況でありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 委員長（森永 勉）

質疑ございませんか。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

CLTのちょっと話なんですけど、いろいろな情報の中で、林野庁のホームページを

いろいろと見ますとですね、スギが一番適しているんです。普通の集成材は、スギは強度は75%しかないけれども、このCLTについては、相当スギが有望視だという情報が入っています。

ところで、質問は別な話です。造林業のお話でちょっとお尋ねしますけれども、今、森林環境保全整備事業という事業がございます。これは特に知内の場合は、間伐事業で使わせているんですが、その中で、森林環境保全事業より直接支援事業というのがあるんです。これ国と道で68%の補助、町は独自に1反歩当たり3万4千円ですか、やって、だいたいこの事業は有効な事業として、みんな注目して使ってもらっているんですが、いかんせん、希望者が多すぎてというのか、1つの大きい面積を持っている人が、1箇所それをやれば、次もう使えないという、そういう現状なんです。それを今、新しく森林整備加速化対策事業というのが、1反歩当たりこれ上限で26万3千円と出てきたんですよ。これには、ちょっと上限がありすぎて使いづらい部分がある。そこで、町長、これからの中央陳情の中で、1つ森林環境保全整備事業、その中でも直接支援事業というのが、これをもう少し枠を拡大するようにですね、今、民間で間伐をして、所有者というのが相当数おりますが、この事業に則ってやらなかったら、間伐やることによって、逆に民間には金を払っていかなければならない。非常に山の手入れも、これ事業量に則りながらやらなかったら、進んでいかないという現状を1つ、把握をしてですね、何とかこの事業を拡大するように陳情をしていただきたいと思えます。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、3番委員さんからご指摘ありました。制度をもう少し拡充をという話がありました。実はうちの町民プールなり、それから矢越山荘、林業加速化の補助金を使わせていただいています。これは残念ながら、26年度でその制度がなくなるということをお聞きしましたものですから、代議士先生方に何とか27年度まで継続をしてもらわなければ、せっかく今、地場材をということでの自治体がそれで切れてしまうことによって、途中で新しく再度、更に今、林業振興となった場合には、1つの大きな問題ですよということを言わせていただいて、これは制度が林業加速化という制度は変わりますけれども、27年度についても、その対応はしていただくということで、国の方もそういう回答をいただいているところであります。それと、今ご指摘の森林整備をするがために、やはりきちんとした補助金がなければ、なかなか持ち主の皆様方、手を付けられない、これは現実だろうというふうに考えています。そんなことから、私は25年からですね、要するに山から運び出す、これが補助対象にはなったんですけども、それを国、道の補助以外にですね、町の上積み補助金ということで、これはやらせてもらっています。ですから、3番委員さんがご指摘いただいたとおり、やはり今までなかなか手を付けてこられなかったんですよ。切っても売る場所がない。切っても要するに単価が安いということでもありますので、ただ、今、未利用材をバイオマスで使えるということに今、体制を作らせていただいたことによって、随分、民有林を所有というか、森林を所有している方々が意識が今、変わってきているということも現実だろうというふうに思っていますので、今、ご指摘いただきました、これ

は国に出る機会がありますので、是非、うちの選出代議士さんの皆様方にもお話させていただこうというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

次、質疑ございませんか。1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

C L Tに関しては、随分、議論があるところなんですけれども、3 番からもらった資料によればですね、かなり防火性も優れているだとか、住宅でも間仕切りとして使えば、間取りを広く取れるだとか、いろいろあるんですね。先ほど町長も何とか地域のそういう専門業者等の活用をしながらというお話もありました。今、北海道で主体的に進めているところなんでしょうけれども、是非、その一部、開発試験等の一部を地元を持ってきて、いち早く、スギは本当に最良と書いてあるんですね、そういう面で、防火性、またいろいろな活用方法に鑑みても、必要性のある、これからきっと発展する技術だろうと思いますので、是非、前向きに取り組んでいただきたいと思いま

す。それで、国営土地改良事業について、ちょっとお尋ねします。27 年度で6 分の5、農家負担の負担軽減が切れるということで、これからまた更に28 年度からその負担軽減の継続について、事務的な延長を求める作業が出るんだらうと思いますけれども、今、国営、一般質問でもやりましたけれども、国営要件を満たすために今いろいろ作業が更にまた増えるということでもありますけれども、償還をどうのこうのではなくて、法的にですよ、それら6 分の5の軽減措置だとか、更にいろいろな施策の町の施策なり、国の施策を合わせて、最終的に順調に決断したとして、事務的な受益者の償還に入るとするのは、最短でどのくらいかかるんですか。今から進んでいって。例えば、今、言うように、いろいろな条件を解決しながら、最終的に合意を結ぶるとするのは、最短でどのくらいなんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今のご質問ですけれども、6 分の5が今年の8 月に手を挙げなければなりません。それがクリアされると、今度、地区の方に入りまして、期成会の方がご説明に上がります。そのあと、国の方にその考え方をまた伝えまして、国の計画委員会の方で承認されると、またそれが地元の方に返ってきまして、それで、また今度、計画変更の今度、同意を取らなければなりません。それらを最速でやりまして、29 年の4 月に決定をすると、11 月、12 月に納付書が来まして、徴収がはじまるような形になっております。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませんか。1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

29 年度で一番最短ルートなんだろうと思います。これについては、一般質問でやりましたけれども、これから継続的に町長のご判断をいただくことになるんだらうと思いますけれども、是非、英断をお願いしたいと思います。

それと、野菜の振興助成事業ですけれども、野菜集出荷場のことなんですけれども、

今、これを試験的にニラ計測の実証試験ということでありまして、これはなかなか全国の計量器を見ても、バラから計量するというのは、初めての試みみたいなんですけれども、それに対して、今、実証試験をするということなので、多分、今年度で収まるような事業ではないんだろうなという感じしているんですけれども、それで、これ要請とすれば、何か年の計画でこれを要請されているのかを伺います。それと、この共選施設、野菜集荷施設、収集施設の固定資産税、固定資産税というより、今、町のメニューになっています。これでいろいろと私的な話合いの中で、JAさんでそれをもたらってくれやという、いろいろな私的な話の中で、集まる度にこういう議会でも以前ありました。それで、それというのは、もたらってくれやはいいですけれども、法的に町として対応というのは、補助金を使っている関係上、もたらってくれやというのは可能なんですか。あっちがもらおうとしても。その辺の対応というのはどうなんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この事業につきましては、農協の内部のプロジェクト会議というものが開かれておりまして、そちらの方でいろいろと議論をさせていただいて、私達も参画させていただいています。事業のJAの方の考え方はですね、28年度に何とかこの事業をですね、やりたいということで、今、プロジェクトの中で進んでおります。それで今年度、27年度につきましては、実証事業ということで、1レーンだけこの機械をリースで購入して、町の方で半分を持っていただけないかということで、今回、予算計上をさせていただきました。これにつきましては、4月から11月くらいに全組合員を対象にしてですね、バラを今、結束で集荷場集めておりますけれども、それをバラで集めてですね、それによって、農家さんの労働力の軽減だとか、あと集めてからのいろいろな調整方法、あと作業効率だとかをですね、実証でいろいろとデータを集めましてですね、それを28年度以降の事業に生かすということで、この事業につきましては、1年限りの事業ということとなっております。それから、もう1つ、今ある施設をですね、JAに持っていただくという考えですけれども、これにつきましては、施設等ですね、35年なりの年数がありますので、現実的には町の方で譲渡するというには補助金上なりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

計量に関しては、今年度、単年度の事業ということで、自分なりに単年度でそんな立派な計量できるのかなという不安はあるんですけれども、ただ、もし、不安があれば、2年の中で継続してやってもいいんだろうと思っておりますけれども、施設に関しては、当時それをもたらしていただければ、古い話なので、もう7年も経っているんだろうと思うんですけれども、300万円の町に固定資産が生まれるんだという話の中で、それは大変なあれだなということで、300万円もたらってくれればいいなという話だったんですけれども、それで、なぜ、そういう話をするかということ、結局、JA合併して、ニラが発展することによって、ほうれん草、ミツバ、トマト等ですね、様々な波

及効果があると思うんですよ、組合とすればね。そういう意味で、購買意欲も増すでしょうし、まして、ニラ10億円何年も達成していたわけですから、そういう意味で、どんだんどんどんJAの購買なり、いろいろなものが副産物として売れるわけですよ、JAはね。それで、結果的にそうやって、もしもらってくれるのであれば、そうして、その300万円を固定資産税として付加価値、町の方に返すという意味合いでの思いですか、そういうのは当然あっていいんだろうなと思ってはいたんですけども、課長が残念ながら法的には無理だと、まして、耐用年数がありますので、それまでだめだということであれば、あと10年あるのか、20年あるのか、ちょっと残念な話なんですけれども、それに変わる何か新たな一手ありますか。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

町の施設になっていて、それを要するにJAにそれを受けていただくことによって、固定資産が入ってくると。これは随分、内部でも議論を实はしています。ただですね、今、適化法の関係があって、それがなかなかクリアできないという、痛し痒しというか、そんな今、状況であります。それで、今そういう状況にあるということでご理解いただければ。町はそういう形で、もしそれがクリアできるのであれば、やはり町事業として、今5億円を目指そうということで、前の町長が要するに町事業としてやりました。それが今10億円に達成した。あとは組合なり、JAがその部分をきちんと管理運営をしてもらおうと、これは当たり前前の考え方だというふうに思っていますので、これは町もそんな考え方をしているということでご理解ください。それと、ニラの計量結束の実証です。これは実は基幹支店の方から要請を受けました。そのときに私、言わせてもらったのは、実証試験で町に補助金をというのは如何なものかということ言わせてもらいました。それで、私、今回、予算を計上させてもらった1つの理由が、これをやることによって、今、函館高専と協定を結ばせていただいている茎の部分の要するに付加価値です。これをですね、今、各農家をお願いをして、そこで集めて送り込んでいるんです。ですから、ここで今1レーンでありますけれども、施設でその部分が今度、確保できますものですから、そんなことで、今回に限って、基本的には実証というのは、組合であれだけもう力を付けている組合ですから、そこでやってもえませんか、その実証の結果、こういう形で要するに検証されて、事業実施したいと。そこで町が何とか支援していただいけませんかというのが、普通の流れじゃないでしょうかということ言わせてもらっています。ただ、今回は、先ほど言いましたように、茎の部分を何とか今、製品化したいという私の思いがあります。そんなことからですね、今回、予算計上をさせていただきました。ただ、これがですね、果たして、今の例をすべてこの自動で変えられるかどうかというのは、私は少し時間を要しなければ、なかなか体制も確立までは難しいのかなという、そんな今、思いがあります。ただですね、来週にですね、運営委員長さんとそれから組合長さんとそれからJAと最初の計画と違って、今、既存施設を活用して、今、何とか整備をしたいということでの要望に来たいということでもありますので、その段階で、どういう計画になっているのか、そして、町がどんな形に対して支援を要請するのかということ、今の時点ではそんな今、状況になっているということで、ご理解をいただければと思い

ます。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

この施設に関しては、担い手不足もそうでしょうけれども、パートさんの確保がなかなか難しいんだということで、それなりのこういう自動的な結束を加えて、そういう問題点を解決しながら、前に進む。まして、10億円という目標があるわけですから、何とかまた復活しながら10億円達成を目指して、更に12億円、13億円を目指す1つの起爆剤なるだろうと考えていますので、是非、よろしくお願いを申し上げます。

それで、林産業の林の部分ですね、木質バイオ、一応、ある程度、目安が付いて、今回、道路の舗装等、これで多分、最終段階に入るんだろうと思います。次の一步で、町長の克雪型のCLT、それになるのかなという思いもあるんですけども、それ以外に予算計上、目新しいものはありません。今回。何か次の一手、もし付加あれば、担当係長でも、課長でもお願い致します。

◎ 委員長（森永 勉）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

細かい部分については、後ほど課長、係長からちょっと補足をしていただきますけれども、基本的には、バイオマス事業を進めてきて、とりあえずは、未利用間伐材の有効活用ということで、庁舎あるいは、プールの熱源に使わせていただいている。これは今、今年度実際に動いたばかりですので、集材、原材料の調達の関係、さらには、賦存量としてどれだけのものがあるって、どういう形で更に活用できるか。以前からお話していますとおり、バイオマス事業については、将来的には、他の公共施設へ波及させていければ。それもボイラーの更新時期等をにらみながら、それを順次やっていければ。それまでの間、今回、進めた事業をしっかりと検証したいというふうに考えております。それがまず、未利用材の活用の最初の考え方でありまして。それと、さらには、未利用間伐材だけの活用ということだけでなく、言うならば、町から出る用材を如何に付加価値を高めて使っていただくかということ、これが本当の意味での林業振興になっていくんだろうと。そういうことに関しては、造材なさっている方、あるいは、製材なさっている方、さらには木材加工等なさっている方々といろいろ連携を図りながら、うちの町としてどういう形の展開ができていくのか、これについては、更に詰めていく必要があるんだろうなというふうに思っています。それと、先ほど来、出ていますように、CLT、あるいは、LVL、これらのものがうちの町として果たしてどういう形でやっていけるのか、そういうような展開、それらをトータルで考えながら、産業振興を図って、最終的には、うちの町として低炭素の社会づくりというような、そういうようなものもできうれば、今回、策定する総合計画の中で、どういう形で盛り込んでいけるのか、更に職員、あるいは、民間の方々のご意見も伺いながら、それらのものを少し実のあるものにしていければというふうに考えています。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかに。7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

直接、予算には関係ございませんけれども、我々、議会報告会に伺って、毎年、最近出るのが、町長もご存じのように、基幹産業の方々の後継者のお嫁さんの話が出てくるんですね。それで、今回も同じようなことで、地域の方が言いますと、本当に真剣に何とかできないものかということで、町としても少し行動を起こしてもらうことができないのかと、議会の方でも何とかそういうものに対して、ちょっとやってもらえませんかという声がかんたん大きくなってくるものですから、やはり町長の方をお願いをするという形ですけれども、やはり農協さんとか、漁協さんとか、商工会もそうでしょうけれども、そういう方、やっぱり今回、連携をしてですね、そういうような部分の行動というものを起こすようなことを考えられないのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長 (森永 勉)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、担い手対策ということで、国が農業の担い手対策ということで、新規の就農給付金というのが150万円、5年間で。ただ、これは所得が250万円を超えてしまうと打ち切られるということで、うちが今3名の方が給付金をいただいているという状況であります。それで、今、先ほどからちょっとお話させていただいておりますけれども、知内町のものづくり産業条例、これ今6月に提案をさせていただければということで、内部で検討をしています。その中で、今、7番委員さんをご指摘いただいた担い手育成、それと新規の就労、就農も含めた中でのこれは独自の町の要するに考え方をですね、そこに盛り込んだ中で提案をさせていただきたいというふうに思っていますので、これは今その内容については詳しい話は申し上げませんが、6月の定例会に今そんな形で、これも今、地域の皆様方が担い手をどうする、それから、後継者をどうするという課題は、これは真剣に今、考えていただいているということでありますので、私もその辺をきちんと受け止めた中で、町独自の対策を要するに提案をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思っています。

◎ 委員長 (森永 勉)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

先ほどちょっと言い忘れたんですけれども、ニラの新規就農というのか、研修というのか、議会の報告会で町内会を歩いたときに、大野高校を卒業する方が新規で入るんだと。それで、その方が一番心配していたというのは、そういう若い子を受け入れた経験がないということで、まして、18歳で卒業してくるわけですから、精神的なケアをどうしたらいいんだろうねというお話がありました。当然JAはそれに対応していくんだろうと思うんですけれども、町は町でどのような対応をもし耳に入っているようであれば、対応策あるのでありましたらちょっとお願い致します。

◎ 委員長 (森永 勉)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。今、言われた方については、ニラの大規模な農家さんに入る予定でおります。町の方も承知しております。それで、経営主さんといろいろ話をした中で、若いですので、4Hクラブだとか、そこのニラ農家さんの従業員の方お二人もですね、まだ若い方なんですけれども、従業員の方も4Hに入っておりますので、その4Hクラブにまず誘っていただいて、まず仲間作りをやっていただいくことと、うちの職員も4Hにですね、度々参加させていただいておりますので、町の方もバックアップしていきたいと思っております。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

それと、今の受入れ体制というか、大野農業の要するに生徒が卒業して、地元で受けられる、これはある農家さんがたまたま別の組織で要するに大野農業の教員と懇談をできた部分があって、何とか受け入れていただけないかということで、先般、今年の今、課長から言いましたけれども、4Hの総会に私、毎回出させてもらっているんですけども、全く顔の知らない人がいて、実はどここの農家に今、研修に入っているんですよということで、名前も名簿もいただいています。それで、受け入れている農家の代表の方といろいろ話をさせてもらう中では、やっぱり町長、受けるけれどもなかなか1人前にするのに苦労するんだよと。その中で、やっぱり生活をしなければいけないので、その部分はやっぱり町がある程度ということもあります。そんなことから、今回、先ほどから何回も言いますけれども、6月にその部分も含めた中で、ちょっと提案をさせていただければというふうに思っていますし、あとは要するに住環境です。これは前から取り組ませていただいています。教員住宅でもう使えない住宅、手をかけるとそれは使えるということで、森越に今1戸その部分で残してあります。ですから、私はすべてを住環境までも全部受入れ側の農家さんが抱えるというのは大変だと思いますので、私はその辺は町が要するに空き家をうまく使えば、そこで研修期間、無料で入っていただくことだっていいんだろうというふうに思っていますので、これは連携をしながらちょっと対応をさせていただければというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

それです、これからバラ出荷等も可能になれば、2世帯、3世帯でやっているところというのは、高齢者というよりも先代がある程度、自由の利く身になると思うんですよ。そういう意味では、町の休耕施設だとか、そういうところを若者の農業支援みたいな感じで研修を受けられる場所として、そこに指導員を入れて、そこである程度やってみたいという希望者には新たなハウス等の整備をして提供するだとか、または、離農した方の施設をある程度担保した中で、担保しておいて、何年か後にはその方に継いでもらうよとか、いろいろな工夫がこれから必要になってくるのかなと。中ノ川にも1件離農して、最終的には処分したみたいなんですけれども、もったいないですよ。そのままの施設があるわけですから。是非、そういう後継者が、新たなIターンの後継者ができれば、そこの施設を活用してお願いしたいと思いますということもなる

だろうし、町の産業発展もつながるだろうと思うんですよね。そういう意味では、そういう部分にも少し手厚い支援を考えていただきたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

実は新規就農者の研修センター、これは実は和寒でも先進でやられています。私、全部内容等も資料として持っています。手元にあります。ですから、今ご指摘のとおり、これからやっぱり担い手を如何に作っていくかというのが大事だと思います。それで、今のニラの生産者71戸いるんですけれども、5年、10年でこれ50戸台にもうどうしようもなく、そういう形になっているという中で、その労働力軽減対策ということで、今こういうニラの計測、計量というか、計測の今、施設整備に変わろうという形になっていますので、ですから、プロジェクト会議の中で、要するに施設だけじゃなくて、今、知内町の農業、将来どうあるべきか、担い手も含め、それから労働力の軽減対策を含め、すべてのものできちんと方向性を出していただきたいと思います。施設だけじゃないんですよ、このプロジェクトという話をしているんですよ。それと、委託業務、今やられています。これは通常の要するに労働力の中で、余裕のある人が受託をしてやっているということですから、それはひとつの受託組合として作っていいんじゃないですかという話もさせていただいていますので、今ご指摘のことはもっともだというふうに理解をさせてもらっていますので、何とかいい方向で協議をさせて方向性を見つけていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

新規就農ということで、農はある意味、そういう制度的にも恵まれております。行政報告の中で、就漁という町長の言葉出てきました。先ほどのやり取りの中で、6月定例で具体的に出てくるんだろうと思います。漁の場合はまだまだそういう意味では、担い手の不足というのは免れませんので、是非、6月の定例会、期待しておりますので、前向きに検討していただきたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

どうしても農業だけに話をさせていただいていますけれども、行政執行方針見ていただければ、農も林も商も水も全部それ新規の就労対策ということで、今回謳わせていただいていますので、そんな形で、全体の要するに一次産業をどう守っていくか、これは6月に提案をさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございませぬ。それでは、次に7款商工費の質疑を行います。予算書の163ページから165ページ及び167ページから168ページ。お願いします。

質疑いただきます。3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

健康保養センターの関係でちょっとお伺いしますが、町長は、25年度のふれあい懇話会で、至る所で話す機会の中で、こもれば温泉そのものの経営改革、随分、訴えてきました。そして、社長も替わりました。26年度から。どのような成果が出たかということをも、1点。それと更にちょっと24年から25年、26年と電気料ちょっと調べてみたんです。燃料費。非常に高くなっているんですね。24年度から26年度で約370万円電気料上がっている。しかし、北電の電気料金がまだ完全に上がっている前の料金ですよ、これ。まだまだ400万円から500万円近く上がってくるんだろうと思います。前回から比べたら。そこですね、どうなんでしょう。林業補助金、環境省の補助金等も含めて、あそここのところにバイオマスでの対応というのは、そろそろ考えるべきでないだろうか。確かに補助金であそこを換えた年数は近いけれども、そればかりもう言っている時代ではないでしょう。ここにスリーエスの社長もいるから、最終的にはスリーエスの社長のご意見もお伺いしたいところではございますけれども、今考えなかったら、補助金まだ残っているからどうのこうのという時代ではないと思うんですが、考え方お尋ねします。

◎ 委員長 (森永 勉)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

こもれば温泉の運営形態を是非、見直したいという話は、私は機会があるごとに言わせていただいています。それで、今回のふれあい懇話会のときも話をさせていただきました。考え方はですね、平成7年に温泉ボーリングをやって、そして、検討委員会を立ち上げて、平成8年からこもれば温泉をオープンしています。そのときに私が企画課長をやらせていただいて、副町長が係長で、政策室長が係でありました。それで、あの施設を如何にほかの地域と特色ある差別化する施設をとということで考えさせてもらったのが、運動浴槽の設置であります。そんなことから、過疎債を特別枠で要するに使わせていただいたということがスタートであります。それで、私、今、言わせていただいているのは、その施設というのは、町民の健康づくりの施設ということで、オープンをさせていただきました。ところが、北海道電力の要するに点検等で、当初オープン当時は、12万某の利用者があって、経営的にはある程度、安定しておりました。これが今どんどん環境が変わって行って、今6万3千人まで落ちて行って、なかなか経営が厳しくなっているということでもあります。それから、そんな状況の中で、今、3番委員さんをご指摘の重油代、それから、電気代、これがですね、経営を圧迫しているということがありましたものですから、平成21年に重油ボイラーからヒートポンプに換えさせていただきました。そんな状況で、まさかこんなに電気料が上がるとは、私も想定しておりませんでした。そんなことから、今ご指摘の電気料に代わる何とかバイオマス発電ということのご指摘でありましたけれども、実は先ほどちょっと副町長の方から将来的なバイオマスの活用ということで説明をしていますけれども、実はですね、低炭素の要するに活性化というか、推進協議会、北海道の事業でありまして、今、内部的に検討をしている中で、公共施設を先導してやらせてもらいましたけれども、これを町内全域にバイオマスを活用できないかという実は検討をしているところでもあります。直ちに発電所を設けるかというのは、実は内

部的に検討はしていますけれども、相当の事業費がかかります。ですから、投資対効果ですよね、その辺は十分にその活用を検討はしてみたいというふうに思っていますけれども、今の時点では、何とも言えないというか、少し高額になってしまうのかなという今、状況でありますので、これはそれは取り組まないということではなくて、是非、検討をさせていただければということで、ご理解をいただければというふうに思います。それと、経営なんですけれども、先ほど言いました。町民の健康づくりの施設にしたいということで、まだ今回は当初予算の中には計上をさせていただいておりませんが、6月定例会に施設改修の部分をですね、提案をさせていただければというふうに思っています。それで、今回、先ほども生活福祉課長の方から、利用者の年齢を下げさせていただいたのも、その1つの考え方からであります。それで、今回、介護保険計画を作成する中で、アンケートの結果で整形の要するに病気を患って要支援に移るお年寄りの人方がすごく多いというものがありましたものですから、要するに温泉を活用し、それから運動浴槽を活用することによって、できるだけ介護認定者を減らしていきたいという考え方もあります。その取り組みがですね、今、成果としてということでありますけれども、まだ成果としては現れておりません。6月提案でその部分をきちんと詰めた中で、そして、町民プールのオープンと合わせて、高齢者の皆様方がプールも利用していただく、その連動で、こもれば温泉も活用していただける、そんな体制を何とか構築したいということでもあります。それと、保健師さんともいろいろと今やらせてもらっているのが、すべて13町内会、転倒防止とか、健康づくりというのは、全部保健師さんが地域に出て事業を展開しているんです。これをもしこもれば温泉で無料のバスを使って、こもれば温泉に来てもらって、その人方をそういう健康指導ができるのであれば、私は効率がきっと上がっていくんだろうというふうに思っていますし、如何に引きこもりのお年寄りの皆様方を表面に出すかというのが大事なんだろうというふうに思っていますので、こもれば温泉に優待券を使って、バスで迎えに行って来てもらう人が温泉を利用する、そして、お昼に軽食を取って、そして、帰ってもらう。そこで要するに高齢者の皆様方のコミュニティの場面を作られれば、もっともっときっとお年寄りの人方が外へ出ようという形にきっとなってくるんだろうというふうに思っていますので、これは今、成果ということは、この時点では申し上げられませんけれども、6月定例会に今、内部調整しています。いろいろと展開をしようということで、保健師さんとも体制を今、整えさせていただいているところでありますので、6月の議会にその辺の再度、私の考え方を説明させていただいて、議会の皆様方にご理解をいただければというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

経営者が、社長が替わっても成果は変わるとはじめから期待はしていませんでした。ただ、変わったのは、ドライヤーに金かかるだけです。今まで全部自由に使っていたけど、ドライヤー今度10円持っていないとかかけられないんだよ。結構な批判がございます。それと、私も長年通っていますが、町長以下、役場の管理職の方々に来ているのは1人か2人、あとは誰も来ていません。それで、温泉改革とやかく言うの

は、ちょっと言語道断だなという気はしています。嫌みに聞こえるなら聞いてください。ただですね、今、私、ヒートポンプでまだ残債も残っているんだと思いますが、しかし、英断をふるってください。来年になったら、前年度からいったら500万円以上の燃料費のアップになるんだと思う。これ何年か続いたら大変なことになりますよ。そういうことをひとつお願いをして、これ以上、申し上げません。

◎ 委員長（森永 勉）

答弁いりませんね。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。165、都市と交流、今回26年度で233万円の事業が終了したということでもいいですか。それで、ちょっと聞き逃したんですけれども、それに変わる事業というのは、どういう内容になっているのかお尋ねをします。

それと、もう1点、観光協会の活動助成157万円出ています。今年度の観光協会の活動内容というのは、どのように町に上がってきているのか、その辺も合わせてお尋ねします。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。都市と地方の交流事業につきましては、平成24年度から実施しておりまして、主に北区を中心に事業展開をしてきたところでありますけれども、なかなか販路拡大にも結び付かない、あと交流事業もですね、こちらから物産展等、あと料理教室等をあちらに行き行って開いているような状況で、なかなか事業展開が図られないということで、今回、この事業を一回閉じましてですね、6月に補正を予定しております、予定事業に書いておりますけれども、新幹線開業に合わせてですね、函館地方を中心としまして、津軽圏、あと東北圏まで含めたですね、集客を目指した地域資源利用魅力向上事業というものが予定しております、これにつきましては、もう1つ地域資源活用ということで、ランドバザール、商工会の方でやっていただいて、札幌のですね、それも含めたミックスでですね、この魅力事業を6月の議会に提案をさせていただくことになっておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今、説明されてもなかなか内容的なものピンと来ませんけれども、ただ、知内高校の調理実習等ですね、やっぱり一次産業ということで、いろいろなニラ、マコガレイ、サケ、カキを素材にして、今までやってきた経過というのがあるんですよね。これも潰すということですか。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この事業につきましては、都市との交流事業で2年と3年とやっております、3年の部分については、こちらの方でやっております、2年の部分につきましては、高校の予算の中でやられていた経緯があります。それで、去年、こ

の事業終わってからですね、高校の先生とあと女性部の方ともお話をしてですね、ちょっと都市との交流事業については、26年で閉じさせていただくので、それぞれの例えば女性部の事業だとか、あと高校の事業でということで検討していただけないかということでいろいろ協議をしてまいりましたけれども、その中にはちょっとすぐにはできないような回答だったので、町事業としては、先ほど言ったとおり閉じさせていただいておりますので、高校の事業としては、2学年きつと残っているとは思いますが、都市との交流の事業での料理教室の方については、先ほど来言っているとおり、閉じさせていただいておりますので。

◎ 委員長(森永 勉)

1番、西山君。

◎ 1番(西山和夫)

ちょっと決算書を見て、知内母さんの幸セクッキング、これと知内の高校料理実習、これでちょっと97万3千円になっているので、ちょっと高校がどの程度の予算かかってやっているのかわかりませんが、ただ、半分としても50万円あればできるのかな。多分、それ以下だと思うんですよ。ということであれば、独自に高校も難色を示しているということで、前向きな答弁ではないわけでしょう。ということになれば、町の予算で何とかこれを継続してやっていただければなど。というのは、やはり包丁の扱いというのが、おかあさん方に聞いても、やはりできる子とできない子、様々なそうですよね。その中で、やっぱりできない子というのは、それをやることによって、料理に興味を持ったりする子もいるらしいですよ。是非、これは一次産業の町としても、やっぱり魚を料理する、ニラを料理する、いろいろ鍋を作るという、そういうシステムというのは、必要なことなのかなと思いますので、是非、町の対応で是非やっていただきたいと思います。

◎ 委員長(森永 勉)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長(西野俊一)

ご説明致します。この事業につきましては、都市との交流事業の前から町事業として高校の調理実習をやらせていただいた経緯がありますけれども、ずっと何年も経っておりまして、女性部の方と協議をしたときにはですね、予算の方は町の方で引き続き持ってもよろしいんですけども、主体事業としましてですね、町事業から女性部の活動事業に移行できないかというお諮りをいただいたところですけども、ちょっと今年度につきましては、すぐできないということだったので、予算につきましては、もしやっていただけるのであれば、材料費等8万円から10万円くらいだと思うんですけども、それらについては、町の方で持ってもよろしいというお話はしたところがあります。

◎ 委員長(森永 勉)

1番、西山君。

◎ 1番(西山和夫)

どうしても事業主体ということになれば、いろいろ手がかかるわけですよ。受ける側も。だから、町事業であれば受けますよという、多分、逆を返せば、町が主体で今までどおりやってもらえれば、協力しますよということだと思えるんですよ、是非、

その辺は酌んでいただいて、町が事業主体になって進める、予算は今、確保しているということだったので、事業主体が町になるか、そういうお母さん方になるかの差だと思いますので、そういうのを酌めば、町主体の方がいいんだろうと思いますので、是非、町主体の事業として提案をしていただければ、多分、浜の母さんなり、農家のお母さん方は、協力を惜しまないだろうと思いますので、是非、お願い致します。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、1番委員さんからご指摘をいただきましたけれども、知内高校の調理実習というのは、すごく子ども達生き生きとしてやられています。ですから、今回、たまたま都市と交流の中で、その部分は落とさせていただきましたが、今6月に新たな展開で予算を持とうとしておりますので、これはですね、団体でというのは難しいと思っています。これは町ですずっとやってきたので、これも知内高校のひとつの特色として私は必ず挨拶の中で、これは他の高校ではやれない、町立だからやれるし、うちがそれだけ特産品を持っている町なんですよ、ですから、この調理実習を生かしてもらって、あなた方が町外へ出たときに、知内の町はこんな要するに優れた産品を有している町ですよということをアピールしていただけませんかということでお話をさせていただいていますので、これはきちんと体制を整えさせてもらいたい。

◎ 商工係長兼労働係長（野戸早苗）

それでは、私の方から観光協会の平成26年度の事業ということでよろしいでしょうか。27年度の事業ですか。平成27年度の事業につきましては、観光協会さんの方からですね、平成26年度に実証実験としてやっております体験農園の方、こちらの方を昨年ですね、7団体の方で実証実験をさせていただきまして、だいたい参加者132名の方に来ていただきまして、体験農園の実証実験の方させていただいております。平成27年度につきましても、体験農園の事業を進めていくということで、今度はもう少しPRを致しまして、料金も少し設定をさせていただいた中で、観光協会さんが主体となって運営をしていくということを考えております。またですね、フォトコンテストの方も今回、道新のみなみ風の方にも掲載させていただいておりますけれども、大変すばらしい作品も増えてきておりますので、今回、昨年度、26年度ですね、絵はがきなどにもこのフォトコンテストの作品を活用させていただき、ブランドバザールなどで来ていただいた方に配付をさせていただきまして、大変ご好評をいただいておりますので、今年、また平成27年度予算を少し増やしまして、そういった絵はがき、またはシールなどの活用を検討しているということです。また、新しい役員さんの体制も変わったということで、こちらの方にも役員さんいらっしゃいますけれども、その方たちと新たな体験観光コースづくりを行うということ、それと新幹線の開業に向けたPRについて、町の方と連携を取って協力に進めていくという部分のご説明をいただいております。またですね、観光のPRにつきましては、青年部さんの方が非常にいろいろ精力的に動いていただきまして、平成26年度につきましては、今SNSですね、YouTubeの方でいろいろと配信をさせていただいておりますけれども、26年度で機材の方も28万円程度で充実をしております。そんな中でまた町の宣伝をそういったSNSを活用して、配信をしていくということ。また、

江差、木古内、そういった方面の方々の青年団体と最近ですね、交流を深めてまいりまして、江差町の方でも先日、交流を持たれております。そういった若い力を結集して、また観光協会で町のPRを行っていくということも伺っております。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今、体験農園、フォトコンテスト、いろいろ26年度の事業的なものを捉えております。この予算というのは、どこから出てくるんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

商工労働係長。

◎ 商工係長兼労働係長（野戸早苗）

町の方からですね、委託料の方をスリーエスさんの方にお支払をしております。これは7・1・3の13節の方で68万5千円をスリーエスさんの方にお支払を致しまして、この中で、資材費、それから機材の借り上げですとか、そういったものをスリーエスさんの方にお支払をして、管理をしていただいております。また、農地の方は、一般の方の農地をお借り致しております、こちらの方は14節で3万円で計上しております。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

観光協会には独自の予算が付かないということ。スリーエス経由でそれらの事業を消化しているということなんですね。町長の観光への思いというのは、いろいろ去年からずっと議論しておりますけれども、なかなか観光協会独自じゃあ、何をやるんだということになれば、その事業をサポートしてくれる町の予算というのは多少やっぱり必要だと思うんですよね、自己資金も必要なのはわかりますけれども、ただ、今、観光協会にそういう力ありません。正直にね。そういう意味で、スリーエスで68万円予算を計上して、体験農園なり、フォトコンテストなり、事業をやるというのはもう卒業した方がいいんだろうなという思いがあるんですけれども。まして、体験農園に関しては、地元の幼稚園なり、いろいろ小さい子どもたちが体験をして、最終的にはジュースにして、旧中の川小学校、交流センターで体験をして帰るというスタイルで、どこを拠点にしてそういう活動をするかということもまだ定まっておりませんし、今、新幹線開業に向けて、どのような取り組みで、新幹線を有効に利用するのか等も見えてきません。それらというのは、今後どういうスタイルで観光協会と手を組んで事業を進めていくのかという、方向性ちょっと見えたらお願い致します。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

1番委員さんが今ご指摘の観光協会の活動助成517万円の考え方ということで、ちょっと今、内容は課長の方から説明をさせます。それと、体験農園の部分については、昨年からはじめてやらせていただきました。それで、管理を誰にお願いするかということで、いろいろやらせてもらったら、スリーエスに今、籍を置いていただい

いる吉川さんに管理をお願いをすればベストなんだろうということで、これ民間と役場とやろうと思ったんですよ。ところが、それはやっぱり農地法の関係があって、なかなか難しいということなので、スリーエスさんに委託をしてもらって、そして、スリーエスの職員が管理をしてもらうという体制を整えさせていただいた。これを27年度も継続するということなので、スリーエスさんに委託をするものについては、その体験農園の管理部分だけということでご理解をいただければと思います。それと、今ご指摘の部分でありますけれども、私は将来的に修学旅行生を知内町に入れたいという考え方あります。そんな中で、旧中の川小学校を活用できれば、更に体制を整えられる。受けるとしたら、どこに宿泊して、どこを宿泊を体制を整えているんだと当たり前前の世界でありますので、旧中の川小学校というのは、前にグラウンドがあり、プールがあり、体育館があるといったら、受皿としては私はベストだというふうに思っています。そして、その中で、炊事場も確保されているということでもありますから、うちの要するに特産品を取ってもらって、それを要するに中ノ川に持って行って、調理をするということができれば、私はベストだと。その役割を何とか観光協会に担ってもらえませんかということはずっと言い続けてきているんです。ところが、なかなかその辺の方向性がまだ見えてきておりません。それで、まず、観光協会として、知内町にもし来ていただいたら、こんな体験観光が提供できるんですよという、まず、事業をメニューを作らなければ、いくら来てほしいといったって、それはならないんだろうと。それで、まず、これは去年からも言い続けていたんですけども、なかなか出てこない。それで、27年度その辺をきちんと対応していただけないかということで、岡田会長さんの方にも話をさせていただいております。ですから、その辺は方向はきちんともう私の方向は示してありますけれども、あとは観光協会がそれを受けてどうするかということになるかと思っております。それで、ある程度、方向が決まって、新しい事業に取り組むとなったら当然予算が必要でありますので、これは町は支援はしないということは一切言っておりません。それで、たまたま今回、今、追加で出させていただく民有地を使ってということで、その前にですね、実は会長さんが私のところに来まして、町長、こういうカキを使ったガンガンどうのこうのと言いましたね、それを要するにどこかから買って、観光協会独自でやりたいんだという話が実は伺っていました。それで、今日は会長、話はできませんけれども、明日、議員の皆様方に説明をして、ある程度そこを整えさせていただければ、その施設を活用した中で、観光協会が要するにその事業主体としてやってもらえる体制を整えさせてもらえるので、是非、それは観光協会の事業としてやっていただけないかということも言わせていただいております。ですから、少し方向性は示したんですけども、なかなか行政と観光協会のやっぱり連携というのは、スムーズにいつているなというふうには思っておりません。その中で、今年は少し行政もそこの中に入れて、そして、お互いにどうあるべきかということをお互いに連携を取りながら体制を構築できればというふうに思っていますので、今ご指摘のとおりだというふうに理解はさせてもらっていますので、もう少し観光協会に頑張ってもらえるように私もそんな形で体制を整えさせてもらえればというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

◎ 委員長(森永 勉)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。観光協会への517万円の助成の内訳ですけれども、職員設置費304万8千円、これは去年より25万1千円増えておりますけれども、これにつきましては、5年間同じ給料でやっておりましたので、少し賃金を上げております。それから、事業費、先ほど係長の方が説明をされましたけれども、142万円、それで、体験観光の部分ですね、去年、観光協会の中では見ておりませんでしたけれども、今年、10万円見ておまして、モニターツアーだとか、いろいろメニューづくりをですね、先ほどスリーエスの委託の部分と別の部分で10万円この中で見ております。それから、施設の維持管理ということで、トンネルの撮影代等の維持管理費4万5千円。あと事務費経費が101万8千円と予備費6万円で、559万1千円になっておりますけれども、これから自分たちの会費、あと事業収入、前年度の繰越等を引きまして517万円が町の助成という形になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

自分も観光協会の役員になっていきますので、いらぬことしゃべるなど怒られるかもしれませんがけれども、ただ、会議の中と随分か離があるなというのは、課長とその都度、会議のあとこういう話も出ているというお話をさせていただきます。例えば、北島三郎の生まれ故郷はどこなんだということで、前浜の池田商店ですか、あの付近だということで、その付近はもう建物立っていますので、その生家というか、北島のじっちゃんが生まれたのはここなんだよということではなくて、それを活用してサブちゃんの番屋みたいな感じで、そこでカキニラをやったらどうなんだとか、通年雇用ですね、食べさせる工夫だとか、または、町内の散策コースとして、どこかを基盤として、こういうところをコースとして町のPRに活用しましょうだとか、そういう動きは随分しているですよ。随分していて、役員の中でも随分議論をさせてもらっています。何かそういう意味ではちょっと寂しいんですけども、どんどんどんどんやっぱりそういう役員の中の声というのは、その都度、やっぱり行政とうまくやるというのが、いつも事務局には言うんです。会長というのは非常勤なので、そんなにそんなに1から10までどうのこうのじゃないよと。あくまでも事務方が皆さんの意見を集約して、どう交渉するか、あとは最終的に会長の判断をもらって、どう動くかというのは、事務方にかかっているんだろうということで随分、発破はかけるんですけども、随分事務方と町の職員とのかい離があるのかなという気がします。今年度はもう終わっちゃいましたので、どうしようもありませんけれども、是非、その辺は町の方からも積極的に事務方でどういう会議が行われているのか、その辺を把握しながら、次の観光の事業につなげるような、やっぱり一歩も二歩ももう遅れているわけですから、何とか少し出たいなという思いはあるんですけども、なかなかジレンマしているところなんですけれども、是非そういう意味では、職員と事務局の懇親を取るように心がけて、課長からもよろしくお願い致します。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほど町長もおっしゃったとおりですね、27年度につきましては、積極的に職員の方もですね、参加させていただきたく、例えば役員会全部に出られるかどうかわかりませんが、そういう主要な会議にですね、是非ご案内いただいでですね、参加していきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかにございせんか。8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

先ほど来、町長の話の話を聞いていると、知内に相当特産品があって、すばらしい町だなと僕も自信を持っていますし、町長もその辺をPRしているわけですが、ちょっとお聞きしたいんですけども、私、この正月の1月に函館へ出て、道南うまいもの大会というのがありました。そこへ顔を出してみたわけですが、ところが、道南の各町村全部出ていました。出ていないのは知内だけでした。非常に残念で帰ってきたんですけども、その辺について、札幌、東京、いろいろな形でPRしていただろうと思うんですけども、なぜ、地元の函館、こんな足下にある、ましてや、今、1番議員も言ってくれたとおり、新幹線が今、来るだろうと。そのときにカキ、ニラ、いろいろな特産品がある中で、なぜ、地元、函館に出さないのかなと、こんな思いをしているものですから、その辺の考え方、もしくは、今うまいもの大会が今年が3回目ということでございますので、来年は多分4回目になるのかなと。是非、その辺で4回目からも知内町として一緒に頭を並べて参加できないものかなと、こう思っていますので、その辺お願いします。

◎ 委員長（森永 勉）

商工労働係長。

◎ 商工係長兼労働係長（野戸早苗）

ご説明致します。丸井への出店につきましては、木古内町、松前町、福島町、4町で松前街道4町フェアということで毎年参加をさせていただいておりまして、今年につきましては、3月に知内町としましては、三洋食品さんが出店を予定しております。福島町さんは北福さんですとか、松前町さん北洋堂さんですとか、そういったところで、4町で協力して出展をしております。この部分につきましては、前町長の脇本町長の働きかけで渡島総合振興局さんの方で動いていただいて、取っ掛かりが始まったということになっておりまして、来年度につきましては、7月にまた4町街道フェアの方をちょっと予定をしておりますけれども、そういったことで、4町で足並みを揃えて参加をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

うまいものフェアの方ですね、そちらの方ですね、こちら方に正直言いまして、お誘いのお話がないものから、今後ですね、そういった部分、こちらの方からお聞きを致しまして、出展の方を特販協なりで検討させていただきたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

よろしいですか。町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

ちょっと補足。納得されていないようでありますので。そういうことなんです。今までは、札幌、それから、東京に持って行って、うちの産品を要するにPRをさせ

ようということは何年もやってきました。ところが、受ける側としては、一切、懐を痛めていないんですよ。それをうちが要するに運賃をかけて、うちから要するに産品を持って行ってやりますよ、それが本当に今、知内町の特産品をPRしている効果としてはどうなんだということ、去年、一昨年から検証をさせていただいて、今回、その辺をきちんと精査をさせていただいて、もう少し今、吉田議員さんが指摘のとおり、地元でその部分を要するに町外へ向けて使ったものを少し新幹線開業に合わせて、地元でやればもっともっときつと効果が上がるんだということでの考え方で、今回、けじめを付けさせていただいたということでもあります。ですから、6月に今その部分をきちんと提案をさせていただければというふうに思っていますので、できるだけ知内町だけが参加していないというふうにならないように、私もその辺は対応をしなければというふうに考えています。それと、ブランドバザール、3か年やらせてもらいました。これはですね、客層なんですよ。要するに安く提供をしますからということで、提供する。これは食べた人方というのは、すごくそれは、ああ、おいしいものを食べさせていただいた、ところがそこに販路でお店がずっと出ているんです。ところが全くそれは買おうとしないで、食べて終わったらすぐいなくなるということであるので、そうであるのであれば、函館市の要するにホテルを活用して、その部分を同じ予算で要するに会費制でうちの要するに5千円なら5千円の券を買っていただければ、うちの地元の産品をそこで要するに食べられるんですよと言った方が、逆に町の特産品をPRできるし、地元の要するに生産者の皆様方にもメリットがあるのかなという考え方をさせていただいております。そんなことで、きちんと検証をさせていただいて、今年度からそんな取り組みをさせていただければというふうに思っていますので、6月にその辺の考え方、ご提案をさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

◎ 委員長(森永 勉)

1番、西山君。

◎ 1番(西山和夫)

すみません。先ほどちょっと言い忘れたんですけれども、小さいことなんです。先ほどの体験農園ありました。そして、トマト、残ったら観光協会でその利用法用を考えてくれと。あくまでも、余りますので、その活用方法考えてくれということで、夕張ピュアゼリーじゃないですけれども、要するにゼリーの中にトマトを入れて、房の部分は何か羊かんみたいな形で要するに埋め込むという、いろいろ考えて、我々も考えていたんですけれども、いつの間にかスリーエスなんですね。持っていっちゃっているんです。全部。そして、処分、お金にしたのかどうかわかりませんが、何かやっていることが我々とつながりがありません。それまず、苦情です。

そして、もう1つは、中の川、旧中の川小学校、交流センターですけれども、そのトマトを要するに子ども達にジュースにして飲ませるといふ、それもコースだったんですけれども、残念ながら、2階の調理室、赤さびというのか、水道長年使っていないものですからすごいんですよ。赤さびが出て。それで、トイレの横の水道、1階のそこでやっていたんですけれども、報道もいたんですよ。ちょっとかっこ悪いから、報道もちょっといたんです、道新じゃないと思うけど、だから、それはちょっとやめましようということ、即、2階水じゃーっと出しっ放しで時間をかけてやった

経緯があるんですけれども、教育施設になっているんですね、ということで、なかなか商工との連携がうまくいかないという面もあるんだらうと思いますけれども、まず、それを改善する、衛生面で改善する、せっかく2階の調理室はあったとしても、調理室が機能しない、ましてや、ガスも小さいコンロですから、それもなかなか機能しないという実態もありましたので、その辺の改良予算というのは、もし本当に交流センターを1つの拠点として使うという町長の方向性があるのであれば、予算を付けていただきたいなと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

これはですね、岡田会長さんの方からその辺の話は聞いています。うちの担当も要するに現場を見させています。これはきちんと対応をしたいというふうに思っています。それと、先ほどちょっとスリーエスと観光協会の連携という話が今ちょっとありましたけれども、決してそんなことはないんだというふうに思っています。私はですね、今、体験で収穫する量というのは、もう限られています。ただ、子ども達が自由に三角袋を持ってあれを取らせるということは、私は絶対子ども達のやっぱりそういう笑顔を見ると、やってよかったなというふうに思っています。ただ、750本植えさせてもらって、すべてそしたらそういう体験ですべてはき出せるかといったら、そうではないです。ですから、スリーエスの職員として、スリーエスに委託をしたんだから、その部分はおもったいないです。腐らしてなげるのは。だから、それは積極的にスリーエスで持って行って販売してくださいと、これがまたすごく甘いトマトで、温泉に並べるとすぐなくなるということもありますので、ただ、今、言うように、これを加工して、使いたいということの考え方というのは、私は否定しません。ですから、その辺はきちんと連携を取れば、そういう苦情は出てこないだらうというふうに思っていますので、その辺、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 委員長（森永 勉）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

これは会長とも何やっているのよとやりましたので、多分、議場でしゃべっても怒られないと思うんですけれども、当時というのは、今の町長と違うんですよ。あくまでもそういう余るだらうと想定の中で、観光協会でその使い道を検討してくださいという、役員会なんです。ですから、要するに検討しますよね、役員集まれば。それで、結果的にさっき言うような、いろいろなアイデアを出して、結果的にですよ、結果的に要するに何も報告なかったんですけれども、あれ、トマトもう終わったよなと、余ったやつどうしたのと言ったら、スリーエスで要するにそれを販売しますだとか、いろいろ言ったんだと思うんですけれども、それは会長違うだらうと。何で我々にそういう提案をして、要するに使い道を検討してくれと言ったんだという話なんですよ。これはちょっとこれ以上いけば個人のあれになりますので、言いませんけれども、ただ、そういう連携だっとなってないような気がするな。事前にスリーエスで体験観光が終わったあと、スリーエスで販売しますよならわかるんですよ。だから、それが前座でどういう話になったのかという、だから職員には会議に入ってくれとい

う要請も個人的にはしましたし、その辺やっぱりうまくこれから調整してください。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほど来、スリーエスというお名前出てきておりますけれども、予算の説明のときにも言ったとおりですね、町が委託をして栽培をしていただいであって、スリーエスさんと観光協会のあれの部分はありませんので、町長言われたとおりですね、生物、赤々となってですね、それを観光協会さんがもし捌くのであれば、そういう裁いていただいてももちろん結構ですしということで、町の方では考えておりましたので、この辺についても今、町長言われたとおりの考えでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎ 委員長（森永 勉）

あと質問ございませんね。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

ちょっと教えてください。活性化センター、あそこにトマトジュース作る確か一式機械あったはずですよ。あれそのままあるんでしょう。活性化センターから重内に持ってきたの。まず、それが1点。もしそれがあるのであったら、観光協会で心配している中ノ川に持っていけばそれで済むことであって、さらには、今あそこ活性化センター誰かに貸しているんじゃないの。食堂か何かで。貸しているんでしょう。貸していたら、ここにその他の収入として、収入というのは上がってこないの。これゼロになっているからどうなっているのか。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、活性化センターのトマトのジュース作りの機械についてはですね、ちょっと年数は定かではありませんけれども、活性化センター最初は農協さんが店舗をやってですね、あと向かって左側、研修施設とあと調理室、調理室の中で、トマトジュース作りを民間の方、料理教室もやりましたし、民間の方が積極的に活用してジュース作りをやられておりました。その後、農協さんが撤退してですね、民間の方に食堂として、まず貸し出しました。そのときに調理室を使うということで、トマトジュース作りの機械を重内の転作定着化センターの方に今、持ってですね、そちらの方で女性部中心に活用をしていただいています。それから、もう1点、使用料につきましてはですね、歳入の方で月1万円の12万円。あと電気使用料等につきましてはですね、基本料金は町の方で持っておりますけれども、それ以外の分については、戻入で歳入の方でみております。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

使用料12万円だったら、特定財源の中で、その他で12万円と入ってこないとなんではない。それと、重内の活性化センターでトマトジュース作っているという話あまり聞いたことがない。ということは、重内で企業としてトマトジュース作ってい

るんですよね、一個人が。会社を作ってトマトジュース作っているわけだ。それと競合するので、以前、活性化センターで我々も行って作ったことがあるけれども、そういうことで、確か重内は使っていないはずだよ。その辺、もし使っていないのであれば、観光協会でスリーエスとごちゃごちゃやるよりも、トマト余ったものを全部トマトジュースにするんだよということで観光協会にも少し財源を残すような方法を考えながら、ちょっとその辺考えてみたらいいと思うのですが。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。センターの方でセンターを活用したら、加工グループの方の総会に出させていただいたときに、その機械を使ってジュースを作っている方についてはですね、個人の方1名いらっしゃるということで、それで、その1名の方からですね、いろいろ今年度については、加工グループの方でもトマト結構余る部分がありますので、それを使ったジュース作り教室も今年度、27年度については、今、予定されているということで、とりあえず、今、重内の方にありますので、その辺また観光協会とですね、話し合いをしながら、例えば、重内のセンターで作っていただいて、それを販売するだとかという方法もあるのかなと思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（森永 勉）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

もし観光協会でトマトジュース作るということであれば、今年のトマトの植付けから品種を決めなければならない。ただの普通のハウス桃太郎だけでジュースを作るといったって話にならない。ここにも役員いたな。例えば、トマトジュース作るときは、ミニトマトのアイコンを入れたり、グリーンを入れたりということで、味を全部出していくわけですよ。その辺の計画等もあるので、早いところ重内の方ときちんと話をして、できることであれば、個人で1件作っているのであったら、観光協会全体で作るのだったらそちらの方に持ってくるのか何とか方法を考えていただきたいと。

◎ 委員長（森永 勉）

答弁ありますか。産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。苗につきましては、恐らくもう3月の中旬ですので、もう頼んでいるかと思えますけれども、その辺ちょっと委託を予定していますスリーエスさんの方とちょっと調整できれば、間に合えばやっていきますけれども、その辺もまた観光協会のご意見も聞きながら、対応をしていきたいと思えます。

◎ 委員長（森永 勉）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。使用料の関係でございますけれども、使用料は一般財源扱いですので、財源内訳の特財のところには入らないということでご理解をいただきたいと思えます。一般会計のですね、32ページ、12款の使用料ということでよろしく願いしたいと思えます。

◎ 委員長（森永 勉）

あと質疑ございませんね。それでは、産業振興課関係の質疑を終わります。

● 延会宣言

◎ 委員長（森永 勉）

お諮り致します。本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、これでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会に決定致しました。

本日はこれで延会します。

（ 延会 午後 4時50分 ）